参考様式３

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

①	年月日	令和4年3月30日
②	内容	県政報告書作成費 内容　別添書類参照 発行部数　17,000部 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	全紙面に占める政務活動分の紙面割合により按分率を88/100とする。
④	経費	

費目	領収書金額（円）	按分率（／）	充当金額（円）	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
広報費	1,921,920	88/100	1,691,289	県政報告書印刷代　17,000部	✓	
広報費	132,000	88/100	116,160	県政報告書封入フィルム　17,000枚		
合計	2,053,920		1,807,449			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☑ 後援会主催の報告会等ではない	
☑ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☑ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☑ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

（裏面）

【按分による支出の場合】

按分率	88/100
政務活動費の支出額	1,807,449円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円

領　収　証

仁木啓人　　様　No.

★ ¥7,921,920-

但　県政報告書作成費

R4 年 3 月 30 日　上記正に領収いたしました

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

〒770-0855
徳島県徳島市新蔵町2丁目31番地
株式会社ワーズブレーン
代表取締役 杉本英治

D211R18

領　収　証

仁木啓人　　様　No.

★ ¥132,000-

但　県政報告書封入フィルム

R4 年 3 月 31 日　上記正に領収いたしました

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

〒770-0855
徳島県徳島市新蔵町2丁目31番地
株式会社ワーズブレーン
代表取締役 杉本英治

D211R18

441PRESS

よしひと

YOSHIHITO

徳島県議会議員　仁木啓人県政報告

2022.03

仁木啓人
阿南市長生長迫田2−1
TEL.0884-23-4410

阿南市議会議員を経て徳島県議会議員初当選から3年
令和元年度は経済委員会・防災対策特別委員会
令和2年度は県土整備委員会・地方創生対策特別委員会
令和3年度は経済委員会・防災・感染症対策特別委員会に所属し、
徳島県政へ、要望や苦言を呈した議事録を要約して紹介します。

最年少県議会議員（阿南選出）

仁木よしひとが地元の声を県政に訴えた3年の軌跡

徳島県議会
最多級の
質問数を誇る
仁木よしひと
質問答弁集

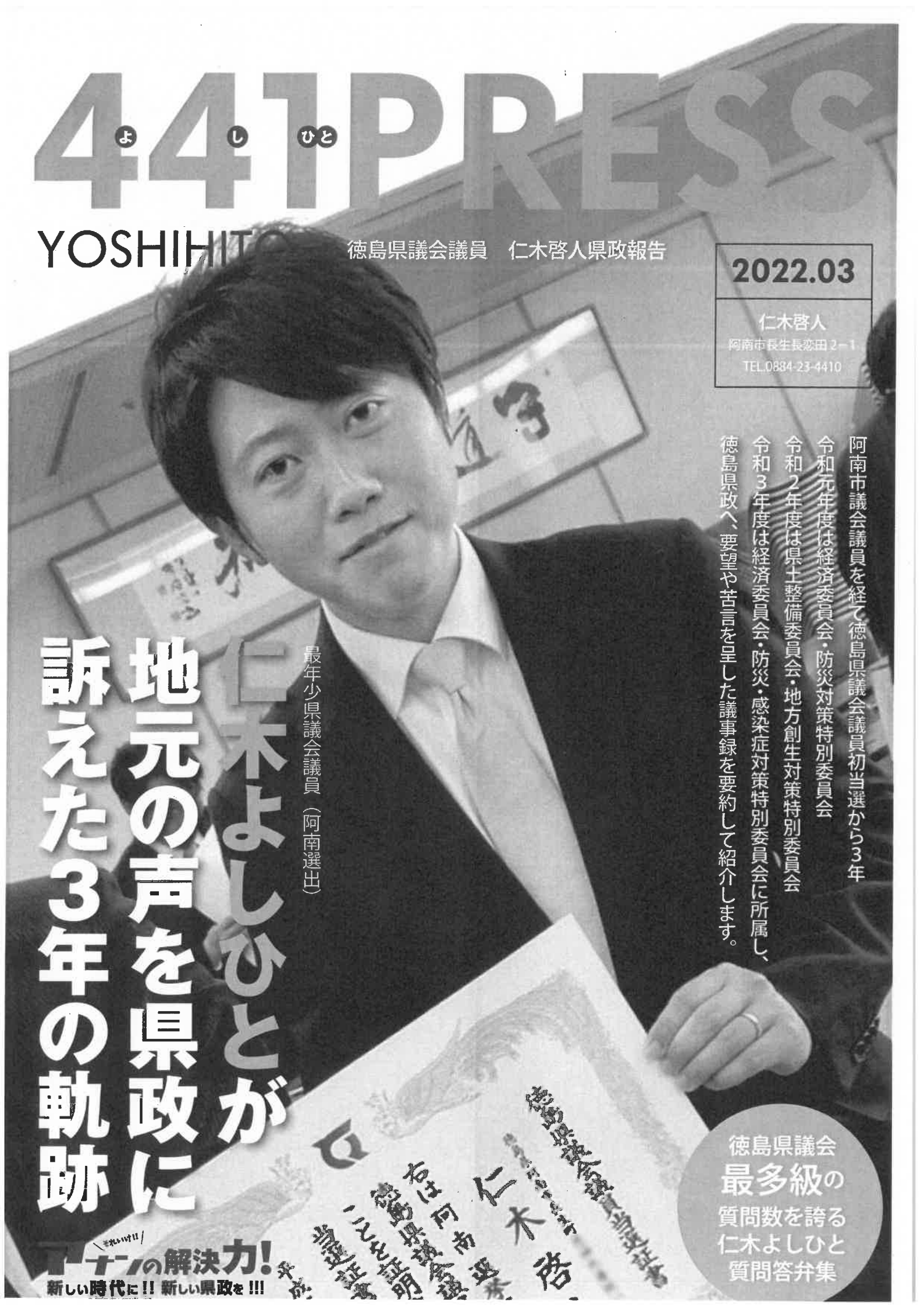

ナンの解決力!
新しい時代に!! 新しい県政を!!!

6 9 仁木啓人

ごあいさつ

私は2019年、皆様のご支援をいただき、阿南市議会議員から徳島県議会議員へと送り出していただきました。本当にありがとうございます。

当選後は、まさに怒涛の3年間でした。若輩の私なりに地元阿南市はもちろん、徳島県で暮らす皆様が、未来に希望を持ち、安心して暮らせる様、全力で県政へ働きかけてまいりました。

待機児童や育休退所の弊害に悩む子育て世代の方々の声。先の見えないコロナ禍で売上が下がり、業の存続が危ぶまれる飲食店・旅行業・小売業の方々の声、漁業や農林水産業及び卸業の方々の声、台風で被害に遭われた方々の声、大手百貨店撤退により解雇された方々の声、医療・福祉関係で、本当にご苦労されている方々の声。そんな声を「カタチ」にするべく、県議会のど真ん中で行政に対し訴え続けた足跡を、お伝えするため、この県政報告書を作成しました。ぜひご一読いただければ幸いです。

議員活動は、4人会派「新しい県政を創る会」を結成し、防災・感染症対策特別委員会　副委員長、経済委員会委員として活動してまいりました。

地方から国政への働きかけとして、2021年に親族である仁木博文を徳島県から衆議院議員として国政へ、輩出する手伝いもさせていただきました。2022年には、国民民主党　徳島県連を設立し、県連幹事長として活動いたしました。

これからも、安心して暮らせる徳島、日本にするため、正直な政治を貫き、一所懸命！「アナンの解決力」として精進してまいりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

徳島県議会議員

仁木 啓人（よしひと）

令和元年9月定例会　代表質問（9月26日）

県南部の人口減少を止めるために

先進的な定住施策をさらに進める必要がある

〈仁木県議・質問〉県内各圏域、とりわけ県南部における人口流動に対し、どのような具体策で人口消滅の危機に臨むのか、また県内の市町村における先進的な定住施策を含め、御所見をうかがいたい。

〈答弁〉本県では、南部、西部両圏域において、地域を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、本庁の横割り組織である総合県民局を設置し、圏域の現状や課題、そして地域特性を踏まえた地域振興施策の方向性や方法を具体的に示す指針として、振興計画を策定の上、圏域の皆様方と力を合わせ、地域活性化に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化や過疎化、人口減少が進行する中、主要産業である農林水産業の担い手確保や、魅力的な就業の場の創出など、重大かつ喫緊の課題に直面しています。

南部圏域におきましては、これまで、農林水産業の担い手確保として、きゅうりタウン構想のもと、海部きゅうり塾での新規就農者の育成と自立支援、阿南市加茂谷地域における住民主導による地域一体となった就農誘致、そして支援活動、林業アカデミーや漁業アカデミーによる地域の後継者育成に取り組んでまいりました。また、魅力的な就業の場の創出に向けては、南部圏域内におけるサテライトオフィス誘致に取り組み、県内最多の十九社を誇る美波町を筆頭に、合計。26社の集積が実現しているところであります。

こうした取組とあわせ、地域おこし協力隊である移住者が任期満了後も地域に定住できる活動支援、保護者の二地域居住に合わせて子どもさんの地方と都市の学校間移動を容易にするデュアルスクールの推進などに取り組んでまいりました結果、平成27年度から四年間で累計1千200名を超える移住者を受け入れているところであります。

現在、南部圏域振興計画については、地域の知恵を結集した四年に一度の大幅な見直しが大詰めを迎えているところであり、この計画に、新たな取組として、コワーキングスペースを活用した地域の課題解決や、Society5.0時代に向けた新たなビジネスの創出を盛り込むとともに、定住環境の一層の充実の面では、南部圏域の公的医療機関が一体となった医療提供体制海部・那賀モデルのさらなる進化も図ることといたしております。

今後、新たな振興計画のもと、南部圏域における人口減少克服に向け、県や関係機関はもとより、南部圏域が一丸となって、地域に根差した活性化策により一層磨きをかけ、安全で住みやすく、そして温かい、持続可能な地域づくりに全力で取り組んでまいります。（飯泉嘉門徳島県知事）

〈仁木県議・質問〉本県では、第二子以降の保育料の無償化を実施しているが、この施策が保育サービスの需要と供給に影響を及ぼし、保育現場の緊迫感に繋がっていないか危惧される。待機児童の増減の平均値について教えていただきたい。また、今後県費において正規保育士を確保し、適材適所に応援派遣できる仕組みは作れないか。

〈答弁〉本県の幼児教育の無償化の対象となった待機児童数の状況は、昨年10月1日時点では9名から2名へと、前年度比7人の減という状況になっております。そして、本年4月1日時点では1名から9名へと、前年度比8人増、これは県下全域でこのような状況になっております。

入所できない保護者様に対しましては、保護者の意向や状況について、必要書類の提出も求めながら、電話やメールにより、きめ細やかに調査を行うとともに、待機児童の解消に向けた利用調整にもつなげているところです。

毎月の待機児童数の把握につきましては市町村の御意見もお聞きしながら、実施の可否について検討したいと思います。

県では、保育士の人材確保に向け、保育士資格取得のための修学資金の貸付け、保育士保育所支援センターにおける就職のあっせん、アクティブシニアの保育現場への就労促進、産休代替職員への補助制度など、国の交付金を活用しながら、新規及び潜在保育士の確保や保育士の就労環境改善に取り組んでいるところです。策定中の第二期子ども・子育て支援事業支援計画によりまして、市町村による保育提供体制の確保を支援するとともに、人員配置が円滑に行えるよう、保育現場と保育人材のマッチング支援を強化してまいりたいと考えています。（板東安彦県民環境部長）

徳島の酪農・水産業のさらなる発展を

県産畜産物の畜産ＧＡＰ認証取得を加速すべき

〈仁木県議・質問〉本県においては、肉牛農家で畜産ＧＡＰ認証取得が他県に先駆けて進んでいる。今後、県としては、どのような形でブランド強化と販路拡大に取り組んでいくのか。

〈答弁〉本県畜産業の持続的発展を図っていくためには、畜産ＧＡＰの認証取得を推進し、安全・安心な畜産物の生産や畜産ブランドの高付加価値化を図ることが重要であると認識しています。本県では、中四国他県に先駆けて、畜産ＧＡＰ認証取得の取組みを強力に進めており、肉用牛分野では、中四国で本県の三経営体のみが認証を取得しています。

県においては、畜産ＧＡＰのさらなる認証取得に向け、国主催の指導員研修会を、中四国で唯一、昨年、今年と二年連続で開催するとともに、本県独自に作成しました認証取得維持管理カリキュラムに基づき、各経営体の実情に応じた指導を実施しています。

さらに、今年度、全国初となる畜産ＧＡＰ認証取得を要件とした新たなプレミアムブランド「とくしま三ツ星ビーフ」認定制度を創設し、制度の積極的な運用を通じ、県産牛肉の認知度向上を図るとともに、全国に先駆けて整備したハラール食肉処理施設を最大限に活用するなど、国内外でのブランド力の強化と販路拡大につなげてまいります。（手塚俊明農林水産部長）

〈仁木県議・質問〉ＩｏＴなどの最新技術の積極的な導入により、若手からベテランまで全ての漁業者が活用できるスマート水産業の現場実装については、県としてどのように取り組んでいくのか。

〈答弁〉スマート水産業の現場実装へ向けた取り組みについて。

水産業は、経験の浅い若手漁業者の皆様にとっては難易度が高く、経営の不安定化を招く要因の一つとなっています。

県では、出漁前に漁場環境の把握に役立

つ情報提供として、人工衛星画像による海水温情報を、水産研究課のホームページを通じ、毎日公開しています。

昨今、より迅速かつ精度の高い漁場環境の把握が求められていることから、県においては、一時間ごとの水温、塩分等の情報を誰もが簡単にスマホ等で入手できるリアルタイム水質情報配信システムを構築し、水産研究課の鳴門庁舎、美波庁舎及び海陽町の県有種苗生産施設における海水情報の提供を昨年の六月から開始したところであります。

さらに、漁業者の皆様の多様化するニーズにお応えするためには、水産研究課が独自に開発したデータ送信機能を持つ水質情報自動観測ブイを、椿泊湾や伊島など県下の漁場に順次設置し、全ての漁業者の皆様の効率的な漁業操業や適切な養殖管理などに役立てていただきたいと考えています。

今後もＩｏＴやＡＩといった新たな技術の活用により、漁業の効率化や省力化を実現するスマート水産業の現場実装にしっかりと取り組んでまいります。（手塚俊明農林水産部長）

〈仁木県議・質問〉各市町村で野生鳥獣の捕獲が行われているが、処理加工施設は県西部や県南部の山間地域を中心に設置されており、捕獲した野生鳥獣の肉は有効活用されていない。野生鳥獣被害対策における県東部の処理加工施設の整備方針についてうかがいたい。

〈答弁〉東部圏域におけるジビエ処理加工施設整備について。本県では、野生鳥獣による被害防止対策の一環として捕獲したニホンジカやイノシシの肉を「阿波地美栄」として有効活用し、普及と消費拡大に取り組んでいます。

捕獲した野生鳥獣は、県内九カ所のジビエ処理加工施設で処理されていますが、その施設の多くは県西部や県南部に偏在しており、東部圏域は空白地域となっております。このため、県では、本年四月、県野生鳥獣肉解体処理加工施設整備指針を新たに策定し、安定的な処理頭数の確保に向けた広域的な設置、コスト削減に向けた既存ストックの有効活用、民間の活力やノウハウの活用の観点から、空白地域における処理加工施設の整備を進めることといたしております。

当該指針の策定を受けて、六月には、県と阿南市、小松島市で構成する検討会が設置され、県内の処理加工施設の視察を行い、設置イメージの共有化や課題の抽出、阿波地美栄処理衛生管理ガイドラインに基づく施設基準や衛生管理運営基準についての事前協議、また設置場所や運営体制、運営費の検討など、具体的な作業が鋭意進められているところでございます。

今後、関係自治体や地元ＪＡ、猟友会など関係団体と緊密に連携し、国交付金の積極的な活用により、空白の東部圏域に処理加工施設が早期に開設されるよう、しっかりと取り組んでまいります。（手塚俊明農林水産部長）

〈仁木県議・質問〉県単独急傾斜地崩壊対策事業については、地元から要望を多く抱える市町村がある。防災の観点からも、順番待ちの箇所を解消し、県単独急傾斜地崩壊対策事業における市町村の事業予定箇所をあらかじめ把握し、どのように対応していくのか示していただきたい。

〈答弁〉県単独急傾斜地崩壊対策事業について市町村の実態把握のため、本年六月、崖崩れの危険箇所を持つ二十一市町村に対しアンケート調査を実施した結果、一部の市町村において、県への申請を保留している事例がありました。

市町村の担当者に事業の概要や県への申請方法などを御説明するとともに、準備が整った箇所について積極的に申請していただけるよう、再度要請を行ってまいりました。さらに、例年の県予算編成に先立ち行う市町村からの次年度要望箇所の聞き取り時において、地元からの要望状況や事業化スケジュールなどの詳細な確認につきましても今年度から実施するとともに、市町村からの要請に応じ、職員派遣による現地調査や工法検討などの技術的助言を行ってまいります。

今後とも、市町村と連携し、県民の皆様の安全で安心な暮らしを守る県単独急傾斜地崩壊対策事業の促進に努めてまいります。（北川政宏県土整備部長）

誰もが自分らしい生き方を追求できる社会へ

発達障がいに悩む生徒、保護者の方々に適材適所支援を

〈仁木県議・質問〉教育行政について。発達障がいに悩む生徒、保護者の方々に通級などの特別な支援を望まれるかどうかのニーズ調査を行い、適材適所支援を講じる必要があると思う。また、子どもたちの足元からの健康教育である「足育」について、本県においても取組んでいただきたい。

〈答弁〉県立高校における特別な支援策について。

県教育委員会では、各高校の相談支援体制を整備するとともに、より専門的な相談、助言を行う巡回相談員の派遣、医師等の専門家チームによる支援体制の構築、放課後における社会的な自立に向けた学習の支援など、高校における特別支援教育を充実させるためのさまざまな取組を進めてまいりました。

平成三十年四月から、徳島中央高校におきまして、通級による指導、すなわち通常の学級に在籍しつつ、必要に応じて社会的な自立に向けた学習を通級指導教室で行う指導形態を実施し、さらに今年度からは、国の事業を活用して、高校における効果的な通級指導のあり方について研究しているところです。

支援のニーズにつきましては、入学説明会等で特別支援教育に関するリーフレットを保護者に配布し、障がいについての理解を深め、必要な支援についての相談を促すとともに、継続的な支援のために、中学校との連携を強化することなどを通して把握に努めてきたところです。

県教育委員会といたしましては、今後、各高校において、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援体制を整えるとともに、一人一人に応じた的確なニーズの把握に努め、効果的な支援を行い、障がいのある生徒が将来の社会的自立と進路実現に向けて充実した高校生活が送れるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、足育への取組について。

本県では、適正な靴の選び方、履き方などを学ぶ取組として、子どもの足の健康に関する啓発資料として、公益財団法人日本学校保健会が医師や養護教諭等の意見を踏まえ作成した冊子「子供の足の健康のしおり」を、本年四月、全ての公立学校に配布しております。各学校におきましては、こうした啓発資料を、学校保健委員会の研修資料、地域の学校保健会が主催する講演会、生徒や保護者に配布する健康だよりなどに活用し、生徒の健康相談や保健指導等に役立てているところです。（美馬持仁教育長）

県南の医療体制の充実と確保は極めて重要な課題

待機児童数や正規保育士の数等を把握し、分析していくことが大切

(仁木県議・質問)県南の各医療圏における医療体制の充実と確保は極めて重要な課題だ。県は、今後どのように取り組んでいかれるのか。

〈答弁〉県南の医療提供体制の充実に向けて本年5月、地域医療介護総合確保基金を35億円活用し、阿南医療センターが開院しました。

阿南医療センターに限らず、県内多くの公立・公的病院において、医師確保が課題となっています。県としては、徳島大学医学部における地域枠あるいは地域特別枠医師の育成を進めており、この地域特別枠医師については、現在既に47名が阿南医療センターを含めた医療現場で活躍されており、今後も継続して卒業生が輩出されていく見込みです。

また、阿南医療センターは、臨床研修病院にもなっているので、初期臨床研修医の確保にも取り組んでいただきたいと考えています。県としても、臨床研修連絡協議会に参加し、より多くの医学部卒業生に本県での初期臨床研修を行っていただける取組みを進めております。

今後とも、本県で勤務していただける医師を増やし、各病院の医療機能を十分に発揮できる環境を整えることにより、県南部を含め県全体の医療提供体制の充実に全力で取り組んでまいります。(仁井谷興史保健福祉部長)

(仁木県議・質問)最後に、県内宿泊者の増大につなげるため、あわっ子文化大使と連携し、県内の体験型観光のツアーガイドの実施や、PR動画の配信など、情報発信を行ってはどうかと、提案させていただきたい。

〈答弁〉県ではこれまで、台湾や香港、欧米等で活躍する、強い情報発信力を有するパワーブロガーやユーチューバーなどを招聘しまして、本県の観光情報を発信いただきますとともに、徳島愛を有する県民の皆さんに、自然や文化、食など旬の観光情報を直接発信いただく観光サポーター制度の創設にも現在取り組んでいるところでございます。

教育委員会が平成25年度から認証しているあわっ子文化大使は、現在、65名の県内中学生の皆さんが活躍しており、あわ文化を初め、ふるさと徳島の魅力発信活動に取り組んでいただいております。あわっ子文化大使の皆さんに、徳島県の観光情報の発信役を担っていただくことは、観光施策上、有効な方策にもなり得ると考えています。

そこで、インフルエンサーの皆さんとあわっ子文化大使との交流、そして意見交換を行う場の設定につきまして、今後検討を進めたいと考えております。

引き続き、観光コンテンツや宿泊施設の一層の魅力アップとあわせまして、創意工夫を凝らした県民参加型の観光情報の発信強化にも取り組み、国内外での多くの徳島ファンの創出を目指してまいります。(黒下耕司商工労働観光部長)

(仁木県議・質問)阿南市では、待機児童数を月別に把握し、待機児童数を減らしていくことに取り組んでいる。待機児童数、空きの定員数、育休退所の数、空き待ちの児童数、正規保育士の数を把握し、分析していくことが大切だと思う。

〈答弁〉市町村においては個別に入所調整に必死に努力されていると思います。大きな方向性としては、育休明けの方々の待機需要というのが年度末に向けて上がっていく傾向がありますので、要因については十分把握できていると思っております。

市町村の現場の御意見もお伺いした上で、どういった形でできるのか、その可否について聞いてみたいと思います。(板東安彦県民環境部長)

令和元年度防災対策特別委員会

災害時における難病患者に援助を

人工呼吸器使用の在宅患者に自家発電機の無料貸与を

(仁木県議・質問)「災害時医薬品供給パワーアップ事業費」には当初予算が一千万円あり、肉付け予算として一千万円近くある。その内容について教えていただきたい。

〈答弁〉当初予算の一千万円は、基本的に医薬品の備蓄等に充てられます。今回の災害時医薬品供給パワーアップ事業の予算である約一千万円は、災害時に薬局機能を持った車を現地へ派遣できる「モバイルファーマシー」という薬局機能を搭載した災害対策医薬品供給車両の整備に充てられる内容となっております。(令和元年6月18日　防災対策特別委員会　三宅薬務課長)

〈質問〉モバイルファーマシーはコンパクトな車と聞いているが、これに1千万円近くかかるのはどういった内容なのか教えていただきたい。

〈答弁〉モバイルファーマシー(医薬品供給車両)については、徳島県が一千万円を上限として予算を補助し、徳島県薬剤師会が整備を行う形で計画を進めています。薬剤師会のモバイルファーマシー整備に関する最終的な予算については、薬務課が把握できていない部分もありますが、薬剤師会と薬務課で協議を行いながら整備を進めています。(令和元年6月18日　防災対策特別委員会　三宅薬務課長)

〈仁木県議・質問〉難病支援の輪推進事業の予算は139万5千円。災害時の難病患者援助体制の強化として、難病診療連携拠点病院に自家発電機を配備するためと聞いているが、詳しく教えていただきたい。

〈答弁〉在宅で人工呼吸器を使用されている患者やその家族の中には、災害時における電源の確保や、避難所への移動に不安を抱えている方が多くいます。

患者の不安を解消し、安心して自宅で療養してもらうために、難病支援の輪推進事業では、大きな柱として二つの事業を推進します。

一つは、難病診療連携拠点病院等に、在宅で人工呼吸器を使用する患者に対し無料で貸与する自家発電機を配備します。

もう一つは、地域住民や関係の医療機関、地域の行政等が参加し、人工呼吸器を使用している難病患者を対象とした避難訓練、災害時避難を支援する研修会を実施します。(令和元年6月18日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長)

〈仁木県議・質問〉難病診療連携拠点病院等に配置された自家発電機は、実質的にどのような運用を行う想定なのか、また貸与の仕方などについて具体的に教えていただきたい。

〈答弁〉難病診療連携拠点病院で、難病治療を受けられた患者が退院される時に、拠点病院が持っている自家発電機を無料で貸与します。医師の指示に従い、患者宅に配備する形を考えています。(令和元年6月18日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長)

〈仁木県議・質問〉人工呼吸器を付けられて在宅で療養されている難病患者様は非常に多いと思う。連携病院に定期的に訪れる患者様に「県の事業で自家発電機をお貸しできます」と、お知らせし、その時に貸し出しするという運用方法になるのか。

〈答弁〉難病患者が退院され、在宅療養をされるに当たり、御家族の支えだけでは難しいと思うので、かかりつけ医や福祉関係者、保健所、市町村などと協議をしながら在宅を進めていく形になると思います。患者と主治医が十分に話し合い、関係者の方々と話をしながら、この制度を知っていただき、一歩でも二歩でも患者の想いを叶えられる形で事業を進めていきたいと考えています。（令和元年6月18日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長）

〈仁木県議・質問〉自家発電機のガソリン費は、補正金額で、約何台分を想定されているのか教えていただきたい。

〈答弁〉現在、6台ぐらいの自家発電機を配備するような形で考えております。（令和元年6月18日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長）

災害時、県が主体的に県立高校の避難所を運営すべき

今後、市町村と連携を深め県立学校も避難所として使えるよう、体制を取るべき

〈仁木県議・質問〉避難所の運営は基本的に市町村が行うものと認識しているが、例えば高校の避難所の運営などはどのような形になっているのか、簡単に教えていただきたい。

〈答弁〉避難所運営は、災害時に学校が避難所となる場合、初動体制が重要であることから、教職員が応急な運営支援を行う必要があると考えています。県教育委員会としては、避難所指定のいかんを問わず、災害時には、学校に避難者が来校する事態を想定し、学校防災マニュアルにおいて避難所運営支援についての手引きを作成し、避難所運営ができるような体制をとるよう指導しています。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　林体育学校安全課長）

〈仁木県議・質問〉地震の他に、大雨時にも避難所は必要だと思う。県立高校は大雨時の避難所として実施されているのか、また、近年避難所として運用されたケースがあるのか、教えていただきたい。

〈答弁〉緊急の大雨等については、生徒が学校にいる場合、避難体制をとりながら対応を行っています。現在、私のほうでは全てを把握しておりませんが、一般の方々の避難所として運用された実態は無いと認識しています。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　林体育学校安全課長）

〈仁木県議・質問〉避難所指定に認定されてないということは、今まで連携をとらず、市町村が運営に入っていないという認識で良いのか。

〈答弁〉市との話し合いの中で県立学校が避難所指定としている学校も多々ございます。一般の方々が避難に来られた場合、受け入れ体制の整備は行なっています。実際にそれが稼動したかということについては、私のほうでは把握しておりません。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　林体育学校安全課長）

〈仁木県議・質問〉県立高校の避難所を運営するとなった場合、今まで市町村と連携した実績はないのか。

〈答弁〉例えば、県南の海部高校等においては、実際、台風の際に町の職員がまいりまして、連携しながら運営しています。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　林体育学校安全課長）

〈仁木県議・質問〉大雨の時、市の教育委員会を通じ、一番に連携を取れるのは市立中学校だと思う。県立高校の連携は一部に限られていると思うので、その辺りの認識についてお答えいただきたい。

〈答弁〉市町村と連携をしている県立学校においては、当然その体制が整っており、教職員も対応ができるような姿勢です。ただ、運営は、基本的に市町村の職員なので、実際に本格的な避難所になるまでの運営をサポートする役割をするということで、県下一斉に指導をしています。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　林体育学校安全課長）

〈仁木県議・質問〉県立高校が避難所になった場合に、サポートや後方支援するような仕組み、つなぎをするといった認識でいいのか。

〈答弁〉災害時、県立高校がどういう位置付けで避難所となっているのかということだと思います。もちろん、市町村が主体となって避難所を運営するわけですが、まずは小中学校若しくは公民館等へ行く所が多くあります。県立高校には大きな施設もあるので、二次避難所として使う場合が多くなっています。災害の大きさや地域によっても違いはありますが、今後も市町村と連携を深めながら、スムーズに県立学校も使っていただけるよう、しっかりと体制を取っていきたいと考えています。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　美馬教育長）

〈仁木県議・質問〉県立高校が避難所になった実績はあまりない。大地震発生時には県が主体的に県立高校の避難所を運営すべきではないか。市町村と連携を深めるとは、どういった連携を深めるのか考えを教えていただきたい。

〈答弁〉例ですが、県の施設の鳴門渦潮高校の中に自主防災組織があります。その施設を使い「実際にどのような避難訓練ができるのか」「お互い何が必要なのか」等をしっかり認識する必要があると思います。

県立高校と市町村の連携については、その地域が置かれている状況に応じて学校と市町村とが連携を取り、実際に行動しながら「何が一番良いのか」を考え、その積み重ねによって構築していくべきだと思います。（令和元年7月9日　防災対策特別委員会　林体育学校安全課長）

〈仁木県議・質問〉今後、スムーズに避難所を運営していくために、県立高校と連携が取れていない市町村の状況を把握してもらいたい。また、人工呼吸器の自家発電機については、十分な予算で足りているという報告を受けたので議事録に残していただきたい。

〈答弁〉在宅で人工呼吸器を使用している患者様の自家発電機の貸出しについて。

この事業は、難病や小児慢性特定疾病に

よって、自宅で人工呼吸器を使用している患者に対し、災害時の電源確保等に役立てるため、非常用自家発電機を無償で貸出しできる制度で、6月補正予算で事業費を計上しています。

平成31年3月現在、在宅で人工呼吸器を装着している患者は、指定難病と小児慢性特定疾病患者を含めると28名で、実際に自家発電機を保有されている方が25名です。各保健所が確認したところ、現在、在宅で人工呼吸器を使用されている患者3名がこの事業を使って、自家発電機を利用したいと希望しています。また、現在入院中の1名が、自家発電機を導入して在宅に向かいたいと希望されています。ということで、当方では合計4台と把握しており、余裕も考え、今回6台で自家発電機を貸し出しするように考えています。(令和元年7月9日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長)

〈仁木県議・質問〉台数については十分賄いきれているということで安心している。今現在整備されている自家発電機のタンク容量と連続何時間稼働できるのか教えていただきたい。今後の課題として、何時間後に避難が必要か等を、マニュアルに反映させていただきたい。

〈答弁〉自家発電機はガソリンで動かし、3・6リットルで7・5時間稼働します。3日間だと、ガソリンが34・5リットル必要です。携行缶20リットルを2缶備蓄しておくと、72時間稼働できます。しかし、人工呼吸器については、内部バッテリーもあります。自宅で人工呼吸器を使用している患者については、外部バッテリーも用意しています。内部バッテリーについては、機種によってさまざまですが、大体4時間から8時間、外部バッテリーについては約10時間程度と考えています。停電の際、もし移動できない場合には、内部バッテリーと外部バッテリー、それと自家発電機を活用しながら、その三日間は御自宅で待機していただくように考えております。(令和元年7月9日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長)

〈仁木県議・質問〉自家発電機の貸与後は、自助を行わなければならない。満タンの場合の連続稼働時間の指標と、72時間稼働の場合、予備の缶がどの程度必要なのか等を、貸与される方にご案内いただきたい。

最後に、地籍調査についてお聞きしたい。阿南市では、過去に地籍調査を行なった経緯があるが、十分な調査ができず、現在休止状態と聞いている。現状を把握されているのであれば教えていただきたい。

〈答弁〉阿南市は、見能林や桑野町といった現在では阿南市となっている地域において、昭和28年に本県で最も早く地籍調査に着手した経緯があります。しかし、昭和42年度から調査は休止している状況で、現在の進捗率については、調査対象面積269平方キロメートルに対して、54平方キロメートルが実施済みです、率にして20・1%となっています。また、津波浸水被害や地滑りなどの山地災害、いわゆる防災減災対策関連エリアでの進捗率は、41・9%となっています。休止に至った理由は、国土調査法が施行されて間もない昭和28年に地籍調査を開始しており、当時は測量技術者や機材が不足する中で進めたものの、公図と現実の齟齬(そご)が大きい等で調査が困難になり、成果の認証や法務局への送り込みができない成果が多発し、また、どうにか送り込んだ成果についても苦情や異議の申出が頻発し、調査が困難になったと聞いています。(令和元年7月9日　防災対策特別委員会　板東農山漁村振興課)

1日も早く「地籍」調査を進めるべき

明治時代に作られた地籍は、現実とは異なっている場合が多くあり正確ではない場合があるのが実態

〈仁木県議・質問〉市議会議員の時代に、地籍調査を再開するように議論を重ねてきたが、最終的には予算の問題があった。国土調査法に基づく地籍調査の交付金は、国が50%、県と市町村がそれぞれ25%となっている。特別交付税の措置を受ければ、国からその20%の支援を受けられる仕組みとなっているため、実質、市町村の負担は5%となる。しかし、過去に地籍調査をしているところは特別交付税を受けられない。一度地籍調査を行なったところが特別交付税措置を受けるためには、県が全国の都道府県の地籍調査の平均の進捗率に追いつかなければならない。徳島県の地籍調査の進捗率の目標は42から44%で、この数字は国の平均値より低い。県がこの状況を把握された上で、国と交渉してもらうか、また何か違う方策がないか、ご答弁いただきたい。

〈答弁〉再調査に係る事業費の特別交付税については、国土交通省より、地籍調査の効率的な推進という観点からその取扱いについて通達が出ています。具体的には、過去に調査を行った時点、これより都市化や人口集中が進むなどして調査に要求される測量の精度、それから地積測量図の縮尺が変更されてしまった区域において、県の進捗率が全国平均を上回っているか、若しくは国から県に割り当てられる予算が当初内示額から再調査に係る額を差し引いた額が、前年度の当初予算額を下回らない範囲で実施が認められています。要するに前年度に比べて増えた分しか再調査には充てられないということになります。この再調査について国の負担の要件に該当し、国に認められれば国費負担とともに、特別交付税の措置の対象にもなることから、市町村の負担は5%となります。

現在、県内の3市町の地籍調査が休止中となっており、県としても地籍調査の再開が重要だと考えています。再開に向け、地籍調査の理解を深めてもらうため、制度に関する情報を提供する研修会への参加を呼び掛け、今年度は8月上旬に休止市町の担当課長に出席いただきました。今後も研修会を開催するとともに、調査再開上の課題や再開に向けた醸成についてのヒアリングや意見交換を予定しています。

また、休止市町と実施している市町村との意見交換、土地家屋調査士会や法務局の関係者らとの意見交換など、再開に向けたケアの体制について充実を図っていきたいと考えています。更には、ほ場整備事業や公共事業の実施箇所、既に境界の確定している所の隣接する区域から進めていけば、地籍調査の課題が少ないと判断されるので、こういう所から調査再開を促すなど、課題解決に向けた支援、援助を行っていきたいと考えています。(令和元年7月9日　防災対策特別委員会板東農山漁村振興課長)

〈仁木県議・意見〉休止市町に「県が平均値を上回らなかったとしても地籍調査ができる方法がある。」ということも含めて御指導いただきたい。市町村の担当者の情報ツールだけでは成功できないと思うので、県に旗を振っていただき、一日も早く地籍調査の再開に向けて御尽力いただきたい。

〈仁木県議・質問〉県内の耐震診断の完了率について教えていただきたい。診断率が上がれば工事を行うか、予算面がクリアできないのであれば、そのまま放置しておくかの選択になると思う。

〈答弁〉耐震診断の率ですが、分母のデータは平成25年住宅土地統計調査に基づく住宅の耐震ができていない数として、住宅総数29万8千800戸の内、木造住宅では約6万3千戸ができておりませんでした。それに対し、本県では平成16年から耐震診断の事業を実施しております。この事業における昨年度末までの累計ですが、1万8千952戸で耐震診断をしていますので、約3分の1の耐震診断ができている状況ということになります。(令和元年9月18日　防災対策特別委員会　高島建築指導室長)

〈仁木県議・質問〉耐震診断が約3割という数字だが、補助金だけでなく、何らかの形で耐震診断を行わないと、次の耐震化に進めない。今後の計画について考えていることがあれば教えてほしい。

〈答弁〉耐震についての計画は、住宅以外も含めた耐震化を促進するということで、耐震改修促進計画というものを平成19年に策定しており、現在3回目の見直しの作業中です。計画内容がまとまりましたら委員会にお諮りいたしたいと考えています。

耐震改修を促進するための補助以外の取組としては、防災訓練、とくしま防災フェスタのイベントで耐震の相談会、戸別訪問、耐震出前講座の実施などで普及啓発を進めていきたいと考えています。（令和元年9月18日　防災対策特別委員会　髙島建築指導室長）

〈仁木県議・質問〉災害時の備蓄倉庫は、津波避難タワーの上で72時間滞在するという想定ではなく、被災してから利用するという想定で下に置いている可能性はないか。県は備蓄倉庫の位置について把握しているのか、教えていただきたい。把握できていない場合は、把握しておいていただきたい。

〈答弁〉備蓄倉庫の総数と設置場所については、現在のところ詳細な数字、設置場所については把握していません。（令和元年9月18日　防災対策特別委員会　杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長）

〈仁木県議・質問〉「災害時においては経済活動の再開が非常に大切で、それは労働者があってこそ」という観点の話を聞いた。阿南市には辰巳の工業団地や日亜化学等の大手企業がたくさんあるが、阿南市街から通勤される方も多い。那賀川大橋については、二車線化で大丈夫なのかと感じている。通勤ルートとして、大京橋、古庄、持井橋、迂回も考えると加茂谷の橋があるが、これらの橋が想定される最大震度に耐えられるのか危惧される。

〈答弁〉那賀川に架かる橋の耐震の状況について。橋梁（きょうりょう）の耐震設計をする場合には、道路橋に関する技術基準があり、これを道路橋示方書といい、これに基づきながら緊急輸送道路の橋梁をまずは優先的に耐震化しています。徳島県管理橋梁の耐震化については、橋長が15メートル以上あり橋梁緊急輸送道路上の橋梁を始めとする515橋について、現在優先的に耐震工事を行っています。このうち平成30年度末における橋梁耐震化の進捗状況については443橋が完了し、耐震化率は86％です。阿南市内の那賀川に架かる橋梁につきましては、県管理の橋梁として6橋あります。そのうち、緊急輸送用道路上の15メートル以上の橋は、古庄の那賀川橋、持井橋、この2橋が優先的に耐震化を行う橋梁と位置づけされています。那賀川橋につきましては、すでに耐震化を完了しています。持井橋については、現在耐震化工事を行っています。

現在実施している橋梁耐震化については、橋梁の被災状況が大きかった阪神淡路大震災などと同程度の地震を想定し、これに対して落橋や倒壊等の致命的な被害を防止して道路橋としての機能を維持できるよう、早急に解決することを目的として進めています。（令和元年9月18日　防災対策特別委員会　川口道路整備課長）

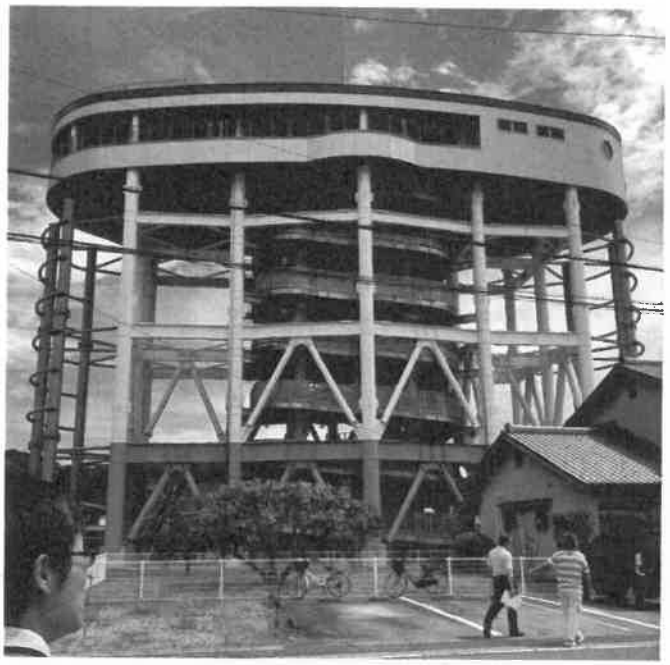

南海トラフ巨大地震被害想定で、日本で最も高い津波が来る高知県黒潮町の津波避難タワー。その最大津波高は34.4mとされ地震・津波対策の普及・啓発が進む現状を視察。

津波避難タワーに備蓄倉庫を

津波避難タワーの備蓄倉庫設置の有無について現状は？

〈仁木県議・質問〉阪神淡路大震災のケースを想定されているということだが、徳島県南部において、南海トラフ大地震の震度はどのくらいと想定されているのか。また、阪神淡路大震災は直下型で、南海トラフ大地震は揺れが違うのではないか。

〈答弁〉阪神淡路大震災と徳島県で想定されている南海トラフ地震の比較についてですが、南海トラフ巨大地震については、想定マグニチュード9.0想定震度は7であったと思います。阪神淡路大震災は直下型地震で、マグニチュード7、震度7でした。地盤等によって、地震の波形というか、伝わり方が変わってきますが、概ね最大クラスのものに匹敵するのではないかというふうに考えています。（令和元年9月18日　防災対策特別委員会　川口道路整備課長）

〈仁木県議・質問〉事前委員会で、備蓄倉庫が設置されていない津波避難タワーがあったり、備蓄倉庫の設置場所が把握できていないと聞いていたが、その後、現状について教えていただきたい。

〈答弁〉津波避難タワーにおける備蓄倉庫の状況について、現在、全市町村を対象に水、食料を中心とした物資の避難場所の状況について照会しています。結果がまとまり次第、御報告させていただきます。（令和元年10月7日　防災対策特別委員会　杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長）

〈仁木県議・質問〉津波避難タワーについては、市町村に調査をしていただきたい。阿南市の津波避難タワー2ケ所については備蓄倉庫をつけていないところがある。現在、県内には何箇所の津波避難タワーがあるのか、教えていただきたい。

〈答弁〉県内の津波避難タワーは、現在11か所に設置されています。阿南市には2か所ございます。（令和元年10月7日　防災対策特別委員会　杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長）

〈仁木県議・質問〉11箇所なら早く調査を行い、津波避難タワーを管理する市町村に備蓄倉庫の設置を促す依頼を御協議いただきたい。また、津波ハザードマップでの浸水想定内の中でカバーできていないエリアが見受けられるが、県はどのように認識されておられるのかお聞きしたい。

〈答弁〉ハザードマップによる浸水区域の中に、津波が押し寄せてくるまでの時間のうちに安全な所へ逃げる、若しくは区域の中でも、今の津波避難タワーのような所で命を守るというような手法の計算でいくと、現在津波のおそれがある10市町のうち、全ての所で避難が可能ということにはなっていません。実際にはできていないところが存在します。（令和元年10月7日　防災対策特別委員会　杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長）

学校関連施設の耐震化を

耐震診断の率が1割では、施設の耐震化が進まない

〈仁木県議・質問〉学校関連施設の耐震化について。耐震診断の率が1割では、施設の耐震化が進まない。「1年以内に耐震診断を行う」などの目処を立て、次年度の予算要求に挙げてはいかがか。御検討いただきたい。

〈答弁〉努力義務がある小規模建物の耐震診断を平成28年度から計画的に実施しています。規模にもよりますがかなりの診断費用がかかりますので、残りの約240棟をいつまでにというのは名言できません。使用状況などを考慮しながら優先順位をつけ、速やかに耐震診断を行う必要があると認識しています。学校施設の長寿命化事業と併せて視野にいれ、速やかに計画的に進めたいと考えています。（令和元年10月7日　防災対策特別委員会。藤本施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉補正予算の台風第15号、19号の被災者受入支援事業費の内訳を教えていただきたい。これは、県単独なのか、国庫なのか。

〈答弁〉被災者の受入支援事業費の財源は県単独です。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会　山本安全衛生課長）

〈仁木県議・質問〉台風第19号の場合、災害救助法が適用されている自治体からこちらに受入れした場合は、後に国庫の支援というのではないか。

〈答弁〉災害救助法が適用になった市町村においては、その市町村内で応急仮設住宅を建てる場合や住宅の応急処理などは対象となりますが、例えば県外の被災者が徳島に来た際にはそういったものはございません。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会　金井危機管理部副部長）

〈仁木県議・質問〉台風被害の被災者の生活支援は、安全衛生課、福利厚生課、学校教育課の3つで予算が組まれている。福利厚生費の164万5千円の内容について教えていただきたい。

〈答弁〉被災者の方に、教職員住宅の一部を一時的に無償で使用してもらいます。住宅7戸分の内装の修繕費、設備、照明器具、ガス器具、エアコン等の器具に充てる費用が164万5千円です。一戸あたり23万5千円の内容となっています。（令和元年11月　防災対策特別委員会　藤本施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉受入れがあるないに関わらず予算は執行されるのか。3つの各課にご返答いただきたい。

〈答弁〉安全衛生課分の被災者受入支援事業費について。県営住宅等への受入決定後、すぐに入居できない場合は、旅館ホテル等で宿泊していただきます。そういった宿泊費、食費を含めての補助ですので、受入れがない場合は、執行しません。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会　山本安全衛生課長）

〈答弁〉福利厚生課の被災者受入支援事業費について。受入れの予定があれば戸数に応じて執行する予定で、それがなければ執行しません。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会　藤本施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉せっかく補正予算があるので、受入れがなくても、入れないところを改修するなどして柔軟に対応していただきたいと思う。

続いて、津波避難タワーの備蓄倉庫、防災倉庫などの位置情報の調査結果について教えていただきたい。備蓄倉庫などは津波に対してどのような場所にあるのか。

〈答弁〉津波避難タワーにおける備蓄の状況、その他の倉庫の場所、津波に対する安全性について。市町村指定の指定緊急避難場所1千981か所、指定避難場所1千94か所、合計3千75か所について、飲料水、食料等の保管状況を調査しました。市町村が食料、水を備蓄している場所は539か所、その内の218か所が津波浸水想定区域内の中にあり、その約8割を占める173か所については、既にかさ上げなどによって浸水高以上となるような対策が図られています。残る45か所については、市町村と連携を進めて対策を進めていきたいと考えています。

その中の県内11か所にある津波避難タワーの状況について。飲料水を備蓄している津波避難タワーは、11基のうち3基です。3基とも浸水高以上での備蓄となっています。今後、倉庫等についても調査を進めていきたいと考えています。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会　杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長）

〈仁木県議・質問〉津波避難タワーにおける防災倉庫の設置完了に向けて、今後も御協力いただきたい。

津波以外のさまざまな災害を想定すると、防災倉庫の必要性は高い。数字について妥当性を見直していただき、自治体と協力して取り組んでいただきたい。

「まちづくりと防災の両立」について。各市町村で立地適正化計画等々のまちづくりの計画が行われているが、立地適正化計画を定めるにあたって、国との協議など、県の関わりはどうなっているのか。また、どういった仕組みで市町村が立地適正化計画を作っていくのか教えていただきたい。

〈答弁〉都市におけるまちづくりについては、高齢者や子育て世代にとって安心で快適な生活環境であるとか、財政面・経済面において持続可能な都市経営を実現するまちのコンパクト化が求められています。国においても、コンパクトシティの推進を重点施策と位置付けて、立地適正化計画の作成への支援

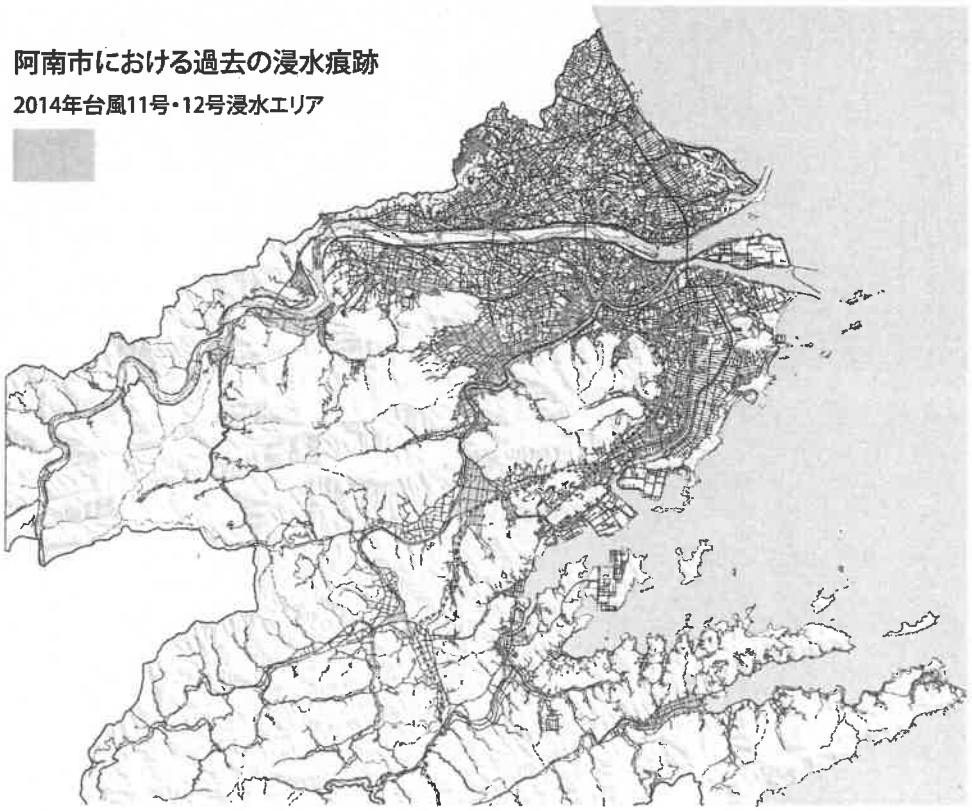

をはじめ、立地適正化計画に適合する事業への予算の重点配分、交付金の国費率のかさ上げなどを行ってます。県としては、立地適正化計画制度の活用には多くのメリットがあると考えており、計画の策定の主体である市町に理解を深めてもらうためにも、都市計画区域の市町を対象に都市計画の戦略調整会議というのを開き、説明を行っています。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会　森都市計画課長）

〈仁木県議・質問〉阿南市の中には浸水区域があり。居住誘導区域の条件には、市街化区域や調整区域が設定されているが、現状と一致しないところがある。立地適正化計画を作成する際に、根本的に見直す必要があるのではないか。

〈答弁〉例えば、阿南市では、那賀川や桑野川の平野部で市街化が形成されています。台風第19号等で浸水エリアが、市街化区域や居住誘導区域に重なる部分がありました。そのようなエリアについては、マスタープランの作成や、立地適正化計画を策定するときに、市長と十分協議をしております。（令和元年11月28日　防災対策特別委員会。森都市計画課長）

〈仁木県議・質問〉とくしまゼロ作戦課が編成された6年前と比べ、発災時の想定死者数などの推移について教えてほしい。

〈答弁〉平成25年、前身である南海地震防災課の中にとくしまゼロ作戦推進室が設けられた当時、南海トラフ巨大地震の最大のケースで、県全体の死者数が3万1千300人と推定されました。

その後、平成27年にとくしまゼロ作戦課に昇格してから6年間の取組については「県のあらゆる災害から死者ゼロを目指す」国土強靱化地域計画や、その中での地震、津波に特化した部門計画である、とくしま0作戦地震対策行動計画に基づいてハード、ソフトともに防災・減災対策を計画的に進めています。数字など上昇している点もありますが、現時点では、その死者数の減などの想定の更新はしておりません。（令和元年12月16日　防災対策特別委員会　菊地とくしまゼロ作戦課長）

〈仁木県議・質問〉発災時の総定数などは5年単位ごとに見直し、検証していく必要があると思う。

次に、橋梁の耐震化に合わせ、歩道整備も同時に進んでいるのか、教えていただきたい。

〈答弁〉石井町と上板町を結ぶ、地域間交流に資する非常に重要な六条大橋は、完成から50年近く経過している橋梁です。耐震基準の見直し、老朽化対策や歩道整備などを勘案し、全体工程の短縮やコスト縮減、様々な技術検討を行い、今回、歩道整備の老朽化対策、耐震化と同時に行う工事の集約が可能と判断されたので、この度、歩道整備に着手したいと考えています。（令和元年12月16日　防災対策特別委員会　川口道路整備課長）

〈仁木県議・質問〉耐震化と歩道整備を同時に行うと、無駄なお金が節約できて良いと思う。他にも同様の橋があると思うが、状況は把握されているのか。

〈答弁〉橋長15メートル以上の橋梁は723橋あり、その中で歩道の全幅員が2メートル以下という橋梁は68橋あります。ただ、この橋の状況が、六条大橋と同じような形かどうかについては把握できていません。（令和元年12月16日　防災対策特別委員会　川口道路整備課長）

阿南市の持井橋は、自転車で通行するのが難しい

早急に橋梁を調べ、計画的に歩道をつけていただきたい

那賀川に掛かる阿南市の持井橋。歩道の幅が狭く危険。

〈仁木県議・質問〉歩道の幅員が狭く、これから耐震化に着手し、更に歩道の設置を検討する必要がある橋梁は現在どのくらいあるのか。

〈答弁〉歩道の幅員が狭い所で耐震化、また耐震化に着手したような橋梁については、手持ちの資料がないので、今御説明できません。（令和元年12月16日　防災対策特別委員会　川口道路整備課長）

〈仁木県議・質問〉例えば阿南市の持井橋は、歩行者が通行できても、自転車で通行するのが難しい。近くには支援学級もあり、通学にも使われているので、安全性は非常に大切。そういった橋梁を調べて、計画的に歩道をつけていただきたい。

続いて、学校施設の耐震化について。体育館以外の渡り廊下などの小規模施設関連の耐震化については計画されているのか。

〈答弁〉学校施設の小規模の建物については、耐震診断の努力義務があるとされ、早期の取組が求められています。平成29年度から耐震診断を実施し、耐震化に取り組んでいます。耐震診断については、専門家に委託する必要があり、診断料も相当程度必要です。

一方で、校舎や体育館等の老朽化対策も喫緊の課題で、小規模建物についても財政的に厳しい中で、効果的に進めていく必要があると認識しています。校舎等の老朽化対策などの長寿化改修なども視野に入れ、整備方針を研究していきたいと考えています。（令和元年12月16日　防災対策特別委員会　藤本施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉まだ整備方針は決まっていないということだが、気持ちとして間違いがないのか一言いただきたい。

〈答弁〉小規模な建物については耐震診断の努力義務があり、耐震化については早期の取組が必要という認識をしています。（令和元年12月16日　防災対策特別委員会　藤本施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉学校施設の小規模建物について、来年度中に実態調査を行い、計画を立てる予定だと聞いているが、早期に計画まで踏み込んで策定していただきたい。その意気込みを聞かせていただきたい。

〈答弁〉県立高校の小規模建物の来年度の予定については耐震診断の結果を基にサンプリングを行い、補強方法の検討やコスト計算を行い、整備に必要な概算費用を把握した上で、小規模建物の整備方針を策定し、耐震化の計画を進めていきたいと考えています。（令和2年2月10日　防災対策特別委員会　藤本施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について。想定される「あらゆる人権」というのは、条例を策定された平成

３年間を写真で振り返る

▲令和元年度阿南市戦没者追悼式へ参加

▲令和元年度全国消防クラブ交流大会開会式参加

▲県議会議員初当選後、長池文武県議と会派「新しい時代に新しい県政を創る会」を結成

▲県議会議員初当選、元市議の祖父と共に

▲2019年度、外国人による徳島県日本語弁論大会開会式に参加

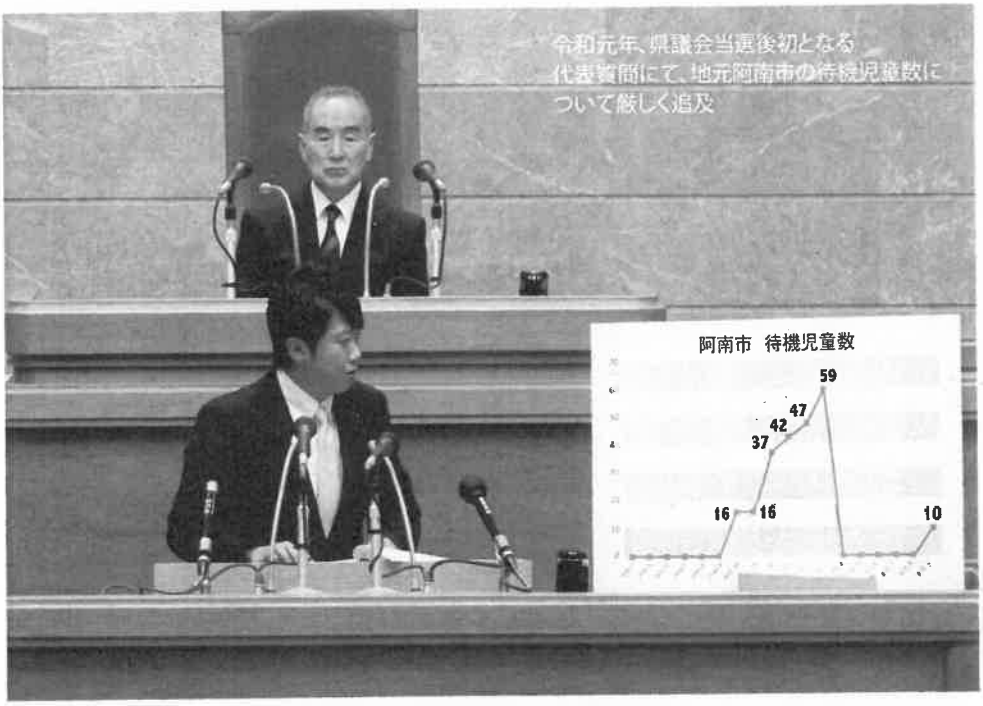

▲県議会の議場にて議論を交わす県内の中学生達。(子ども議会)

▲地元「長生子どもフェスティバル」に参加

▲地籍調査、農業振興等多くの課題を抱える地元

▲故江田五月元参議院議長と共に

▲2016年3月に国内初となる浮体式洋上風力発電設備を実用化し、商用運転を継続している五島列島を視察

▲岩浅阿南市長（当時）に陳情

24年当時と、現在想定される人権というのが、現在の社会情勢の中でどのような違いが発生しているのか、認識をうかがいたい。

〈答弁〉平成24年当時、東日本大震災が発生し、災害弱者と呼ばれる方々が避難所において劣悪な環境に置かれていることが課題になり、当時は高齢者、子ども、女性、障がい者というような方々を想定しておりました。その後、昨年12月に徳島県復興指針を策定させていただきました。現在はLGBT、外国人等への配慮など、多様な視点ということを復興指針で掲げております。(令和2年2月10日　防災対策特別委員会。坂東危機管理部次長)

〈仁木県議・質問〉消防団のアクティブシニアの活躍推進事業について。市町村の消防団では定年制を敷いている自治体もあるが、今後、アクティブシニアの消防団OBの活動を円滑に推進していくためには、市町村だけでなく消防団側にもどういった形で働きかけをされるのか教えていただきたい。

〈答弁〉市町村では条例に基づいて定年、報酬、消防団の環境などが地域の実情に合わせて設定されています。消防団員が減少している中で、アクティブシニアの活躍というのは大変重要な取組と考えています。定年の引き上げも含め、消防団側には、県が主催する消防団長会議や、消防協会分会長会議の取組を通知し、働きかけたいと思っています。(令和2年2月10日　防災対策特別委員会　佐藤消防保安課長)

〈仁木県議・質問〉津波災害時の避難場所として、民間施設の工場やマンションの屋根を活用し、補助を行なった実例があれば教えてほしい。

〈答弁〉「とくしまゼロ作戦」県土強靱(きょうじん)化推進事業において、民間、公共のビルを問わず、津波避難ビルの外付け階段への補助を行ってきました。実績としては、公共施設が3件あります。民間施設の工場、ビル等を活用することで、市から民間に対して補助が出て、それに対して県が補助している例が4件あります。(令和2年2月10日　防災対策特別委員会。杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長)

〈仁木県議・質問〉民間自身が外付け階段等も含めた津波避難ビルの改修を行う中で、市町から補助をされた場合、県も補助を行うとなると、その補助率が10分の10で、市町の補助制度の中で取り決められた場合で対応ができるのか。

阿南医療センターヘリポートより

〈答弁〉制度としては可能です。対象となる民間または公共の建物に、市町が補助を行う、若しくは自身で事業を行った場合、その市町が負担する部分に対して、県が補助をするという形で10分の10補助の場合、県のほうでも予算の範囲内で2分の1以内、500万円を上限とするということで、満額としては500万円まで補助することができます。ただし、公金が入るので、その後の維持管理や指定避難への協定づくり、指定そのもの、すぐに取り壊すことがないような維持管理面での確約等を確認させてもらう必要があります。(令和2年2月10日　防災対策特別委員会　杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長)

新型コロナ感染症の不確かな情報で不安を覚える人々のために県が正確な情報を発信すべきだ

〈仁木県議・質問〉新型コロナウイルス感染症の危機管理の中で、学校の休校については、各市町村が独自で判断している。市長会や町村会で意見がまとまったら、県が指針を出すべきではないか。

〈答弁〉現在、教育委員会を通じて連絡体制を密にしている状況です。2月28日には、市町村の教育委員会に休校の連絡を出し、市町村ごとの対応を聞いています。登校日、終業式、春休み以降については、状況を見ながら、情報を提供していきます。休校中も相談を受ける体制を作り、指導助言を的確に行なっていきたいと思います。統一が必要な場合は、しっかり指針を出していきたいと考えています。(令和2年3月3日　防災対策特別委員会　美馬教育長)

〈仁木県議・質問〉感染の蔓延を防ぐためには、検査体制が非常に大切だ。また、その後の病院の受入れ体制については病床数などが危惧される。今後を見据えた上で、何らかの方策を示してほしい。

〈答弁〉県医師会に対策本部を設置し、現在、関係医療機関に協力をいただいています。重症、中等症の患者の集中治療などが行える大学病院と三つの県立病院が感染症病床となっており、現在の入院病床は23床です。今後の感染拡大を踏まえて、結核病床17床を足した40床で対応いただける方向で病床の拡大に取り組んでいます。

また、軽症の方々が早めにゆっくり静養できる体制、検査、外来、入院の対応ができるよう、関係医療機関とともにしっかり取り組んでいるところです。(令和2年3月3日　防災対策特別委員会　鎌村保健福祉部副部長)

〈仁木県議・質問〉蔓延した際の受入れ体制の強化は今から考えておくべきだと思う。不確かな情報で不安を覚える人々のためにも、数字を把握している県が正確な情報を発信すべきだと思う。その際、感染者数以外にも、検査中とか回復者数などを伝えるなどして、県民が知りたい情報を発信できるように改善できないか。

〈答弁〉正確な情報発信の重要性ということについて、県のホームページでは回復者の状況、発生状況、検査状況を記載しています。県民の皆様の不安を解消するためにも、今後ともきめ細やかな情報発信を進めていきたいと思います。(令和2年3月3日　防災対策特別委員会　梅田感染症・疾病対策室長)

〈答弁〉補足ですが、検査件数に対しての陽性数を県のホームページで公表しています。今後の情報開示ですが、厚生労働省で公表している専門家会議の見解などのリンクを貼るなどして、県民の皆様に積極的に情報を発信していきたいと考えています。(令和2年3月3日　防災対策特別委員会　頭師保健福祉政策課長)

〈仁木県議・質問〉ホームページの改定状況について教えてほしい。

〈答弁〉検査件数の情報は、昨日、公表した

ところです。（令和2年3月3日　防災対策特別委員会　頭師保健福祉政策課長）

〈仁木県議・質問〉危機管理の観点から、経済効果を見込まれた中で、徳島香港便の運休を見据えた上でキャセイドラゴン航空と話をしたことはあるのか。

〈答弁〉情勢が変わるたびに航空会社とは情報交換をしていて、現地の状況、他の空港の運休や減便の動向についても確認しています。

徳島便は、3月中旬以降も予約が一定数入っていて、現時点では計画どおり運航する予定と聞いています。今後、日本の感染レベルが更に広がれば、香港政府の渡航レベルも引き上げられる可能性があるので、運航にも影響が出ると考えられることから、引き続き旅行会社や航空会社と連携を密にして、状況を注視していきたいと考えています。（令和2年3月3日　防災対策特別委員会　遠藤運輸政策課長）

〈仁木県議・質問〉香港便のために組んでいる予算が1億1千万円。経済効果で試算されるのが1億5千万から2億円と利益が出ている。しかし、2億円の損失が出たとしても、徳島県経済の5千億円から6千億円の経済が止まるのと、どちらが良いかについては明らかだ。話し合いを進めるべきだと思う。

〈答弁〉2月以降、他の空港では、香港と日本を結ぶ路線の運休や減便が相次いでいます。それは、航空会社の経営上の判断であり、県や自治体からの要請を受けて対応したものではないと認識しています。

3月中には予約が入っておりまして、直行便の需要が一定数あると見込まれており、現時点では計画どおり28日まで運航すると聞いています。（令和2年3月3日　防災対策特別委員会　遠藤運輸政策課長）

〈仁木県議・質問〉今後、感染が拡大した場合、それが香港便を経由したものであれば、航空会社が責任を負うわけか。誰が責任をとるのか、リーダーを誰に決めるのかが大事だと思う。

〈答弁〉今後の状況変化により、日本でもさらに感染が広がる可能性がある。逆に香港から政府に渡航制限がかかる場合もあるかもしれない。その場合は運航にも影響が出るので、注視しながら連携を密にしていきたいと考えている。（令和2年3月3日　防災対策特別委員会　遠藤運輸政策課長）

〈仁木県議・質問〉議会後の約20日のうちに、新型コロナウイルス感染症がどのように推移していくのかわからない。病院や物資の関係で、予備費を確保しておかなければ、緊急時に機動的な対応ができないのではないか。

〈答弁〉予備費、追加補正については、全庁的な取りまとめを検討し、形にしていきたいと思います。3月2日に開催された危機管理対策本部では、知事からの指示事項として、第1弾に153億円の予備費、第2弾として政府において2千700億円というものが現在取りまとめの作業が進んでいます。我々も県内のニーズなどを把握しながら予想し、予想が難しいものには柔軟に対応し、補正予算編成の中でしっかり検討していきたいと考えています。（令和2年3月3日　防災対策特別委員会　坂東危機管理部次長）

〈仁木県議・質問〉ニホンザルの被害対策について囲いわな・捕獲檻等を県が購入・管理し市町村に貸し出す制度を、もっと積極的に展開してはどうか。

〈答弁〉県では平成24年度から捕獲檻を貸出事業・調査用として3基ほど貸出しております。

また、市町村協議会等が自ら囲いわなを購入する場合、国の交付金により定額の補助により設置が可能となっています。

委員御提案の囲いわなや捕獲檻の市町村への貸出制度についても国の交付金が有効に利用できるような研究、他県の状況、市町村のニーズの調査、把握などを行い、対策研究してまいりたいと考えております。（令和元年5月21日　経済委員会　宮﨑鳥獣対策・ふるさと創造課長）

令和元年度　経済委員会

那賀川河口域のノリの水揚げが約3割以下に落ち込み、危機的な状況

県の研究機関から地元の漁師さん組合に対策研究の結果や提案をしてはどうか

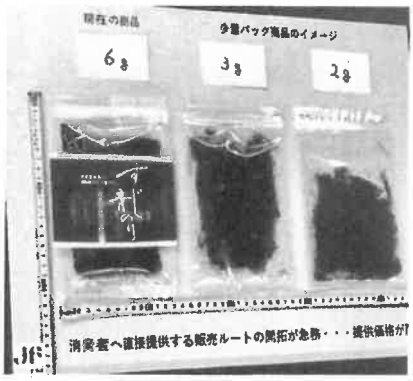

〈仁木県議・質問〉那賀川河口域におけるノリの水揚げが五、六年前から比べ約3割以下に落ち込んでいる危機的な状況です。県にはいろんな研究機関もあることから地元の漁師さん組合に対策研究の結果や提案をしてはどうか。

〈答弁〉近年、不作が続く状況は徳島県に限らず全国的な傾向としても見られています。大きな原因は、水中の肥料になる栄養塩といわれる部分が近年減っているという調査データもあります。言葉良く言うと水がきれいになり過ぎている。これに対する対策として、施肥、肥料を与える方法を水産研究でチャレンジして実用化に向けて進めています。また、定期的に水を取りまして、栄養塩の低下についてはその傾向が表れ次第、漁業者の方にすぐに周知するシステム体制を組んでいるところでございます。（令和元年5月21日　経済委員会　宮本水産振興課長）

〈仁木県議・質問〉私、元銀行員ですが、ターンテーブルの報告、予算の審議をする場合は、バランスシートや損益計算書を付けなければ、議論できない。報告資料の充実を図って欲しい。

〈答弁〉このターンテーブル事業につきましては、当然、収支の安定、運営の安定化というのは非常に施設の機能としては重要と考えております。ただ、この施設のブランディング効果の年間報告ということで、収支状況等につきましては、県のほうでしっかり確認させていただいた上で、委員会、議会のほうに上げさせていただいている状況でございまして、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

減価償却費といたしましては、人件費、一般管理費等の中で230万円余りです。（令和元年7月1日　経済委員会　岡本もうかるブランド推進課長）

民間の観光資源創出に対し積極的に関与すべき

新たな観光資源の創出・実施しようとする民間からの要望や、相談等々があった場合には積極的に関与していただきたい

〈仁木県議・質問〉西日本で最大級となる、にし阿波の花火大会も含め、新たな観光資源の創出は非常に有効な経済効果が見込めると思います。実施しようとする民間からの要望や、相談等々があった場合には、積極的に関与していただきたい。

〈答弁〉花火大会をはじめ、観光誘客の促進につながる夜間の大型イベントなど、大きな観光イベントというのは、周辺地域での消費額、観光客の皆様に消費していただく額や、宿泊客数の増加につながり、観光振興において地域への経済波及効果が見込めるものと認識をしております。

一方、大きなイベントは、いろいろな諸法令等の兼ね合いがあります。主催者側の実行委員会で安全対策や、各種許可申請など必須となる手続もしっかり行っていただくことが、前提となります。引き続き、県も事業者の方にしっかりと手続を進めていただくよう、相談に乗っていきたいと考えております。（令和元年7月2日　経済委員会　阿部観光政策課長）

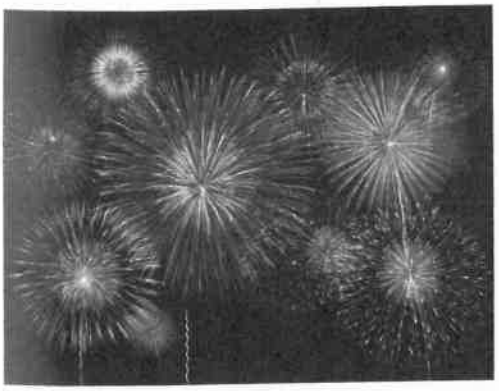

〈仁木県議・質問〉「訪日外国人4000万人時代」に向けた取組と、徳島へ香港便が就航するに当たり国際便への運航支援について教えてください。

〈答弁〉当初、11月9日～3月28日まで運航予定でした香港と徳島の間をつなぐ季節定期便ですが、現在、香港において、6月初旬～100万人規模のデモ等が発生。また8月12日、13日に香港国際空港が封鎖される状態になるなど、抗議活動がエスカレートし、外務省から危険情報レベル1が発表されています。また、デモの長期化により、香港の皆様の消費マインドも下がっている状況です。

そこで、現地旅行会社や航空会社と協議を重ねた結果12月11日～3月28日まで、2往復64便でキャセイドラゴン航空にて運航することとなりました。

国際定期便の運航支援ですが、航空会社に対し、運航経費として1往復70万円の支援を昨年度行っております。今年度も、基本的に70万円を支援する予定となっております。

また、これとは別に航空会社と連携しましたプロモーションも昨年実施しており、今年度も実施する方向で現在調整中です。（令和元年9月13日　経済委員会　岩野海外誘客室長）

〈仁木県議・質問〉県内における鳥獣捕獲報奨金不正受給問題について教えてください。不正受給防止策としてマニュアルを統一し、厳正にするべきと思いますが。

〈答弁〉三好市の事例は、提出する時に他の猟の時に取っておいたものを冷凍保存し、それを提出しました。勝浦町は、原則、鳥獣本体を役場に持ち込み、その場で職員が確認し、尻尾を切って置いて帰るという手法ですが、今回、土曜日と日曜日につき、役場が開いてないということで書類審査となりました。どちらも罠での不正受給です。この行為により当事者は、現在、猟友会を脱退され、有害鳥獣捕獲とか指定管理の捕獲は携わることはできない状況です。

今回のマニュアルの改正にて、一個体の番号と狩猟者の識別番号を、腹の右側に書き、それを1枚写真に撮る。次に、その個体の耳と尻尾を切った状態をもう一度写す。なおかつ使い回しできないように、その個体番号等々書いた所を見え消しの線を引く手法を取りたいと考えております。

それと、地元猟友会の方々と十分お話をしていただいて、不正のないような確実なやり方を皆さんで検討していただきたいと考えております。（令和元年9月13日　経済委員会　宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長）

〈仁木県議・質問〉台風第10号による水産についての被害を教えてください。

〈答弁〉この度、非常に強力な台風第10号が徳島県に接近するという気象情報等であらかじめ分かっていたので、事前対策は十分に取られており、幸い漁船に関する大きな被害等は、県のほうに御報告はありませんでした。（令和元年9月13日　経済委員会　宮本水産振興課長）

〈仁木県議・質問〉国内では26年ぶりに豚コレラが発生し、1年を経過し発生地域が増えている現状です。豚コレラのワクチン接種に関する県内関係者との協議等、早め早めに対応を。

〈答弁〉野生イノシシでこれまで豚コレラ感染が確認されている地域をワクチン接種推奨地域と定め、県の判断で計画を作り、国がそれを確認する内容でございます。

これまで、本県におきまして、豚コレラの発生を防止するために県内の家畜保健衛生所の家畜防疫員が養豚農家への巡回指導、また監視検査の強化を行っておりますが、その際、養豚農家からは、ワクチンに関しまして、地域限定では流通制限とかそのあたりが難しいので、なかなか対応できないのではないかとか、あとは、以前のように全国的にワクチン接種をするべき、というような様々な御意見があります。

本県におきましても、現時点ではワクチン接種推奨地域には該当いたしませんが、今後あらゆる危機的事象も想定し、県内の関係者の皆様方と早め早めの協議を行い、県内で発生させない防疫対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

野生イノシシの豚コレラの検査ですが、本県におきましても、死亡した野生イノシシに加え、狩猟により捕獲したイノシシの検査も行ない、これまで全て陰性を確認しています。

引き続き、市町村、また猟友会の皆様方の御協力を頂きながら、県内の野生イノシシの豚コレラの検査を継続していきたいと考えております。（令和元年9月30日　経済委員会　岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉香港の季節定期便についてハブ空港として香港以外、国内について成田や関西国際空港等の検討はなかったのか。

〈答弁〉香港を誘致した理由ですが、まずは、海外からダイレクトに受け入れ、一番宿

泊者も多くお客様がたくさん来られている香港にしました。

インバウンドに関しましては、今、羽田空港も国際線が充実しているので、乗り継ぎでのインバウンドの獲得につきましてはＪＡＬとＡＮＡの御協力も頂きながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、成田空港につきましては今後検討するところもあろうかと思いますが、まずは今、既存で飛んでおります羽田線、あと福岡も当然乗り継ぎで来られますので、羽田・福岡の両方の路線、そして12月11日から就航いたします香港の季節定期便、こちらを活用し、多くのインバウンドの方に来ていただけるように、しっかりと取組を進めたいと思っております。（令和元年10月1日　経済委員会　岩野海外誘客室長）

〈仁木県議・質問〉ターンテーブルから、東京の飲食店に徳島県産品の紹介や卸を行い、その効果指標を作ってはどうか。

〈答弁〉ターンテーブルは、転貸借契約の中にも周辺の事業者への県産品の販売に努めることということで外商外販機能、県産品をほかのところにも売っていくという機能を位置付けています。

今、委員から御提案のありました徳島県産品を使われている首都圏における飲食店ネットワークの構築につきましては、ターンテーブルが持つ機能を生かしながら、県産品の更なる認知度向上や販売拡大の面でターンテーブル単独では達成できない大きな成果が期待できる非常に有効な方策だと考えております。

今年の7月に運営事業者が変わり、徳島ゆかりの飲食店ネットワーク作りにつきましても、大いに活躍できるものと考えており、県としましては、今後運営事業者と連携し、こうした点についても検討を進めてまいりたいと考えております。（令和元年11月25日　経済委員会　岡本もうかるブランド推進課長）

▲渋谷駅・神泉駅近くに構えるターンテーブルは、入り口付近にてマルシェも開催

〈仁木県議・質問〉ＪＧＡＰ取得の際の支援策を教えてください。

〈答弁〉ＪＧＡＰ取得には、農協等の指導員の派遣、農業支援センターから指導員を派遣、交付金等があり、県を通じて国からの交付金を補助している状況です。

現在、ＪＧＡＰの取得に関しまして、基本的に初回認定時だと必要経費として、施設改修がなければ大体１００万円ぐらい必要になります。内50万円程度の交付金だったと認識しております。

畜産業者への支援対策は、県の単独事業があり、指導員の研修会を開催しています。この中には、認定ＮＰＯ法人ＧＡＰ総合研究所の方等を講師として招いたり、県の畜産関係職員を講師として派遣しております。それに合わせて、労働基準監督署の方も講師として招聘し、全国でも数少ない研修会を開催しております。特に、中四国のレベルでは、この研修会は本県と確か山口県だけが、このような研修を行い、できる限り近くの方々を県で招聘し、そこでレベルの高いＪＧＡＰの取得を目的とした研修を繰り返し、取得に向けて推進しているというところでございます。（令和元年11月25日　経済委員会　岡本もうかるブランド推進課長）

〈仁木県議・質問〉徳島県の出先機関で海外事務所があるのは上海ですが、県産品の輸出について、どこを重点的に考えているのか。現在の上海事務所で東南アジアの情報収集をできないのか教えてほしい。

〈答弁〉徳島県としては、海外の成長を本県経済に取り込むということが非常に重要だと考えております。重点的な対象となるのは、やはり東アジア、東南アジアです。本県としては、まず中国、香港、あるいは台湾といった東アジアを重点市場とし、東南アジアまで視野を広げ、さらに、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡといった、いわゆる自由経済貿易圏の拡大も十分視野に入れながら取り組んでいきたいと考えております。

上海事務所はいろいろな地域の情報収集やプロモーションに関わっており、今後ともそのような形で上海事務所を活用してまいりたいと考えております。（令和元年12月9日　経済委員会　大岡国際課長）

〈仁木県議・質問〉徳島駅前再開発において、昭和58年2月の土木委員会の会議録によりますと国庫負担45億円の内、４億２千７００万円、県が補助しています。そごう徳島店の営業終了に伴う後継テナント誘致において、県の関わり等について教えてください。

〈答弁〉そごう徳島店が入居するアミコビルは、徳島市の第三セクター、徳島都市開発株式会社が所有しており、閉店後の活用につきましては、徳島市、徳島都市開発株式会社で御検討いただく必要があると考えております。

我々としましても、今後、仮に徳島市のほうから協力要請があった場合においては、その要請内容を十分精査し、協力できることは対応していきたいと考えております。

あわせて、我々も無関係というのではなく、既にそごう徳島店閉店の報告を受けまして、徳島労働局や経済団体と連携し、特別相談窓口を直ちに設置し、そごう徳島店の従業員、取引業者の経営をしっかりと守り、地域の影響を最小限にとどめるため、相談、対応しています。引き続き、しっかり対応することが我々県の役割であると考えております。（令和元年12月9日　経済委員会　勝川商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉ＪＧＡＰ・ＨＡＣＣＰの認証県産品輸出の促進等についての取り組みについて教えてください。

〈答弁〉農林水産部では、平成25年度にとくしま農林水産物等海外輸出戦略を作り、輸出の拡大に取り組んでおり、現在の輸出金額は12億９千万円で、今後は30億円を目指し、商工労働観光部との連携、上海事務所並びに国際化、インバウンドの関係のセクションとも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えています。（令和元年12月10日　経済委員会　多田輸出・六次化推進室長）

〈仁木県議・質問〉畜産ＧＡＰとか農場ＨＡＣＣＰについて県内の取組の状況についてお聞かせください。

〈答弁〉国が平成29年3月に畜産ＧＡＰの基準書を公表し、それ以降、県として、農場ＨＡＣＣＰまた畜産ＧＡＰの認証取得を早急に進めるための指導員なり審査員を養成・確保しながら、積極的に畜産生産者を支援してきました。

現在、県内における畜産経営体の認証取得状況ですが、農場ＨＡＣＣＰは肉用牛で１経営体、また21年連続地鶏出荷羽数日本一を誇る阿波尾鶏を含めます肉用鶏部門は３経営体、合計４経営体で認証取得している状況です。畜産ＧＡＰにも中国四国地域の他県に先駆け、本県は認証取得の取組を強力に進めており、肉用牛分野では中国四国地域で、唯一本県の３経営体のみが認証を取得しています。（令和元年12月10日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

とくしま三ツ星ビーフブランドの確立と畜産ＧＡＰに積極的に取り組んでほしい

日ＥＵ・ＥＰＡ、ＴＰＰ11、それからＴＡＧがもうすぐ発効
経済にグローバル化の波にのり、輸出にも注力してほしい

〈仁木県議・質問〉とくしま三ツ星ビーフの三つの要件について御説明ください。

〈答弁〉肉用牛のブランドの定義としては、全国で初めてＪＧＡＰ家畜・畜産物の認証取得を必須条件ということで盛り込んでおります。このとくしま三ツ星ビーフは、徳島育ちの牛という条件に加え、ＪＧＡＰの認証取得を兼ね備えた牛、それから高品質な枝肉という認定要件として定めており、その３要件を全て満たした牛肉をとくしま三ツ星ビーフと認定しています。（令和元年12月10日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉ＪＧＡＰの認証を今後取得される見込み数がどれぐらいあるか分かりますか。

〈答弁〉現在のところ講習会にお集まり願っている方が何人かありますけれども、まだ本意が定かでございませんので、数字については差し控えさせていただきます。（令和元年12月10日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉畜産ＧＡＰを進めるに当たっての支援体制、取組支援についてどのように対応しようとしているのか。

〈答弁〉本県では畜産ＧＡＰ、また農場ＨＡＣＣＰの普及拡大を更に進める必要があると考えております。

そのため、平成29年３月に２０２０年東京オリンピック・パラリンピック食材の調達基準として畜産ＧＡＰが公表されると、本県におきまして早急に指導員・審査員の養成を開始し、農場の畜産ＧＡＰ認証取得に向け積極的に支援しています。

また、今年度全国初となります、畜産ＧＡＰ認証取得を要件といたしました「とくしま三ツ星ビーフ」を創設しました。

今後、とくしま三ツ星ビーフのブランド力を強化するため、国主催の指導員研修会を、中国四国地域で唯一昨年度また今年度と２年連続で予算を確保しまして開催しました。

さらに、今年度本県が独自に作成した認証取得維持管理システムに基づき、各経営体の事情に応じた指導を実施するとともに、認証取得、維持管理をプロデュースできる人材の育成にも努めています。

これに加え、畜産ＧＡＰや農場ＨＡＣＣＰの認証取得の共通の土台となります家畜衛生対策につきましては、家畜保健衛生所の各種事業の中で、徹底した防疫対策と飼養衛生管理の強化を図るとともに、ハード整備、畜舎などの施設整備は、国の畜産クラスター事業や本県独自の県単事業、補助事業などを最大限活用するように促し、本県畜産物や競争力の強化につながる取組をしっかりと進めてまいります。（令和元年12月10日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉県がブランドの確立とともにＧＡＰに取り組んでほしいのですが。

〈答弁〉今年度、とくしま三ツ星ビーフの認定制度を県が創設し、制度の積極的な運用を通じて、県産牛肉の認知度向上を図っていくとともに、全国に先駆けまして、本県で整備したハラール専用食肉処理施設等を最大限活用して海外展開を推進してまいります。

また、全国で初めて地鶏肉ＪＡＳの認証を取得し、本県のリーディングブランドであります阿波尾鶏につきましても香港への輸出が着実に増加しており、本年３月には、この農場につきましても農場ＨＡＣＣＰ認証を取得しました。

このような取組等々も踏まえ、国内外から評価される安全安心な本県畜産物を確立するとともに、海外市場に関する情報収集、更にはＳＮＳ等の情報発信ツールを活用し、認知度向上や魅力発信など、販路拡大や輸出の推進に向けた取組を加速化させながら、今後とも競争力の高い持続可能な畜産業の実現に向けて、国への政策提言等も行っていくとともに、とくしま畜産成長戦略をしっかりと推進することで、海外市場を視野に入れました足腰の強い、もうかる畜産業を確立してまいります。（令和元年12月10日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉とくしま三ツ星ビーフを確立するということについての意気込みを部長に頂ければと思います。また、海外販路の際、とくしま三ツ星ビーフというのは、阿波牛三ツ星ビーフ「ＡＩＷＡＧＹＵ　ＭＩＴＳＵＢＯＳＨＩ　ＢＥＥＦ」といった表記を御検討いただければ幸いです。

〈答弁〉ＨＥＵ・ＥＰＡ、ＴＰＰ11、それからＴＡＧがもうすぐ発効するということで、経済がグローバル化しており、特に畜産関係においては、グローバル化の影響を大きく受けると考えております。

そこで、県として業界と一緒になって、とくしま三ツ星ビーフ認定制度を作りました。

畜産業界が発展していくために一緒になってそういう制度を作ったわけでございますから、制度の振興において、その要件でありますＪＧＡＰにつきましても、事業者と県との役割分担の中で、どこまで応援できるのか問われておりますけれども、前向きに行くように考え、既存の制度も活用しながら、更にそれで足りなければ国への政策提言、それから県での事業についても検討しながら、とくしま三ツ星ビーフ制度の確立、またＪＧＡＰの推進がなされますようにやっていきたいと思いますので、また御指導なり御協力をよろしくお願いします。（令和元年12月10日　経済委員会　手塚農林水産部長）

〈仁木県議・質問〉令和元年度２月補正予算の地籍調査費、１億３千万円の事業内容を教えてください。

〈答弁〉この補正予算につきましては、昨年の台風第15号、第19号による水害を踏まえ、洪水被害からの迅速な復旧・復興を図るために、洪水浸水想定区域などの今後災害が想定される区域のうち、特に緊急性が高い

とくしま三ツ星ビーフ認定要件

●JGAP認定牧場

JGAPは、食品安全や環境保全などに取り組む「農場」に与えられる認証です。安心できる食材を皆さんの食卓へお届けするために、家畜の健康管理、動物用医薬品の適切な使用、家畜の快適な飼養環境への取り組みなど、さまざまな審査項目を設けています。また持続的な農場経営のために、作業者の安全確保、地球環境に配慮した取り組みなどについても評価します。

●とくしま育ちの牛

徳島県内の認定生産者

地域資源

徳島県種雄牛の利用（供用までは推進）又は県内で1年以上飼養

出荷月齢

黒毛和種：28カ月齢以上
交雑種　：25カ月齢以上

●高品質な枝肉

歩留等級

ゴールドスター（黒毛和種）：A4またはB4等級以上
シルバースター（交雑種）　：A3またはB3 等級以上

脂肪交雑(BMS)

ゴールドスター（黒毛和種）：BMS No.5以上
シルバースター（交雑種）　：BMS No.3以上

TOKUSHIMA
MITSUBOSHI BEEF

という地域を対象に、国のほうで洪水等対策型地籍調査緊急対策事業として、国の令和元年度の補正予算が計上されたところでございます。

県として、これに呼応し、令和2年度の要望地区のうち、洪水浸水想定区域などの緊急性が高い所を市町村の意向を踏まえ選定しまして、今回お願いしたものでございます。（令和2年2月6日　経済委員会　板東農山漁村振興課長）

〈仁木県議・質問〉国の事業の分での補正予算ということですが、実施場所の見込みはありますか。

〈答弁〉阿波市、藍住町、上板町、それらの所については洪水浸水想定区域ということと、もう一つは、土砂災害なんかも懸念されますので、三好市とか牟岐町という所も計画しています。（令和2年2月6日　経済委員会　板東農山漁村振興課長）

〈仁木県議・質問〉県南地域においても、河川流域において想定できる所もございます。何かコメントお願いします。

〈答弁〉地籍調査につきましては、この補正予算と、今回計上させていただいております令和2年度予算10億円を合わせて11億3千万円の予算を確保して実施していこうと考えています。

また、県南の調査休止している市町の対応として、これまでに阿南市と海陽町の休止している所と実施している所のマッチングであるとか、それからもう一つ、板野町があります。そこは上板町ともマッチングを行い地籍調査を進めていく上での課題や補助制度の内容について、意見交換を重ね、休止市町の課題解消に向けて進めています。（令和2年2月6日　経済委員会　板東農山漁村振興課長）

〈仁木県議・質問〉当初予算のCSF、豚コレラ関連ですが、沖縄県において離島にアグー豚を避難させるという報道がありますが、県のほうで何か把握されていますか。

〈答弁〉委員のお話のとおり、沖縄県におきましてCSFが、以前の岐阜県から始まりまして52例目から56例目まで、5例が発生しています。このようなCSFの発生を受け、本県から沖縄県の畜産所管課担当者にお聞きしましたところ、現在、予断を許さない状況で、隔離移転を検討中とのことでした。

しかし、この隔離移転実施についてはまだ未定で、実際に、隔離移転を実施するにしても、移転先をどこにするのか、豚舎をどこに建設するのか、それから多数ある飼養農場からどの農場の豚を選定するのかなどの課題がまだ整理できていない状況です。（令和2年2月6日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉本県について、阿波とん豚とか阿波美豚等をどのように対策を講じようとしているのか、特に来年度の予算についてどう反映しようとしているのか。また、なぜ沖縄県が離島回避まで考えられているのか。続けて情報収集に努めていっていただきたいと思います。

〈答弁〉本県もCSF、それからASF等々の発生を想定した危機管理対策も検討しています。

阿波とん豚の事例でございますけれども、関係農場が4農場あり、種豚の雄・雌を分散飼育しており、万一、本県で発生した場合におきまして、非発生農場で飼育している種豚をうまく活用し、交配・自然交配をさせた上で、生まれた子豚を種豚として育てあげ、各生産農場向けに送り出すことを想定しております。また、種豚から採取した精液を保存・備蓄しようと考えています。

日米貿易協定の影響が大きい牛肉への支援策を

〈仁木県議・質問〉日米貿易協定とTPP11、日EU・EPAの影響額について説明いただければと思います。また、影響で大きい牛肉について、今後の畜産クラスター事業等の推進をどのように展開していくのか。

〈答弁〉日米貿易協定とTPP11、日EU・EPAの影響額について、それぞれ国の試算のやり方に基づいて計算しております。時期につきましては、それぞれ公表する時点で出しており、一概にそれを全て足したものが影響額になるというものではございませんが、国から示された試算方法を基に、本県の影響額を出している状況にはなっております。

畜産クラスター事業は、養鶏関係の協議会、酪農関係の協議会もございまして、肉用牛のところがまだ十分でないといえます。今後は、特に日米貿易協定等で肉用牛も痛手を受けるようなところもございますので、そういうところの協議会等も前向きに検討をさらに、現在、徳島大学の改良や受精卵移植に詳しい教授と連携しながら、今後、新たな技術の開発等々も進めてまいります。

それと、越境性防疫対策の徹底、消毒措置等の徹底、空海港の防疫措置等々により本県銘柄豚を守る対策を講じるような予算を計上しています。（令和2年2月6日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

するような調整等を進めてまいります。

あと、畜産クラスターにかかわらず、国のほうから支援対策、経営安定制度がございます。特に、肉用子牛の補助金制度、それから肥育農家につきましてはマルキン事業、肉豚につきましても経営安定対策の制度等々がございます。そういうところを、地道に推進し、足腰の強い畜産業の基盤作りを進めながら対応してまいりたいと。それと併せて、GAP等の推進、これは攻めの対策と我々のほうは認識しております。

安全安心な畜産物、特にブランド力を強化するためにも、衛生対策等を積極的に推進するようにやりたいと、その予算の確保といたしまして、国の支援等も活用するように、十分利用しながら対応していきたいというところでございます。（令和2年2月6日　経済委員会　福良農林水産政策課政策調査幹）

〈仁木県議・質問〉所有和牛遺伝資源の改良等々、本県について、今後どのように改良等も含めて考えているのか、コメントをお願いします。

〈答弁〉10年余り前の改良は育種価という動きが全国でございました。解析技術が全国的に進み、個体それぞれロース芯面積等の推測ができるようになりました。現在は、遺伝子解析による系統分析を、家畜改良センター等で進めていますが、今、ゲノミック解析に進もうとしています。ホルスタイン肉の肥育が盛んだった徳島県では、肉質を向上するため交雑種の肥育に変えました。それから順次、和牛の肥育に変えるために、今現在、3年連続で和牛の素牛（もとうし）が増産されています。今後は、改良を進めまして、徳島県、その他の肉をレベルアップし、三ツ星ビーフ等をしっかりと増産してまいりたいと考えております。（令和2年2月6日　経済委員会　鴻野畜産振興課長）

令和の畜産をめぐる情勢
2020日年1月
(公)中央畜産会　姫田尚

〈仁木県議・質問〉水産業に関する担い手の育成に関して、本県の浜の担い手育成支援事業・就業後の漁業者への支援はどうなっているのか。

〈答弁〉水産業に関しまして、今現在、国による漁業に就業した方々への直接的な経営支援のような経済的なフォローアップ事業が行われていません。

そのため、国の地方創生交付金を活用し、本県独自のプログラムとして予算計上し、浜の担い手育成支援事業として、就業後の方々への経済的な支援を行う仕組みを作ったものでございます。

漁業協同組合が、自らの組合の中で育て上げるべき若手をピックアップし、油の購入や漁具等の資材を購入する際、購入費を安く提供する。その差額を漁業協同組合を経由して1人当たりマックス75万円補助をする形です。農業は年間150万円なので、半額という対応になっています。本県から、国への政策提言で是非、就業直後の漁業者の生活安定に係る支援の制度を創設していただきたいと、この二、三年ずっと継続して要望しています。（令和2年2月6日　経済委員会　宮本水産振興課長）

〈仁木県議・質問〉事業引継ぎ支援資金の経営者保証の解除について対象はどこか。

〈答弁〉事業承継時に経営者保証の再設定を行う際、多くの場合は後継者に個人保証を求めたり、家族内承継の場合は旧経営者に加え後継者のほうにも個人保証を求める、いわゆる二重保証。このようなケースが後継者にはとても大きな負担となり、事業承継に二の足を踏む大きな要因となっています。

こうしたことから、政府において、昨年12月に、経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度を創設し、本年4月から運用を開始します。この制度の対象者は、資産超過や返済緩和中でないこと、法人と経営者の分離が明確であること。このような一定の要件をクリアした事業者が、金融機関と経営者保証の解除の交渉を行う際、徳島商工会議所の経営者保証コーディネーターが金融機関との交渉を支援し、経営者保証の解除を促進する仕組みです。

中小企業者の場合、例えば7千万円の銀行のプロパー資金の経営者保証を解除する場合、国が全国の信用保証協会に一律で創設する事業承継特別保証制度を活用することで、経営者の個人保証を解除します。また、信用保証協会付きの県の融資の1千万円を解除する場合は、国の制度より保証料を最大0・25％低く設定した独自の保証制度である事業引継ぎ支援資金保証制度を活用することにより経営者の個人保証を解除するしくみです。

県としましては、事業承継ネットワークや金融機関、信用保証協会としっかりと連携し経営者保証を不要とするこういった保証制度を活用し、今後、事業承継を加速させたいと考えております。（令和2年2月6日　経済委員会　勝川商工政策課長）

新型コロナから県民の生活を守る！
信用枠を使い切った事業者への支援を早急に

〈仁木県議・質問〉新型コロナ感染が広がる中、とくしまマラソン2020の大会予算と中止した場合の経費試算について教えてください。

〈答弁〉とくしまマラソン2020は、大体2億5千万円の予算で、県からは負担金として5千150万円、参加料が約1億5千万円、徳島市と一般社団法人徳島新聞社の負担金、残りは広告収入や協賛金の収入です。（令和2年2月25日　経済委員会　横山にぎわいづくり課長）

〈仁木県議・質問〉新型コロナウイルス感染症についての経済変動対策資金について教えてください。

〈答弁〉この資金は、これまで為替相場の急激な変動であるとか、親事業者の経営不振、さらには急激な円高による原油や原材料価格の高騰などにより、収益が悪化し、資金繰りが困難となった事業者に対し、融資を行ってきた制度でした。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、国に先んじて、売上げ減少が生じている事業者の資金繰りを支援するという観点から、直接的又は間接的に影響を受けた事業者を新たに融資対象に加えて、2月18日から融資を運用する状況ですし、5号を追加していく動きがあります。4号は、近年、熊本地震や平成30年7月豪雨など、大規模災害時に適用されている制度で売上げが2％以上減少している中小・小規模事業者に対し、信用保証協会が通常の枠とは別枠で、借入債務を100％保証する制度です。5号は、国が業況が悪化している業種の指定を行います。指定された業種に属し、最近3か月の売上げが5％以上減少している中小・小規模事業者に対し、通常の保証枠とは別枠で、借入債務の80％を保証する制度になっております。

本県では早ければ3月上旬に、4号指定が行われる予定になっております。

今回の場合、直接的の例としては旅行事業者、間接的とは、親会社が直接的に影響を受け、その下請、孫請け企業を想定しています。（令和2年2月25日　経済委員会　勝川商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉現在、就航している香港季節定期便の経済効果について実績を教えてください。

〈答弁〉昨年の香港季節定期便は、平成30年12月19日から平成31年3月30日まで、30往復60便が就航し、7千855人の皆さんに御利用いただき、搭乗率80・8％という実績です。

また、観光庁の2018年訪日外国人消費動向調査結果によりますと香港の方の1人当たりの旅行支出が15万4千581円、平均泊数が6・3泊となっております。単純計算ですが、1人1泊当たり2万4千536円支出していただいているということになっております。

昨年の季節定期便搭乗者の外国人利用者の比率を80％とし、その皆さん全てが県内に1泊した試算だと、約1億5千400万円の旅行支出になりますので、経済効果は高かったと考えております（令和2年2月25日　経済委員会　岩野海外誘客室長）

〈仁木県議・質問〉そごう徳島店営業終了に係る再雇用支援の状況について教えてください。

〈答弁〉各機関に相談窓口を設け、2月14日現在で、全体で80件の相談を頂いております。内訳は、雇用に関する相談が74件、経営に関する相談が6件です。

主な内容は、離職者を受け入れたいという要望が44件、それから従業員等の再就職の相談件数が23件となっており、今の状況は、相談の大半が離職者を受け入れたい企業側からの要望という状況になっております。

３年間を写真で振り返る

▲県防災訓練へ参加

▲令和元年9月、ホテルクレメント徳島にて開催されたG20消費者政策国際会合に参加

▲母校、富岡東高等学校文化祭を訪問
▶母校、阿南第一中学校文化祭を訪問
▼伊島全町運動会を訪問

そごう徳島店の閉店巡り
雇用・経営 相談80件
県議会委報告

徳島県は25日の県議会経済委員会で、そごう徳島店（徳島市）の閉店発表を受けて昨年10月11日に徳島商工会議所や県など9団体がそれぞれ設けた相談窓口に、計80件（2月14日時点）の雇用や経営に関する相談が寄せられたと報告した。仁木啓人氏（新しい県政）の質問に、勝川雅史商工政策課長が答えた。

同課によると、相談の内訳は雇用関係が74件、経営関係が6件。雇用関係では「離職者を受け入れたい」という事業者からの要望が44件、従業員らから再就職の相談が23件寄せられた。経営関係では、移転先の相談や県有施設での営業の可否について聞く問い合わせがあったという。

同課は「関係機関と連携し、対応していく」としている。（若武）

▲そごう閉店に伴う影響対策に関するの代表質問が徳島新聞で取り上げられました（徳島新聞より）

徳島そごう閉店に伴う離職者支援を積極的に！

山形県は再就職の支援に、県だけで9千600万円を計上し対応したが、我が県は？

窓口の状況は、今回の対策会議の関係者に週ごとに御報告させていただいております。それから、去る2月12日に2回目の対策会議を開催し、こういった情報も共有しており、関係機関とは常に連携、連絡をとりながらしっかりと対応していきたいと思っております。そごう徳島店従業員の属性ですが、我々が把握している範囲になりますが、令和2年2月現在で、そごう徳島店の職員数は全体で171名、そのうち71名が正社員、契約社員が100名と聞いております。男女別の内訳としましては、正社員で男性が26名、女性が45名。契約社員につきましては男性5名、女性が95名ということで、全体的で見ると約8割が女性社員であると聞いております。年齢構成につきましては、全体で30歳代までが28％、40歳代が2割ぐらい、50歳代以上が5割と聞いております。（令和2年2月25日　経済委員会　勝川商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉山形県の大沼の百貨店が破綻した際、山形県は再就職の支援に、県だけで9千600万円を計上し対応したが、それについてコメントをいただきたい。

〈答弁〉山形県内の老舗百貨店大沼が本年1月26日に突然の閉店となり、何ら事前に予告なく約190名の従業員が即日解雇され、給料・退職金が未払状態のまま自己破産を申請したと聞いております。

一方、そごう徳島店の場合は、会社自体が倒産したものではなく、かつ営業終了の約10か月前に公表を行い、今後従業員の再就職についても時間的な猶予を設けたといった点、会社としても再就職支援をバックアップするということも表明されており、事前準備もなく突然全ての従業員が一度に解雇された大沼の百貨店とは、全く事情が異なるものであると我々も認識しております。

こうした中で、山形県におきましては、今年度の補正予算に、大型倒産に対する緊急特別対応ということで予算を計上していると聞いております。

中身としましては、確認しましたところ、大沼関連再就職等支援本部の設置運営への支援ということで1千万円。これは山形県、山形市、労働局、連合などが連携し、解雇された従業員などの再就職や生活資金貸付制度などの相談に応じる支援本部を設置しておりまして、この運営費に対する支援と聞いております。また、再就職のためのインターンシップ支援、インターンシップ事業に100万円、県の非常勤職員の雇用ということで約400万円、更に解雇された従業員の生活支援資金の貸付けということで8千万円ほど予算計上を行ったと聞いております。（令和2年2月25日　経済委員会　勝川商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉徳島そごう閉店に伴う離職者支援も山形県のような事業をするべきでは

〈答弁〉インターンシップ事業は、来年度の当初予算に、おかえり！とくしまインターンシップ推進事業を計上しておりますので、そごう徳島店の従業員の方からインターンシップの希望があれば、こういった事業を活用し、適切、柔軟に対応してまいります。

非常勤職員の雇用も一つの支援策の形であると思います。非常勤職員の任用につきましては、経営戦略部の所管になりますので、この場では何ともお答えはできませんが、今後、離職者の希望などを踏まえながら、必要に応じて協議、検討してまいりたいと考えております。（令和2年2月25日　経済委員会　勝川商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉新型コロナウイルス感染症に端を発して影響を受けると予想される農林水産事業者等について教えていただきたい。

〈答弁〉関係団体のほうに影響調査をしましたところ、今のところ大きな影響はないと聞いていますが、長期的に続くようであれば、例えば、農業の生産資材などは中国製品が非常に多いので、中国のほうで長期的に工場が停滞すれば、調達の懸念があるという声も上がっております。

また、これは今後どうなるか分かりませんが、卒業式や退社式等の式典に使用する花などの需要がどうなるのか御心配をしている団体もございます。今、そうした声を聞いているところです。（令和2年2月26日　経済委員会　吉成農林水産政策課長）

〈仁木県議・質問〉農山漁村未来創造事業について減額補正されていますが、評価の仕方について教えてください。

〈答弁〉農山漁村未来創造事業につきましては、事業者の皆様から申請を頂き、外部有識者からなります評価委員会で、外部の先生方を入れた形で審査を行い事業の採択に当たって評価しております。

そうして上がってきたものを審査しまして、採択できるものは採択となりますが、いわゆる採択要件で点数を付け、一定の点数以下であるものについては不採択という形で進めています。（令和2年2月26日　経済委員会　吉成農林水産政策課長）

〈仁木県議・質問〉農作物鳥獣被害防止対策費の補助金が8千862万4千万円減額されているが、どういった内容のものが減額されているのか教えて下さい。

〈答弁〉鳥獣被害防止総合支援事業として、捕獲檻の導入や、有害鳥獣捕獲への支援、侵入防止柵の整備などの支援で、有害鳥獣捕獲の実績や侵入防止柵の整備実績の減少に伴いまして、約6千800万円の減額をしております。

鳥獣に打ち勝つ地域力定着向上事業としては、鳥獣被害対策の指導員養成研修、サルの被害対策プログラムの作成等々を行っておりまして、事業の実績の減少や、請負差額があり約480万円の減額となっております。鳥獣被害防止ジビエ認証取得推進事業は、被害ゼロ集落の育成や、モンキードッグの導入等々の事業で、これも事業の実績に伴う減少があり、約120万円の減額となっております。

最後に、阿波地美栄魅力発信・消費拡大パワーアップ事業は、県内外の消費者へのジビエのPR活動経費や、消費拡大に向けたマーケティング等々のほか、新たにジビエ処理加工施設や機器類の整備を支援するもので、新たな施設を予定しておりましたが、今年度、着工が困難な状況になり1千986万円の減額となっております。（令和2年2月26日　経済委員会　宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長）

昨年度、阿南市でシカ駆除報奨金が2カ月ほど支払われなかった

シカ駆除予算がないという この事態を改善しなくてはいけない

〈仁木県議・質問〉昨年度、阿南市については、シカ駆除予算がないということで、報奨金が支払われなかった時期が2か月ほどあった。この空白の2か月というのを、改善しなくてはいけない。

〈答弁〉予算確保は、今年度も市町村の担当者と連携を密にし、四半期ごとに有害鳥獣の捕獲頭数の推移を情報共有し、予算の過不足は、要望調査を6月、9月、12月の3回にわたり実施しております。委員の御指摘の件につきましては、現在のところ聞き及んではおりませんけれども、調査をいたしまして適正に執行してまいります。

今後とも、鳥獣被害防止対策が後退しないように、これまで以上に市町村と連携を密にし、国に対しても進捗状況等の情報を提供するとともに、要望を踏まえまして、現場の意見を提供し、国の交付金の確保に努めてまいります。(令和2年2月26日　経済委員会　宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長)

〈仁木県議・質問〉四半期の中で要望が一番多いのは何月かというのを少し聞かせてもらえますか。

〈答弁〉当初とか12月末にかけて変動が多いと承知しております。(令和2年2月26日　経済委員会　宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長)

〈仁木県議・質問〉市町村から要望を受けるのは、12月ではなく、手前の9月ぐらいが効果的と思いますが、どう思いますか。

〈答弁〉各市町村の捕れ高にも関係するかと思いますので、繰り返しにはなるのですけれども、これまで以上に市町村との連携を密にし、そういうことがないように適正な執行に努めてまいります。(令和2年2月26日　経済委員会　宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長)

〈仁木県議・質問〉国が指定している不況業種を教えてください。

〈答弁〉この度、3月6日付けで新たに40業種が指定されており、具体的には、すし・弁当・調理パン製造業であるとか、旅館、ホテル、食堂、レストラン、日本料理店、料亭といった飲食業関係、劇場であるとかボウリング場といった娯楽業、それから学習塾といった人が集まるような業種が指定されています。(令和2年3月9日　経済委員会　勝川商工政策課長)

〈仁木県議・質問〉今後、新型コロナウイルス感染症による影響が長期になった際、国と同様に、県においても、県内の金融機関と連携し、調査、研究していただきたい。

〈答弁〉まず、県の中小企業向け融資制度を活用したが、厳しい経営状況にある事業所を継続的に支援するため、県では、経営安定借換資金を設置しております。

この資金は、いわば実質的な条件変更と同じような効果が期待できる制度です。当資金は、今回の補正予算において20億円の融資枠の拡大を行い、業況回復に取り組む事業者の借換えの資金需要についても、しっかりと対応してまいります。

民間のプロパー融資に対しては、現時点では、県の中小企業向け融資制度による借換えは認めておらず、同様に、信用保証協会の保証制度においても対象外となっています。こういったプロパー融資の借換えにつきましては、基本的には金融機関においての対応となり、監督官庁である金融庁において検討がなされて、適正な金融環境が作り上げられるべきものではないかと考えております。(令和2年3月9日　経済委員会　勝川商工政策課長)

〈仁木県議・質問〉国で、新型コロナウイルス感染症関連の補正予算が議論されて参議院に送られています予算は、今回の県の補正と関係ないのでしょうか。

〈答弁〉ただいま、国のほうで審議されている補正予算による対策第2弾ですが、まだ情報が完全に下りてきてはおりませんが、当然ながらしっかりと連携し、また、先んじてとった県の対策についても、しっかりと活用してまいりたいと考えております。(令和2年3月9日　経済委員会　勝川商工政策課長)

令和2年度9月定例会　代表質問(9月16日)

コロナ禍。休業要請、休業補償対策を

厳しい経済情勢の中、消費を創出しながら地域経済を力強く回復させていくことが急務

〈仁木県議・質問〉コロナ禍における休業要請、休業補償について現時点での総括について、またウイズコロナからアフターコロナに向けて、厳しい経済情勢の中、消費を創出しながら地域経済を回復させていくための取り組みについて教えて欲しい。

〈答弁〉県内事業者が取り組みコロナ対策を助成率10分の10で支援する「新生活様式」導入応援助成金を本年6月に開始し、既に予算枠の六割を超える順調な利用状況になっています。また国の消費喚起策であるGo To トラベルキャンペーン事業に先立ち、県では県民限定のとくしま応援割を実施しており、今後もGo To イート、地域共通クーポン券、県版プレミアムポイント事業なども展開していく見通しです。県内事業者の皆様方にはこうした多様な制度を積極的に活用していただきたいと思います。(飯泉知事)

〈仁木県議・質問〉水産物販売力強化の取り組みについて、コロナウイルス感染拡大による価格低迷を踏まえ、今後どのように水産物の需要喚起、そして産地の販売力強化に取り組むのか、教えてほしい。

〈答弁〉水産物の需要喚起について、資源調査のための放流用としてハモ・アワビの買上げを進めました。今後、県内小中学校の学校給食用、宿泊パックの販売、試供品の提供などの支援を進めていきます。新規販路先の開拓については、産地直送通販サイトの開設、お試し価格での販売を支援する予定です。また県漁連や関係市町と連携し、産地市場の統合を推進し販売力を強化していきます。(福井副知事)

〈仁木県議・質問〉コロナ禍のような危機事象時における相談・各種申請の受付態勢について、各種士業界との相互連携を構築してはどうか。

〈答弁〉現時点では感染拡大を食い止めている状況にあり、特定業種などへの休業要請をする段階にありませんが、休業要請を検討せざるを得ない状況に至った場合には、県

の専門家会議の意見を踏まえつつ適切に判断していきたいと思っております。土業ネットワークとの相互連携体制の構築については、平成二十四年に県土業ネットワーク推進協議会との間で、大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を締結しています。このことは新型コロナウイルス感染症対策でも生かされており、中小・小規模事業者の皆様に対し、雇用調整助成金の利用促進を図りました。また中小企業診断士会と連携した国や県の様々な支援制度の活用、行政書士会との連携による申請の受付等のサポートなど、それぞれの分野の専門性を活用しているところです。（志田危機管理環境部長）

〈仁木県議・質問〉施設等利用者と家族の面会交流について、家族とのつながりを担保するため、感染拡大防止に十分配慮した直接的な面会交流を促す支援をしてはどうか。

〈答弁〉感染拡大防止に配慮した面会交流について、国の二次補正予算において介護分

野への支援の拡充が図られ、県としても国の動きに即応した補正予算を編成し、オンライン面会のためのICT機器の導入支援等を行っています。（仁井谷保健福祉部長）

〈仁木県議・質問〉また、アフターコロナを見据えた日本一の和牛ブランドの確立について、ブランド確立の組織化を図るとともに、畜産GAP認証取得の促進に向けた体制整備強化を図ってはどうか。

〈答弁〉ブランド牛の確立に向けた畜産GAPの認証取得について、県では畜産GAP指導員として、農業支援センターや家畜保健衛生所の職員二十六名を養成するとともに、巡回指導を実施した結果、四国では本県の生産者のみが認証を取得しています。今後は指導員を中心としたGAPチャレンジサポートチームを編成し、支援を進めていきたいと考えております。（松本農林水産部長）

保育士修学資金貸付制度を拡充し攻めの保育士確保対策を進めるべきだ

〈仁木県議・質問〉本県各自治体における保育行政の円滑化のサポートについて、第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画において、待機児童発生の要因と実態を各市町村単位で把握・分析することはできたのか。また、保育士修学資金貸付制度を拡充し、攻めの保育士確保対策を進めるべきだと考えるがどうか。次に人に優しい道路行政について、国は死傷事故率が高い全国の箇所を事故危険箇所と指定、リスト化してきたが、これは本年までの事業となっているため、県による交通死亡事故現場の再発防止策の見える化、リスト化を早急に検討してほしい。

〈答弁〉第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の策定における分析については、各市町村が主体的に個々の要因を分析しており、県はこの分析結

果の数値の積み上げを基本に広域調整を勘案した上で、支援計画を策定しているところです。保育士修学資金貸付制度の拡充については、学生をはじめ、修学資金を活用した保育士の皆様からの意見も参考にしながら、より利便性が向上するよう検討してまいります。（上田未来創生文化部長）

〈答弁〉重大事故の再発防止については、平成二十九年、国により県管理道路の二十四箇所が事故危険箇所として指定され、これまでに二十一箇所の対策を終え、今年度中に残る三箇所の対策を終える予定です。今後県警察との連携をより強化し、死亡事故の発生現場における検証結果をリスト化することも含め、点検の在り方について検討していきたいと思っております。（貫名県土整備部長）

〈仁木県議・質問〉待機児童数の予測と実状について分析が必要かどうか再答弁をお願いしたい。

〈答弁〉予測調査時点での保護者の皆様方の御事情や御意向をはじめ様々な状況が変化することもあり、分析どおりの結果が伴わない場合もあるので、毎年度点検・評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行っていきたいと考えております。（上田未来創生文化部長）

〈仁木県議・質問〉徳島市の新ホールについて、現在は県立ホールとして問題の解決の期待が高まっているが、県有地の利用に関して帰属問題の趣旨はどのように認識されているのか。

〈答弁〉新ホール建設予定地の県有地の扱いについて、県市双方が土地交換に合意し協議を進めていたものの、市は協議の前提条件を破棄して優先交渉権者を公表し、これに対して県は市に対して理由書の提出を求め、さらに「徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議」が県議会において可決されました。二万、九月十一日、徳島市長から知事に対し、旧文化センター跡地及び隣接する徳島県青少年センターの用地を一体化する県立ホールの整備が要望されるとともに、その前提として、旧文化セン

ター跡地の県有地については現状に異を唱えず、市有地の提供も含めたホール整備費の一部負担、県青少年センターの機能移転への協力との方針が示されました。この提案が問題を解消に導くものとしてしっかり対応していきたいと思っております。（貫名県土整備部長）

〈仁木県議・質問〉阿南市議会における条例の再度可決を受け、審査を申し立てている件で、今後の流れを他県の事例も含めて教えていただきたい。

〈答弁〉地方自治法の規定により、90日以内に認容、却下、棄却いずれかの裁定をせねばならず、いずれの場合も不服がある場合は市側、あるいは議会側から60日以内に提訴することができます。他県の事例については、平成28年度・29年度の2年間で3件ほど再議があり、いずれも知事に審査申立は上がっていない状況です。（令和2年6月11日地方創生対策特別委員会　菊地市町村課長）

令和2年度　地方創生対策特別委員会

withコロナに向けた施策を

感染拡大と医療体制の逼迫を解消し
行政、医療、経済各業界が総力を挙げ
県民と一丸となって取り組む必要がある

〈仁木県議・質問〉withコロナに向けたターンテーブル対応強化事業について、紹介仕入れ額が平成30年は0円、令和元年度は約1億2千万円となっているが、この計上に至った原因について教えてほしい。

〈答弁〉昨年7月より経営者が替わり、その方が長年飲食店を経営していた経歴を生かし取組を行ったことが非常に大きな要因と考えております。(令和2年6月29日　地方創生対策特別委員会　福岡もうかるブランド推進課長)

〈仁木県議・質問〉とくしま応援割について、実績等を検証はされているか。宿泊先に偏りなどは出ていないか。

〈答弁〉6月25日時点で9千205名の方から予約申込をいただいており、県東部圏域については5千800件ほどの予約と宿泊済みをいただいております。南部は1千900件ほど、西部は1千381件ほどであり、東部が多いのは徳島市と鳴門市に大型の宿泊施設が集中しているためと分析しており、南部、西部にも多くの皆様に宿泊していただき周遊が進んでいると考えております。(令和2年6月29日　地方創生対策特別委員会　吉田観光政策課長)

〈仁木県議・質問〉県内資本、県外資本という観点からは分析されているか。

〈答弁〉県内資本、県外資本に関わらず全て徳島県内に所在するホテル事業者であり、観光客・宿泊客が増えることにより地域経済が循環するものと考えています。(令和2年6月29日　地方創生対策特別委員会　吉田観光政策課長)

〈仁木県議・質問〉withコロナに向けたターンテーブル対応強化事業の5千万円の部分だが、具体的な内容について教えてほしい。

〈答弁〉今回の改修は施設利用者の安全安心の確保という観点から、施設面での新型コロナウイルス感染防止対策を実施していくものです。具体的には1階2階のレストラン部分には3密回避のための飲食スペース拡大、パーテーション、空気清浄機、網戸の設置等をしていく予定です。また、2階から5階のホステル部分については、全ての客室に衛生管理のしやすい壁紙、カーペットの施工、空気清浄機、網戸の設置、さらに5階のオープンテラスについては、3密を回避した食事ができるよう改修する予定です。またコロナ禍において家庭食の需要が高まっていることを受け、1階のテラスを産直マルシェとして改修することにしています。(令和2年9月9日　地方創生対策特別委員会　福岡もうかるブランド推進課長)

〈仁木県議・質問〉事前説明の際には、首都圏にいらっしゃる方が徳島を感じられるような対策を講じるという話があったが、そのあたりはどうか。

〈答弁〉県産食材を食してもらうという点で徳島を感じていただくことになります。また、5階の部屋の改修でオープンテラスとともに食事を楽しみながら、徳島の雰囲気を楽しんでいただけるかと思います。(令和2年9月9日　地方創生対策特別委員会　福岡もうかるブランド推進課長)

〈仁木県議・質問〉とくしまマラソンについて、協賛・広告料が275万円となっているが、前年の実績では、予算ベース3千400万円、決算ベース2千500万円となっている。全体の事業費では前年並みであるにも関わらず、協賛・広告料が減っているのはどういう意図なのか教えていただきたい。

〈答弁〉2020大会の協賛・広告料に関しては約2千600万円ございまして、これを次の大会の収入という形で繰越金に含めております。今回の275万円はとくしまマラソンの記録計測を取り扱っているアールビーズ財団からのもので、マラソンチャレンジカップという共催イベントをしていただいており、そちらの分だけを収入として計上しております。(令和2年9月9日　地方創生対策特別委員会　岩野にぎわいづくり課長)

〈仁木県議・質問〉6千600万円の新型コロナウイルス感染対策の費用は適正か。

〈答弁〉「with・コロナ時代」のとくしまマラソンモデル創出事業は、日本陸上競技連盟が作成しているロードレース再開についてのガイダンスに基づく、新型コロナウイルス感染症対策経費という形で計上しております。具体的にはマスクやゴム手袋といった個人防護具、検温に関わる資機材、給食・給水を個包装・蓋つきで提供させていただく経費、さらに消毒液の購入という感染対策経費として約2千500万円を計上しております。また密回避の費用として2千550万円、応援自粛の周知広報、代わりの応援メッセージの放映等の費用として1千550万円を計上させていただきました。(令和2年9月9日　地方創生対策特別委員会　岩野にぎわいづくり課長)

〈仁木県議・質問〉コロナ禍における畜産物の経営安定対策にどのような形で取り組まれているか、全般的に教えてほしい。

〈答弁〉コロナ禍により高価格帯の畜産物の消費が低迷していることを受け、学校給食での活用、プロポーザルの事業等を行ってきました。また肉用牛飼育経営安定交付金制度は今まで全国算定方式と地域算定方式があったが、この度国が制度を見直しブロック算定方式に変わりました。この制度もしっかり活用して、本県の肉用牛の生産振興を含む畜産振興を図っていきたいと思います。(令和2年9月30日　地方創生対策特別委員会　新居畜産振興課長)

〈仁木県議・質問〉阿南市では土地開発公社が不良債権化されいよいよ解散手続きをする格好で進んでいるが、本県においては近年解散の手続はあったか。

〈答弁〉土地開発公社は本県の市町村においても全国同様減少傾向にあります。平成22年度には16公社あったが、令和2年4月1日現在では3市4町で7公社が設置されている状況で5割以上の減となっており、直近ですと、令和元年度では松茂町、つるぎ町、また平成29年度には上勝町、石井町で解散されております。(令和2年9月30日　地方創生対策特別委員会　菊地市町村課長)

〈仁木県議・質問〉土地開発公社の解散に主務大臣や知事の認可が必要であるのはなぜか。

〈答弁〉土地開発公社の解散については、公有地の拡大の推進に関する法律の第22条において、設立団体がその議会の議決を経て主務大臣または都道府県知事の認可を受けた時に解散するとあります。土地開発公社自身が地方自治体の分身的存在として公共用地等の取得を行うというものであり、その業務の公共性が高いという観点から認可という形を取っていると思います。(令和2年9月30日　地方創生対策特別委員会　菊地市町村課長)

〈仁木県議・質問〉土地開発公社を解散する手続きの際に、県はどのようなところを見ているのか。

〈答弁〉申請の際には申請書その他の書類を提出していただくことになり、県としては、それらの書類に不足や不備がないか、議会の議決をしっかり経ているのかを確認した上で、認可に対して審査をすることになります。（令和2年9月30日　地方創生対策特別委員会　菊地市町村課長）

〈仁木県議・質問〉2月補正での県版プレミアムポイント事業の減額について、執行部のほうではどのように分析されているか。

〈答弁〉県としてはできるだけ多くの県民の皆様に御利用いただくため当事業の広報に努めてきましたが、1月末時点でカードの交付率は全国平均と同程度の約25％に留まり、ポイントに関しても約8万人の方しか利用されておらず、付与の対象となるキャッシュレス決済の利用に踏み出せなかった方が多くいらっしゃると推測されます。多くの方がマイナンバーカードを利用する必要性を感じられない、また申請や利用のハードルが高いと感じられていると考えており、今後については、デジタル社会のパスポート・マイナンバーカード出張申請サポート事業を利活用して身近な場所で丁寧にサポートさせていただくとともに、マイナンバーカードが利便性の高いものになるということについて丁寧に広報していきたいと考えております。（令和3年3月2日　地方創生対策特別委員会　佐光Society5.0推進課長）

令和2年度　県土整備委員会

コロナ禍。影響受ける企業へ給付を

企業応援給付金と、生活衛生関係営業継続応援事業の給付金を含め、早急に対処を

〈仁木県議・質問〉現状の徳島県において、新型コロナ対応！企業応援給付金と、生活衛生関係営業継続応援事業の給付金で、様々な補償が賄いきれているという認識なのか、もしくは他県同様に給付や家賃補償を考えているのか。

〈答弁〉現時点では市中感染は広がっておらず休業要請をする段階ではありません。支援をする際は感染の状況等を勘案し、決めるため、現時点でその詳細を説明するのは難しい状況です。（令和2年4月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉自粛で協力をいただいている事業者の方が容易に給付を受けられるようにするためには、長期ではなく短期事業資金も考えるべきだと思うがどうか。

〈答弁〉新型コロナウイルスの感染状況が正に動いている中で対応を進めているところであり、各部局で関係するところの現状を把握しつつ、対応を検討したいと考えております。（令和2年4月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉一般の災害等においては、例えば罹災証明の発行等、士業士の方に委託・協力要請をしていくとマニュアルにもあると思うが、新型コロナウイルス感染症の対策会議においては、士業士に関する協力の要請の件について報告は上がっていないのか。

〈答弁〉県と士業ネットワークの間では、危機事象発生時の連携協力体制は常に成り立っており、今回の新型コロナウイルス感染症の対策においてもしっかりと情報共有を図り、支援を求める必要が生じた場合には連携しながら県民の方々の生活をサポートしていきたいと考えています。（令和2年4月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉危機管理調整費の執行状況について、商工労働観光部の3億4千100万円がどういうものなのか。

〈答弁〉今回の危機管理調整費は新型コロナウイルス感染症という危機事象の発生に伴うもので、深刻な打撃を受けている宿泊観光業会に対して国の支援事業開始までの下支えということで活用させていただきました。商工労働観光部の方から県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業で危機管理調整費の活用を、と要望があり、それを受けた形です。（令和2年6月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業は危機管理調整費を使わずとも6月補正予算で対応できるのではないか、生活衛生関係営業者応援給付金等を先に充て込むべきではないか。

〈答弁〉深刻な影響を受けている宿泊観光業界に対して、国の支援が出るまでの間の下支えとして、既に危機管理調整費を充当して着手させていただきました。できるだけ早いタイミングで動くことにより県民の方に安全・安心を感じてもらうことも必要だと考えております。（令和2年6月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉医療従事者の特殊勤務手当が県又は県内の市町村の状況で差が出たが、これに関する分析はできているか。

〈答弁〉関係部局である保健福祉部、それから病院局といったところで適正に対応していただいていると思っております。（令和2年6月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉生活衛生関係営業者応援給付金の申請の際、新型コロナ対応！企業応援給付金の併用はできないが、給付金設立の一番の目的が利子補給であることを踏まえると、総じて給付されることが適切ではないか。

〈答弁〉生活衛生関係営業応援給付金は、元々の制度として新型コロナ対応！企業応援給付金を補足する形で広く事業者の方を救済するものであり、どちらか一方の給付金が受けられるとしております。（令和2年6月10日　県土整備委員会　山本安全衛生課長）

〈仁木県議・質問〉日本政策金融公庫で生活衛生関係営業者応援給付金の借入れを行った場合、徳島県信用保証協会でも借入れの申請の対象となる。両方で新型コロナウイルス感染症対応の借入れを行った場合、合算して給付金の対象にならない現状だが、利子補給が原点なのであれば合算すべきではないのか。

〈答弁〉県の制度としてまずセーフティネット資金の貸付があり、それに対応する給付金があり、さらにそれを補う形で日本政策金融公庫の貸付を対象とした給付金がございます。制度設計の中でご判断いただきたいと思います。（令和2年6月10日　県土整備委員会　山本安全衛生課長）

〈仁木県議・質問〉10万円の特別定額給付金は支給の期間が3か月とあるが、これはオンライン申請の部分から起算されるのか、もしくは郵送で届いた時から起算されるのか教えてほしい。

〈答弁〉給付申請の受付開始日と給付の開始日は市町村が決定することになっており、申請の期限については、オンラインではなく郵送申請方式の受付開始日から3か月以内になっています。（令和2年6月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉危機管理調整費の執行について、危機管理環境部はどこまで関与されているのか。

〈答弁〉元々、危機管理調整費については新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、県民を脅かす様々な危機事象が発生したときに応急対策の迅速な実施に際し、緊急に必要となる経費に充当しています。この予算については、危機管理環境部、課でいうと

危機管理政策課で枠予算として計上しており、総合調整の役割を担っております。

生活衛生関係の応援給付金その補正予算で間に合うのか！

〈仁木県議・質問〉ＰＣＲ検査の検査能力が当初非常に少なかったが、現状はどうか。

〈答弁〉都市部においては基準を満たしていなくては検査が受けられないという報道があったが、徳島県においては当初から医師の判断を優先して対応してきました。現在はまず保健所が聞き取りを行い、検査につなげていくという形で、既往歴がある方などについては強い症状でなくても検査対象としております。もし不安がある方がいれば保健所に相談してください。（令和2年6月26日　県土整備委員会　坂東危機管理環境部副部長）

〈仁木県議・質問〉とくしまアラートの基準は発生した人数等によって成っているが、発生した業種を加味している自治体はないのか。徳島県新型コロナウイルス感染症専門家会議により協議してはどうか。

〈答弁〉とくしまアラートにも注釈を付けており、入院患者数、重症者数、検査相談の件数、クラスターの発生状況等を総合的に判断することにしております。措置については徳島県新型コロナウイルス感染症専門家会議からもご助言をいただいた上で、方向性を決めていきたいと考えております。（令和2年6月26日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉ラブホテルの業者の方に県から通知を出されておりますが、この通知がわかりづらいという相談があった。通知を出すのであれば明確に分かりやすく伝えていただくべきではないか。

〈答弁〉我々としてはできるだけ分かりやすく実践していただけるような内容で通知を作成しているが、さらに分かりやすく実践を促すものになるよう今後とも努めていきたいと考えております。（令和2年6月26日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業は一人が何回でも使え、事業者側の経済的な対策を意識していると思うが、予算の判断はどのようにされているのか。

〈答弁〉緊急事態宣言が全国的に解除され経済活動のレベルを段階的に引き上げる新たなフェーズに入りました。深刻な影響を受けている宿泊観光業界に対する支援をできるだけ速やかに行うため、危機管理調整費を活用し事業を執行しております（令和2年7月3日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉生活衛生関係の応援給付金の延長ということで2千万円が計上されているが、現在の執行状況と2千万円の算定根拠について教えてほしい。

〈答弁〉8月19日時点におきまして、給付金の申込件数が138件、金額が7千538万円となっております。実績ベースでいくと、月あたり2千万円強というベースであるため、9月補正が議決されるまでの約1か月、2千万円ほどを危機管理調整費でお願いすることになりました。（令和2年8月21日　県土整備委員会　山本安全衛生課長）

〈仁木県議・質問〉現時点で138件ということだが、対象業種の県内の数を考えた場合、2千万円で間に合うのか心配している。

〈答弁〉対象業種は生活衛生同業組合員約1千700件ほどです。その中で138件の申込みということで、今後これから影響を受けてくる方からの申込みがあると想定しております。今までの実績ベースでは月に40件弱ということで、危機管理調整費の2千万円で間に合うと考えております。（令和2年8月21日　県土整備委員会　山本安全衛生課長）

〈仁木県議・質問〉生活衛生関係営業者というと例えば理容業、家畜関係など幅がある。最初の目的であったのは、いわゆる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する対応策であったと思うが、その辺りの業種に絞った場合はどのくらいの事業者がいるのか。

〈答弁〉社交飲食の組合員数に限っていますと150件です。給付金自体の利用者は、社交飲食も含めた飲食関係の方が多くなっていますが、理容業、美容業の方も阿波おどりの中止などを受け様々な弊害、営業の損失があったと聞いております。（令和2年8月21日　県土整備委員会　山本安全衛生課長）

阿南市から要望をしていた線引きの廃止の問題は？

〈仁木県議・質問〉徳島東部都市計画の区域に関して、いわゆる線引きの廃止の問題について阿南市から県に対して要望をしていたが、その経緯と現状についてうかがいたい。

〈答弁〉徳島東部都市計画区域について、積極的に都市化を図る市街化区域と、農地や自然環境を保全する市街化調整区域に区分する、いわゆる線引きの制度を定めており、阿南市からこの制度の廃止の意見がありました。県では国及び東部都市計画区域内の市町と協議を行い、学識経験者からの意見も踏まえ検討を重ねた結果、中心市街地に都市機能の集積を図ることが必要であること、人口減少下において生活サービスの提供を維持するためのコンパクトなまちづくりが重要であることから、引き続き線引きによる都市形成を進めることといたしました。（令和2年9月28日　県土整備委員会　村上都市計画課まちづくり・事前復興担当室長）

〈仁木県議・質問〉立地適正化計画の中で計画が成し遂げられた段階など、将来的に線引きを廃止していく議論はできるのか。

〈答弁〉今後の既成市街地の状況、社会情勢等を考え、定期的に区域マスタープランを見直しており、その際に改めて線引きの在り方について検討を行うべきだと考えております。（令和2年9月28日　県土整備委員会　村上都市計画課まちづくり・事前復興担当室長）

〈仁木県議・質問〉人口は減少している反面、世帯数は増加しており、住宅は市街化調整区域に増えているように見受けられる。このように現況と都市計画の市街化区域が一致していない印象を受けるため、人口だけでなく世帯数も勘案して市街化区域の再度の見直しをするべきではないか。

〈答弁〉区域マスタープランにおける市街化区域の規模については、都市計画の基礎調査、国勢調査等を踏まえ、おおむね10年後の人口及び産業の見通しに基づき、住宅・商業・工業用地に必要な面積を算出しております。一概に市街化区域を大幅に増加する

のは難しい状況となっており、関係市町と協議をしながら検討していきたいと思っております。（令和2年9月28日　県土整備委員会　村上都市計画課まちづくり・事前復興担当室長）

〈仁木県議・質問〉小水力発電の実装実験について、現在の進捗状況と今後の見通しを教えてほしい。

〈答弁〉美馬市と上勝町それぞれで事業化推進チームを立ち上げており、このチームを通じて各市町の候補地を1か所に絞り込み、小水力発電の事業化を目指し取り組んでいるところです。これまでに現地調査によるデータ測定や収集により、発電可能規模の算定などを進めており、各種手続きや制度等の検討、また資金計画など多くの課題について市町と協議しております。この事業は災害時の非常用電源活用モデルとしても大変重要であり、今後も事業化の実現に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。（令和2年9月29日　県土整備委員会　井内事業推進課自然エネルギー事業化担当室長）

県と業界団体を連携し円滑な防疫策を

スマートライフのガイドライン実践店と商工労働観光部の補助事業を連携していかなくては円滑な防疫策につながらない

〈仁木県議・質問〉スマートライフのガイドライン実践店のステッカーの指定方法について教えてほしい。

〈答弁〉ガイドラインは全国の業界団体で定められたものであり、参画されている店舗等がガイドラインを遵守しているかどうかは各業界団体によって確認していただいています。県が作成したステッカーは各業界団体から申請していただいて配布しており、その申請先は関係する部局となっております。（令和2年9月29日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉ステッカーの数と商工労働観光部の補助事業の件数は合っているのか。

〈答弁〉完全にリンクするような形では進められていない状況です。（令和2年9月29日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉スマートライフのガイドライン実践店と商工労働観光部の補助事業を連携していかなくては円滑な防疫策につながらないのではないか。ガイドライン実践店は業界団体に任せられているとのことだが、業界団体に所属している店舗等が徳島市外においては多いと思う。

〈答弁〉新しい条例を定例会において提出しましたが、その中でガイドライン実践店のステッカー又は事業者版スマートライフ宣言の掲示を全ての事業者の方々を対象とし、義務化したいとしています。業界団体に任せきりではないのかという御指摘ですが、第三者的な立場の方がガイドラインを遵守していることを確認するという趣旨があるため、こういった方法を取らせていただいています。一方それぞれの店舗での取り組みについては事業者版スマートライフ宣言を用意しており、事業者の方にはこちら又はガイドライン実践店のステッカーをしっかり掲示していただきたいと考えております。（令和2年9月29日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉条例の第6条第2項に、クラスターが発生した場合の施設名称の公表に協力いただいた場合に必要な支援を実施とあるが、これは具体的にどのようなものを想定しているのか。また第7条第2項の差別的取扱い等を防止するために県が講ずる措置とあるが、どのようなものを想定しているのか。

〈答弁〉第6条2については、営業の再開時における安全宣言の実施、国や県の各種支援制度の相談窓口等の紹介を考えております。第7条の差別的取扱いについては、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をしっかり普及していくこと、人権研修等も含めて啓発していくこと、具体的にはインターネット上の書き込みに対する監視を考えております。またこれらの取組については未来創造文化部で所管しております。（令和2年9月29日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉県が講ずる措置とは、今、県がやっていることを条例化しているということなのか、それともっと踏み込むという意思で条例化されるのか。

〈答弁〉まずは今まで取り組んできた各種の感染拡大防止対策や支援策について、しっかりと条例の中で位置づけていきたいと考えております。（令和2年9月29日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例となっているが、これは今後の別の感染症も見越したものなのか。また、県の責務のところに直接的防疫策が入っていないが、これは別途行うという意思があるのか。

〈答弁〉今回の条例は新型コロナウイルス感染症を対象としたものとなっています。またこれは感染拡大防止と社会活動経済活動の両立を狙いとしており、感染拡大防止には当然感染防護策が含まれております。（令和2年9月29日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

旧印刷センターは防災の拠点施設として適切に整備を

〈仁木県議・質問〉旧印刷センターの設計予算が7千700万円となっているがこれはどのような算定なのか。

〈答弁〉旧印刷センターについては災害時の広域物資輸送拠点として、また平時利用についてリノベーションを行うということで、現在設計コンペを実施しております。設計は人件費が主になってくるものであり、これまで県で行っている同規模の施設改修等の実績を考慮して、約7千700万円という金額をはじきだしました。（令和2年11月25日　県土整備委員会　佐藤とくしまゼロ作戦課長）

〈仁木県議・質問〉工事費がどれくらい掛かると想定しているか。

〈答弁〉現時点でまだ設計コンペを行っている段階で、具体的な金額はまだ確定しておりません。（令和2年11月25日　県土整備委員会　佐藤とくしまゼロ作戦課長）

〈仁木県議・質問〉旧印刷センターは防災の拠点施設になるということだが、マリンピア沖洲は液状化が懸念される。緊急輸送道路として、インターチェンジからこの施設までの取り合い道路はどのような状況なのか。

〈答弁〉現時点でこの部分は既に緊急輸送道路として指定されており、今回の3か年緊急対策も含めて、液状化対策等も施工されていると県土整備部から聞いております。そこから旧印刷センターまでの約400メー

トルの市道が残っておりますが、今後供用開始までに同様の形で緊急輸送道路に指定するとともに地域防災計画にもしっかり盛り込んで、早期啓開できるよう対応を図っていきたいと考えております。(令和2年11月25日　県土整備委員会　佐藤とくしまゼロ作戦課長)

〈仁木県議・質問〉鳥インフルエンザの件について、野鳥が道端で死んでいた場合、県民から報告してもらった方が良いと思うが、それは県民に対して知らせているのか。

〈答弁〉死亡野鳥を見かけた際は、直接手を触れずにビニール袋等で包んで処分をし、農林水産部の方に連絡をしてほしいと、県民に向けて周知を図っております。(令和2年11月25日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長)

DVやストーカー被害者に支援を

〈仁木県議・質問〉徳島県犯罪被害者等支援条例の第2条第2項に犯罪被害者等の定義、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいうとあるが、この中にはDVによる被害を受けた者やストーカーによる被害を受けた者は想定されているのか。

〈答弁〉まず犯罪とは個人の生命、身体または財政上に危害を及ぼす行為など、刑法、その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を対象としております。この中に、例えばストーカー行為による付きまといも含まれるでしょうし、児童虐待におけるネグレクトといった、直接刑罰にならないかもしれない、ただし子どもの健康や安全の配慮を怠るなどの行為も含まれると広く考えております。(令和2年11月25日　県土整備委員会　島消費者政策課くらし安全担当室長)

〈仁木県議・質問〉第2章の第11条から第16条に関しての質問。ストーカーやDVによる被害を受けた方々の一時保護については問題なく運用できていると思うが、そこから自立のため県営住宅などに入ることに不安を抱える方からの相談を受ける。この条例が制定された場合、その不安が解消できることを想定しているのか。

〈答弁〉この条例における基本的施策については、第9条で推進計画を策定することとしております。この計画において、審議会の意見などを反映しながら支援に関する基本方針や具体的な施策を定めるとしているので、その流れの中で必要な所との連携策を考えてまいります。(令和2年11月25日　県土整備委員会　島消費者政策課くらし安全担当室長)

〈仁木県議・質問〉この資料の工業用水道施設の強靭化について、今切第一配水支管の布設替えとあるが、他の所有されている部分、例えば阿南についてはどのような計画になっているのか。

〈答弁〉阿南については既に10か年の計画のうち、老朽化と優先度の高い幸野配水支管といった区間については更新を終えたところです。10か年の区間のうち残っているのは今切第二配水支管のみでございます。(令和2年12月10日　県土整備委員会　生田施設基盤整備室長)

長安口ダム資料館に当時の資料展示を

〈仁木県議・質問〉基本方針の社会貢献の加速のところで、長安口ダム資料館のリニューアルとあるが、9月県土整備委員会の杉本委員から計画の際の地元の様子を残すべきではないかという意見があった。今回その意に沿う計画となっているのか。

〈答弁〉杉本委員の思いも踏まえ、施設の古い部分はリニューアルを行い、地元の那賀町さんと相談しながら計画当時の資料の収集展示をしたいと考えております。(令和2年12月10日　県土整備委員会　吉成経営企画戦略課長)

新型コロナ増加の中、成人式の対応は

〈仁木県議・質問〉成人式等のイベントについては、市町村ごとに対応を促していくスタンスということで良いか。

〈答弁〉成人式等のイベントについては、恐らくそれぞれの主催者、成人式であれば市町村になると思いますが、そちらでそのときの感染状況を踏まえて、それぞれで御判断いただきたいと考えております。(令和2年12月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長)

〈仁木県議・質問〉他県では、休業要請に対する休業補償、また休業要請をしなくとも休業の協力等、様々な格好で支援をしている。本県では現在実施していないが、その検討は徐々にでもされているのか。

〈答弁〉休業要請あるいは営業時間短縮を要請している都道府県を見てみると、国の区分でいうステージ3相当の感染が見られている地域です。本県では現在その段階にはありませんが、今後に向けて警戒レベルは上げていかざるを得ないと考えております。

〈答弁〉徳島県において感染者数は穏やかに推移しているが、全国的には流行が見られている現状ですので、県民の皆様には帰省、あるいは旅行についてはできるだけ分散していただきたいと広報しております。事業者の皆様方に対しては、こういった分散した帰省や旅行が行えるよう、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いしております。(令和2年12月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長)

既に様々な対応を行っている各都道府県又は国から情報をいただいているところで、それらを十分に参照しながら有効と思われる対策が講じられるよう準備を進めております。(令和2年12月10日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長)

〈仁木県議・質問〉資料1、食・くらしの安全安心の強化というところに、ＨＡＣＣＰ認証の更なる取得推進とある。ＨＡＣＣＰの中には飼養衛生管理基準等、いろいろなものが入っているが、その中で鳥インフルエンザの資料を見てみると12月2日に殺鼠剤の配布と書いてある。飼養衛生管理基準上は恐らく豚舎や鶏舎等では殺鼠剤の使用が禁止されているはずだが、何らかの基準を緩和させる判断をされての対応なのか。

〈答弁〉殺鼠剤の配布に関しては農林水産部で適切に配布すると伺っております。ＨＡＣＣＰの関連では、例えば鶏の場合ですと、県の獣医師会食鳥検査センターで毎日鳥の検査をしておりそこで異常な鶏は排除されます。さらに飲食店等でもＨＡＣＣＰにのっとった衛生管理をしており、安全性は担保されていると考えております。（令和2年12月10日　県土整備委員会　山本安全衛生課長）

〈仁木県議・質問〉徳島県犯罪被害者支援条例について、パブリックコメントの内容を教えてほしい。

〈答弁〉16名の方から40件のパブリックコメントをいただきました。多かったものとしては、犯罪被害者に対する理解を深めるという部分で、学校などの教育機関での理解の増進を条例に盛り込み、二次被害・再被害の防止に努めていくようにという御意見、犯罪被害に遭われた方を支援する機関での個人情報の取扱いについて明記するようにという御意見、相談窓口を分かりやすいものにしてほしいという御意見、また県と市町村の協力について盛り込んでほしいという御意見などがございました。（令和2年12月10日　県土整備委員会　島消費者政策課くらし安全担当室長）

〈仁木県議・質問〉その意見を受けて、どういった形で反映していくのか聞かせてほしい。

〈答弁〉条例制定後に、実際に犯罪被害に遭われた方に対する支援の推進計画を策定していきたいと考えております。この推進計画の策定を条例に盛り込み、更に犯罪被害者等支援審議会を設置し、そこで支援内容について議論を行い、支援策を作っていく予定です。（令和2年12月10日　県土整備委員会　島消費者政策課くらし安全担当室長）

〈仁木県議・質問〉12月に入って実施をされているとくしまプレミアム交通券について、申込み等の現状についてお聞かせいただきたい。

〈答弁〉11月25日より販売を開始し、合計4万6千セットを予定しております。購入前にまず事前申込みをしていただき、その引換証を窓口に持っていって購入していただく流れですが、12月7日時点で1万6684件の事前申込みがあり、4千489件、1万5千233セットを既に販売しております。平均して3・4セットを購入していただいているので、事前申込の分を含めると予定数に対して約8割のニーズをいただいている状況です。（令和2年12月11日　県土整備委員会　以西次世代交通課長）

〈仁木県議・質問〉購入できる窓口が決められているが、郵便局の場合は平日の午後5時までとなっており、行きにくい方もいらっしゃるのではないか。

〈答弁〉県内24市町村に全47か所の販売場所を設けております。県内全ての市町村で日中に購入できるように24市町村の主要な郵便局26局、また日曜祝日それから帰宅の時間帯にも購入できるように株式会社キョーエイの9店舗と高速バスチケットセンターをはじめとする10か所を設置しました。さらに購入しやすい環境をという要望を受け、11月25日の販売開始以降、株式会社キョーエイの3店舗で追加設置をさせていただいております。（令和2年12月11日　県土整備委員会　以西次世代交通課長）

〈仁木県議・質問〉プレミアム交通券の換金について、どういった手続きを経て、どれくらいの期間でできるのか教えてほしい。

〈答弁〉県内26か所の郵便局を換金の受付窓口として対応しており、枚数確認、押印等の検認作業を経て事務局に引き継ぐことになっています。その後事務局で最終確認と精算処理を行い、登録事業者の口座に振り込まれる流れです。当初はこの支払も月1回を想定していたが、事務局の頑張りもあり月2回に増やすことができました。今後も可能な限り早く対応ができるよう取り組んでまいります。（令和2年12月11日　県土整備委員会　以西次世代交通課長）

〈仁木県議・質問〉事前委員会でお示しいただいた建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画について、今後のスケジュールについて伺いたい。

〈答弁〉事前委員会に計画を報告させていただいて、12月18日以降に1か月程度のパブリックコメントを経て、その後第4回の計画検討委員会を開催し、2月県議会に報告させていただく予定です。（令和2年12月11日　県土整備委員会　大西建設管理課振興指導担当室長）

国・「新たなレベル分類」に対応した「とくしまアラート」の改定について

令和3年12月16日改定

【国・「新たなレベル分類」の考え方】

分科会における分類	レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 局所すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 超えたいレベル
状況	・新規感染者ゼロを維持	・宣言的ニ一般警戒の強調 ・コロナ疑念も発防可能	・複数箇所で新規感染 ・一部医療ひっ迫及びコロナへの医療の負荷がもたらされているが、病院全体やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている	・一部病棟を重点医療病棟に切り替え、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができない	・一部病棟を大きく切り替えても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない
引き上げの指標と目安			・感染源の推定を実施 ・ワクチン接種率の向上等により、これまでよりも感染への免疫がかなくなっていることに留意する必要 ・次の（1）（2）を用い、その時点の診療・療養の状況とその後の予測を加える （1）医療・療養の状況を予測ツール等を活用した上で、専門家の助言等のうえで用いて下さい （2）接触歴による感染経路の推定などの利用	・「重症化率や新規陽性者数等やその後増える傾向を踏まえ感染者数が増加傾向に判断 ・入院率と重症化率が、それぞれ直近の一定の期間における最も高い数値を超える場合 ・病床使用率、重症病床使用率がそれぞれ20％を超えた場合	
求められる対策	（1）ワクチンの接種率の更なる向上及び追加接種の実施 （2）新型コロナ対応の強化（検査キット・マスク・ネットの入手など） （3）感染対応医療体制の確保 ・医療人の広域的な融通 ・臨時医療施設の充実及びリーバイランスの強化 ・臨時医療施設等の確保 ・臨時医療施設等の確保（1000床、002センター等） ・医療提供における第三者機関の視点	・感染リスクの高い行為の抑制を徹底に呼びかけ ・感染拡大の兆候や対策を実施 ・感染拡大防止のための対策を徹底 ・感染源が特定しにくい三密施設の徹底指導 ・感染拡大の兆候段階での対策 ・レベル2の段階再開では、オンライン診療の活用を含め、入院前調整・宿泊療養を一体的に運用	・追加策、緊急策、強化に強い呼びかけ ・さらなる感染拡大防止のための徹底的な対策を講じる ・感染源の特定調査などの活用を踏まえ、積極的な検査を実施 ・感染拡大防止のための対策を徹底的に実施し、感染拡大防止策及び医療提供体制の強化を図る ・レベル3の段階再開では、オンライン診療の活用を含め、感染拡大防止のための対策を講じる。「ワクチン・検査パッケージ」の段階的な中止を検討	・更なる一段階の対策 ・感染拡大防止のための徹底 ・医療提供の強化 ・臨時医療施設におけるトリアージの強化

【「とくしまアラート指標」（令和3年12月16日(木)第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議後了後から）】

とくしまアラートのレベル分類	―	感染確率 最大増悪病床使用率 10%以上	特別警戒 感染警戒【新規】	特別警戒 感染警戒【継続】	特別警戒【新規】	特別警戒【継続】	非常事態
レベル毎行の判断指標 ※ 専門家会議の見解を踏まえた総合的に判断	―		最大入院病床使用率 20%以上 重症者用病床使用率 15%以上	最大入院病床使用率 30%以上 重症者用病床使用率 30%以上	最大入院病床使用率 50%以上 重症者用病床使用率 45%以上	最大入院病床使用率 70%以上 重症者用病床使用率 60%以上	・新型コロナウイルス感染症への医療提供体制が逼迫する状況
求められる対策			・発熱・咳患者に向けた基本的感染防止対策の呼びかけ ・人流モニタリングの実施（県内からの人の流れを見える化） ・感染者や県内出身の陽性者等に対する積極的PCR等の実施 ・感染者に関する疫学調査の実施 ・県内の感染者・新型コロナウイルス関連の「コロナ有珠三ツ星店」の協力 ・検査拡大・積極疫学の実施及び感染症検査の実施 ・ワクチン接種パッケージ（VTP）の県民参加型等の実施 ・個別上の理由等によりワクチン接種を受けられない方に対する検査の実施 ・学校・保育所・企業などにおいて施設の感染者が発生した場合、「集団対応設定」を実施	・検査・医療者に対する強いお願いメッセージの発信 ・感染拡大防止対策の徹底を実施したテレワーク等の徹底の実施 ・感染拡大防止対策の徹底を実施したテレワーク等の徹底を実施 ・VTPの適用開始（一部） ・VTPを適用 ・飲食店への営業時間短縮等の要請（特措法31条の6） ・飲食店への営業時間短縮等の要請（特措法45条の2） ・飲食店等に対する休業等の要請（特措法24条9） ・イベントの人数上限（5,000人以下・収容なし）又は（1万人以下・収容なし）の開催の要請 ・イベントの人数上限（1万人以下・収容なし）又は（1万人以下・収容なし）の開催の要請 ・感染源を突き止めるための積極的な検査の実施 ・感染拡大防止対策の徹底を実施したテレワーク等の徹底を実施 ・不要不急の県をまたぐ移動を極力控えるよう要請（VTP適用者を除く）（特措法24条9） ・県境をまたぐ移動の制限を要請した上でテレワーク等の徹底を実施 ・同左（特措法45条1） ・同左（VTP適用停止）（特措法45条1） ・同左（VTP適用停止）（特措法45条1） ・VTP適用の全面停止 ・飲食店への営業時間短縮等の要請（特措法45条2） ・同左（VTP適用停止）（特措法24条9） ・イベントの開催制限を実施 ・感染源を突き止めるための積極的な検査の実施 ・感染に不安がある県民従業への検査の実施（特措法24条3） ・医療従事者等へ優先的に検査を実施 ・感染に不安がある県民従業への検査の実施（特措法24条3） ・医療従事者等へ優先的に検査を実施 ・県有各種施設の利用時間短縮（市町村へも同様の措置を要請） ・フェーズ4へ移行し、緊急事態措置を実施 ・医療提供体制の強化 ・フェーズ4へ移行し、緊急事態措置を実施 ・医療提供体制強化施設での患者受入を実施 ・医療提供体制の強化 ・フェーズ4へ移行し、緊急事態措置を実施 ・医療提供体制強化施設での患者受入を実施 ・各市町村等の中核（市町村へも同様の措置を要請） ・フェーズ4へ移行し、緊急事態措置を実施 ・県、関西広域連合及び他の都道府県へ感染拡大の状況を説明
県独自緊急会（県立学校）の対応			個々具体のケースや感染状況に応じ、文部科学省通知（※）を踏まえるとともに、「徳島版非常事態宣言」の発動や非常事態に基づき、「学校でクラスター（集団感染）を発生させない」との方針のもと、適切に判断する。 （※）文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した特別な学校教育活動のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」 ・県内のケースに応じ、学校休止の範囲や期間を検討し、適切に判断する。 ・臨時で臨時施設休校が見られ、学校内で感染が拡大すると判断する場合には、「分散登校の実施」や「学校休止・非常事態の発動」を検討し、適切に判断する。			

※ レベル毎行の判断においては、上記の判断指標のほか、新規陽性者数の今後先週比、PCR検査等、入院率、病床使用、感染経路不明割合等のその他の指標の推移や、「予測ツール」による推計等を参考に総合的に判断する。

【参考指標】

	感染確率			感染拡大			特定警戒	
	感染確率	感染確率	強化	警戒	大幅			
	ステージ0	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4		ステージ5	
病床使用率 入院病床	―	―	―	病床使用率 20%以上	病床使用率 30%以上		病床使用率 50%以上	
病床使用率 重症者用病床	―	―	―	病床使用率 25%以上	病床使用率 40%以上		病床使用率 60%以上	
入院率	―	―	―	入院率 20%以下	入院率 25%以下		入院率 25%以下	
感染者数	―	―	―	14人以上（20人/10万人）	21人以上（30人/10万人）		21人以上（30人/10万人）	
PCR陽性率	―	―	―	5%以上	10%以上		10%以上	
新規陽性者数（人/週）	5人以上	10人以上	20人以上	100人以上（15人/10万人）	170人以上（25人/10万人）			
感染経路不明割合（人/週）				50%				

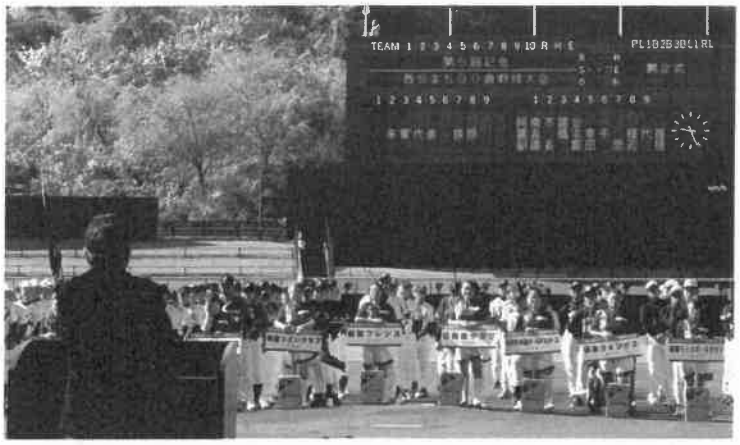

▲2019年10月に開催された第5回記念、西日本500歳野球大会開会式に参加

公立の正規保育士不足 仁木氏
円滑な人員配置へ努力 県民環境部長

仁木啓人氏（新しい県政）公立保育所の正規保育士は自治体の職員定数にも影響するため、十分に確保できていない。県が正規保育士を確保し、応援派遣してはどうか。

板東安彦県民環境部長　阿南、小松島両市とともに検討会を6月に設けた。関係団体とも連携し、早期に開設できるよう取り組む。町村による保育提供体制を支援し、円滑に人員配置できるよう保育現場と人材のマッチングを強化する。

仁木氏　野生鳥獣による被害対策で捕まえた鳥獣を処理・加工する施設が県東部にないため、肉が有効に活用されていない。

手塚俊明農林水産部長　被害対策で捕まえた鳥獣を処理・加工する施設が県東部にないため、肉が有効に活用されていない。

▲代表質問での内容（正規保育士不足・鳥獣処理施設）が徳島新聞で取り上げられました（徳島新聞より）

▲福井全町運動会に参加。

▲新型コロナ感染前、近所の皆様と懐かしい地元の祭り

2019年（令和元年）10月12日　土曜日　総合（2）

県議会9月定例会閉会

断面

求めたい未来開く議論

徳島県議会9月定例会が11日、閉会した。県人口が73万人を割り込むとともに、県が人口減少対策の5カ年計画となる次期県版総合戦略の策定を進めている時期だけに、人口減少問題に対する論戦が注目された。しかし、これまでの取り組みの十分な検証はなく、新たな施策を提案するような深みのある論戦にも至らなかった。

飯泉嘉門知事は代表質問で、本年度に設置す「人口ビジョン」で示す新たな2060年時点の県人口の目標を、現行の「60万～65万人超」から「55万～60万人超」に下方修正することを表明した。

目標値の引き下げを余儀なくされた現状の分析や、子育て支援、働く場の創出、移住促進など、取り組んできた施策がどれだけ成果を上げたのかの検証は不可欠だった。

にもかかわらず、代表・一般質問でそうした論戦はほとんど見られず、「女性が徳島に住むことを魅力に感じる環境づくりが重要だ」「核家族化といった現代社会の中で生じる少子化の課題を考える必要がある」など、抽象的で具体性のない提案にとどまった。委員会でも多くの県議が取り上げたが、議論は深まらなかった。

代表・一般質問の中では、待機児童対策を追及した仁木啓人氏（新しい県政）の一般質問が、人口減少問題で県に論戦を挑もうとする姿勢を唯一感じさせる場面だった。

仁木氏は待機児童にきめ細かく対応している阿南市の例を示し、「なぜ待機児童が出ているのかを分析するためにも、月別で数を取るべきだ」と県側に詰め寄り、予定になかった再答弁を求めた。同じ内容の答弁が繰り返されただけの結果だったが、議員の姿勢は新鮮に映った。

これに対し、県は「毎月の把握は現場の市町村にも負担をかける。市町村の意見を聞き、可否を検討する」などと答えた。

この答弁をよしとしなかった仁木氏は毎月調べるよう求めた。

答えに納得できなければ再び聞く、有権者にすればごく当たり前の議会の光景だろう。しかし、今の県議会はそうではない。改革は急務だ。

18年度の赤字額が3796万円にまで膨らんだ第四の情報発信・こう徳島店（徳島市）の閉店という一報が舞い込んだ。知事は閉会のあいさつで「地域への影響を最小限にとどめるため、徳島労働局や徳島市と連携して、情報収集や取引業者らに対する相談態勢の充実を図る」と述べた。

そう閉店後の対応を講ずれば、県都徳島市の中心市街地の空洞化はさらに加速する。徳島の未来を左右する重大な危機事案と言っていい。県議会には、県や市任せではなく、11月下旬からの次回定例会を待たずに、積極的に議論を交わす姿勢が求められる。

（西村盛里）

2020年8月末でのクレジットカード交換拠点「ターンテーブル」に関する検証も不十分だった。

経済、地方創生対策特別委員会では「顧客管理をしっかりと行い、もっとビーターを増やすべきだ」「連携を事業者任せにしてはならない」など、いくつかの指摘があったものの、当初計画の問題点や赤字が膨らんだ要因への追及は少なく、物足りなさを感じた。施設整備や資料には多額の公金が投じられている。赤字解消に向けた具体的な施策についてもっと質問に議論を交わす姿勢が求められる。

閉会前日の10日、2

▲徳島新聞2019年10月12日掲載（徳島新聞より）

〈仁木県議・質問〉この計画は令和元年6月の新・担い手3法を受けたものだと思うが、後継者の問題・賃金の問題・下請業者等の契約が履行されているのかどうか、等が大事になってくると思う。まず後継者の部分について、かつて県においてとくしま木匠塾というものがあり、これが非常に有効であったという話を聞いたが、実績等について伺いたい。

〈答弁〉とくしま木匠塾は、若い大工の育成ということで規矩術の養成などの講習会を行っていたものです。現在はこれに代わる取組として、県も参加している徳島県木造住宅推進協議会が行っている大工育成支援事業があります。工務店などに勤めておられる若い大工さんを対象に、一定期間県立西部テクノスクールで実技訓練を行っていただくもので、工務店側への金銭的なサポートなどを行い、できるだけ若い大工さんが参加しやすい環境を整えながら育成を進めてまいります。（令和2年12月11日　県土整備委員会　山口住宅課長）

〈仁木県議・質問〉計画の38ページの働き方改革の中に、週休2日の推進、適正な賃金水準の確保という記載がある。しかし取組目標が掲げられている52ページには週休2日に関する記載はあるものの、適正な賃金水準の確保は明確にされていないように見受けられるが、取組目標の設定はできないのだろうか。

〈答弁〉計画策定委員会において、適切な賃金水準の確保、またそのための下請代金の適正な支払、さらに法定福利費相当額を含んだ適正な額による下請契約の締結などが議論されました。8年連続の引上げとなる建設労働者の単価が賃金引上げに結び付くよう、受注者及び建設業界団体への要請を本計画に明記するとともに、下請代金のうち労務費相当分の現金払を主要指標にしている。また請負代金の内訳書への法定福利費の内訳明示といった取組目標も設定しております。（令和2年12月11日　県土整備委員会　大西建設管理課振興指導担当室長）

〈仁木県議・質問〉計画策定委員会の委員に、労働者と使用者の両方を分かっている社会保険労務士会等を含めてはいかがか。

〈答弁〉この計画策定委員会は今年度で終了になります。来年度、この計画の推進会議を設置してPDCAサイクルによる計画の進行管理を行うことにしており、そのメンバーの人選については今いただいた意見も含めて今後検討してまいります。（令和2年12月11日　県土整備委員会　大西建設管理課振興指導担当室長）

阿南市三谷川の改修工事を進めるべき

〈仁木県議・質問〉現在休止になっている阿南市三谷川の改修工事について、その理由は金額の問題と大まかに聞いているがその認識で間違いないか。

〈答弁〉平成3年度に改修に事業着手したが最下流のところで用地の協力がいただけず平成12年度に中止しております。その理由は、買収単価による不満、それから境界不調と認識しております。（令和2年12月11日　県土整備委員会　川口河川整備課長）

〈仁木県議・質問〉地権者と会う機会があり、そのお話によると金額よりも測量の行き違いがあるとのことだった。もう一度測量していただき一つでも前に進んではどうか。

〈答弁〉初めてお聞きする内容なので、改めて過去の経緯を調査していきたいと思います。（令和2年12月11日　県土整備委員会　川口河川整備課長）

「新しい生活様式」推進事業を早急に

徳島県食品衛生協会7千400名の会員に対応するために

「新しい生活様式」実装推進事業の期間延長を

〈仁木県議・質問〉「新しい生活様式」実装推進事業について、予算額17億3千700万円となっているがこれは純粋に給付金を見込んだものなのか、もしくはこれを広げるための委託料等が含まれているのか。

〈答弁〉応援金を交付するにあたり膨大な事務が発生しておりまして、委託する形で事務の執行を図りたいと考えております。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉業界団体に体制を作ってもらうための予算が組み込まれているのか確認したい。

〈答弁〉業界団体の協力は不可欠でありその際には諸経費等も発生するため、それらを助成することも検討しております。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉ガイドライン実践店ステッカーの掲載店舗について、46団体の中で公平公正が保たれていて会員数が一番多いのはどの業界団体か、また何人くらいいらっしゃるのかをお聞きしたい。

〈答弁〉業界団体のそれぞれの会員数一覧は手元にはありませんが、46団体あって、店舗数については1月26日現在で1千997店舗となっております。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉8千件の飲食店の中で、業界団体に入られている見込みはどれくらいなのか。

〈答弁〉徳島県食品衛生協会という業界団体については会員数が約7千400名です。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉7千400名の会員に対応するにはこの期間では実質難しいと思う。期間延長をご検討いただきたい。

〈答弁〉今回の制度についてはまず申し上げた期間でスタートしたいと考えております。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉先ほど増額を含めてという話をされたので、その際には期間延長も含めて検討していただきたい。

〈答弁〉まずはこの期間でスタートし、その中で今後の動きを見たいと考えております。コールセンターも設けるためお問い合わせをいただけたらと思います。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉業界団体について、例えばチェーン店などで10店舗あって会社が1つあるというような所については、この会社が業界団体として申請しても良いか。

〈答弁〉申請団体に対しては感染防止対策をしっかりと第三者的な立場でチェックすることをお願いしているため、そういった立場、機関であることが認定できればステッカーを交付させていただきます。（令和3年1月28日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉プレミアム交通券に関して、補正で期間延長する際に、現在購入証を持っている県民は利用券を購入できるのか、できるのであればいつまで使えるのか確認したい。

〈答弁〉現在の購入証は本年3月1日以降効力がなくなるため、2月中に窓口で購入の手続きを行っていただきたいと思います。3月以降の購入には新たに申込みの手続を取っていただこうと考えております。（令和3年1月28日　県土整備委員会　以西次世代交通課長）

〈仁木県議・質問〉現在購入証を発行している分の予算については、追加の必要はないのか。

〈答弁〉現在の予算は年度内に執行したいと考えておりましたが、シームレスにこの事業を続けていくため繰越しの手続等も含めて検討していきたいと考えております。（令和3年1月28日　県土整備委員会　以西次世代交通課長）

〈仁木県議・質問〉11月の定例会の県土整備委員会において、阿南市三谷川について質問させていただいた。用地の地権者との意見の相違で事業が中止されていたものの、これが解消可能であれば再度調査していただければとお願いしていたがその後について伺いたい。

〈答弁〉中止に至った理由について、県がお話させていただいた内容とくい違いがあるのではないかというご質問でした。過去に改修事業を担当した職員への聞き取り、また当時の資料を確認しましたが、境界を確定する作業においての行き違い、そうした形の中で境界を確定したという書類は確認できませんでした。（令和3年3月1日　県土整備委員会　川口河川整備課長）

〈仁木県議・質問〉再度地権者と交渉、調査もしていただきながら、積極的にこの河川整備の事業を再開していただきたい。

〈答弁〉今回の調査結果を踏まえまして、改めて地権者と接触して丁寧に説明してまいりたいと思います。事業の必要性については認識しております。事業再開には何よりまず用地問題の解決が不可欠であるため、当時の状況も踏まえ、地域の方々や阿南市と連携して対応していきたいと考えております。（令和3年3月1日　県土整備委員会　川口河川整備課長）

〈仁木県議・質問〉当初予算にクルーズ客船誘致促進事業として6千600万円とあるが、これはどういったものか。

〈答弁〉クルーズツアーについては、令和3年度は現時点で徳島小松島港に7回の寄港予約がされており、うち4回は日本船、3回は外国船となっております。日本船は感染拡大状況を踏まえながらの段階的な発表となっており、令和3年度の予定がすべて発表されている状況ではございません。そこで国内外の寄港を支援するための安全対策、イベントのための仮設設備やおもてなし、二次交通の確保などの費用、また本県の魅力ある観光地や食文化などを紹介する観光ツアーの構築やポートセールスの費用、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策費用として今年度より多い6千600万円をお願いしております。（令和3年3月1日　県土整備委員会　佐野運輸政策課港にぎわい振興室長）

〈仁木県議・質問〉内航船・外航船を誘致している現状で、コロナ禍においてクルーズ船の受入れはどのような指標を基にしているのかお聞かせいただきたい。

〈答弁〉昨年9月18日に、国がクルーズの安全・安心の確保に係る検討の中間取りまとめを公表するとともに、業界団体が国内クルーズに関する感染予防対策ガイドラインを策定しました。このコロナ禍における国内クルーズの受入れに際しては、ガイドラインへの適合を確認するとともに、保健福祉部を含む関係機関で構成されたクルーズ船受入協議会において受入れの合意を得ること、さらに県内医療機関がひっ迫し、船内感染者の受入れが困難になったと県が判断した場合は寄港を中止できることになっております。一方、外国クルーズ船については、現在国土交通省が安全対策を検討中であり、ガイドラインが策定されていないため再開できていない状況です。（令和3年3月1日　県土整備委員会　佐野運輸政策課港にぎわい振興室長）

飲食店応援事業の不公平感が拭えない

コンビニエンスストア等のイートインスペースやカラオケ店は対象、しかし旅館やホテルのルームサービスが対象外となるのは理解しがたい

〈仁木県議・質問〉飲食店応援事業について、コンビニエンスストア等のイートインスペースが対象となったが、旅館やホテルのルームサービス形式は不特定多数に当てはまらないということで対象から外れている。これは今後も変わらないかお聞かせいただきたい。

〈答弁〉基準は、その店で調理された飲食物を不特定の複数の者が同一施設内の同じ開かれた飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店舗、となっております。旅館・ホテルのルームサービスについては、テイクアウト・デリバリー等と比較して同等となる認識で、対象外として取扱っています。（令和3年3月9日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

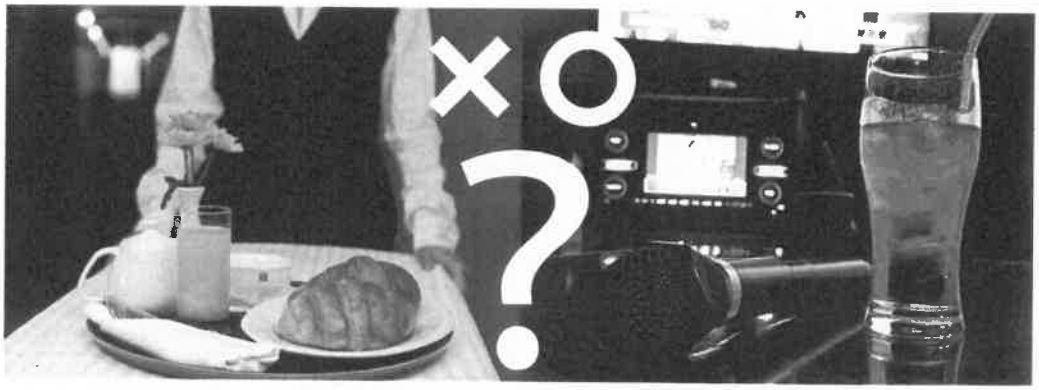

〈仁木県議・質問〉一方でカラオケ店においては、部屋に飲食物を提供するにも関わらず応援金の対象となっているのは、理解しがたい。民宿や旅館であれば、部屋で食べる場合もあれば、食堂での提供になる場合もある。このあたりを検討すべきではないか。

〈答弁〉それぞれの店舗の実情というものがあるため、わかりにくいという声をいただく

こともございます。それぞれの実情をお聞かせいただいた後に判断させていただきたいと考えております。（令和3年3月9日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

〈仁木県議・質問〉カラオケ店は開かれていない場所なので、ルームサービスと同等ではないか。この点を検討すべきではないか。

〈答弁〉繰り返しになりますが、飲食店応援金の制度趣旨にのっとって、一部対象外となる店舗も設けております。対象になるかどうかついてはしっかり判断させていただきたいと思います。（令和3年3月9日　県土整備委員会　勝間危機管理環境部次長）

令和3年度11月定例会　代表質問

水素エネルギー積極的普及へ

水素エネルギーの実装を積極的導入から積極的普及へと転換し、大胆な投資をしてみてはどうか

〈仁木県議・質問〉徳島県水素グリッド構想について、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、水素エネルギーの実装を積極的導入から積極的普及へと転換し、大胆な投資をしてみてはどうか。

〈答弁〉水素エネルギーの普及に向けて、財源の確保はもとより、補助金の拡充や民間事業者の参画が重要であると考えております。そこでこれまで徳島発の政策提言や、カーボンプライシング制度の導入、水素ステーションに係る支援の拡充などについて提言してまいりました。こうした提言や全国をリードする取組が国を挙げた実装拡大につながっております。これらの成果を踏まえ、水素エネルギーの実装拡大に向けた地元企業の積極的な参画を促すため、水素ビジネス研究会によるビジネスセミナーの開催、県内企業と水素の最先端企業のマッチングなどを実施してまいります。（谷本危機管理環境部長）

〈仁木県議・質問〉水産業と畜産業の現状と課題についてどのように認識をし、課題解決に向けて取り組まれるのか所信をお聞かせいただきたいと思います。

〈答弁〉水産業では気候変動に伴う海洋環境の変化への対応や良好な漁場の確保、畜産業では家畜伝染病の発生防止、生産・流通の安全安心の確保が課題として挙げられます。また県産食材の価値をもっと多くの方々に知っていただくため、その魅力を大いに発信し、販路を拡大していくことが最も重要な取組だと認識しております。そこで現在、水産・畜産両分野で首都圏をはじめ全国の飲食店に食材を提供し、販路拡大のための取組を進めているところです。輸出についても、とくしま三ツ星ビーフの欧州進出を始めました。本県農林水産業のさらなる飛躍に向けて、私のこれまでの経験やネットワークを最大限に活用して、新たな需要創出と生産拡大の好循環の実現に全力で取り組んでまいります。（谷本危機管理環境部長）

ワクチン・検査パッケージ制度の運用準備が、急務

〈仁木県議・質問〉県民や県内事業所の方々がワクチン・検査パッケージ制度の運用準備ができるよう、具体的な内容について詳しくお示しいただきたい。

〈答弁〉本制度は、新型コロナウイルス感染が再拡大し緊急事態宣言などが発出されている状況でも、感染リスクを低減し経済活動を維持するため、飲食、イベント、移動の三点分野で活用されるものであります。飲食店やイベント主催者などの事業者には、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨の県への登録、利用者に対するワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認のほか、飲食店の場合には、第三者認証制度の適用、本県ではガイドライン実践店ステッカーの提示、イベント主催者の場合には、感染防止安全計画の策定が求められます。利用者には、ワクチン接種証またはその写しと身分証の事業者への提示、事業者が自らその場で実施する検査を除いてはPCR検査や抗原検査などの陰性の結果通知書と身分証の提示が求められます。ワクチン接種歴に関しては、二回目の接種から十四日以上が経過していることが必要で、陰性の検査結果についてもPCR検査では、検体採取日から三日以内、抗原定性検査では検査日から一日以内が有効期間とされており、六歳未満の未就学児は親などが同伴すれば検査は不要であるほか、県をまたぐ移動でも、旅行業者や宿泊業者のサービスを受けない場合には、事業者による確認は不要とされています。（谷本危機管理環境部長）

〈仁木県議・質問〉県内の離島における救急搬送について、夜間においてはドクターヘリが離発着できないという実情があるが、この解決策についてご所見をお聞かせいただきたい。

〈答弁〉本年八月、離島における救急搬送の課題解決を図るため、徳島海上保安部をはじめ離島を管轄する消防機関や地元市町と協議を行い、徳島海上保安部に緊急搬送

〈仁木県議・質問〉県管理河川における堤防舗装についてお聞かせいただきたい。

〈答弁〉近年、気候変動がもたらす異常気象もあり、全国で破堤による甚大な水害が発生しており、堤防崩壊を遅らせる堤防の粘り強い化が求められています。本県ではこの堤防の粘り強い化を推進するため、三か年緊急対策や五か年加速化対策を積極的に活用し、アスファルトによる堤防天端の舗装、ブロック等の設置による堤防のり尻の補強を実施しております。阿南市内については、優先順位を鑑み、福井川の湊橋から大原橋、桑野川の新大地橋から桑野橋、岡川の文化橋から清水橋の区間における左右岸の堤防天端の舗装などにつきまして、来年度から順次着手してまいります。（貫名県土整備部長）

３年間を写真で振り返る

▲国立国会図書館視察

▲家畜改良センター奥羽牧場視察

▲阿南市立大野公民館落成式へ参加

▲地元、長生地区敬老会に参加

▲赤ちゃん先生プロジェクト見学

▲阿南市Ｂ&Ｇ海洋センター複合型施設落成式へ参加

▲代表質問当日、徳島県庁議会棟１階電光掲示板の前にて

▲政治評論家・コメンテーター、有馬晴海氏と共に

業況未回復の事業者の円滑な返済に向け、県としての取り組みを

〈仁木県議・質問〉県内事業者が利用されたコロナ関連の融資制度の据置期間、返済猶予期間が終わりゆく局面にあるが、業況未回復の事業者の円滑な返済に向け、県としての取り組みをお聞かせいただきたい。

〈答弁〉今後債務の返済が本格化する事業者の負担軽減を図るため、全国知事会を通じ、金融機関に柔軟な対応を指導するよう国に対し政策提言を行ってきました。これを受け、国から金融機関に数次にわたる要請がなされるとともに、十二月十九日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の中にも、迅速かつ柔軟な対応を要請することが盛り込まれ、県としても金融連絡会議を開催し、改めて周知徹底を図ってまいります。また売上げの回復等、経営改善に向け、商工会や商工会議所などの支援機関における経営相談に加え、中小企業診断士などの専門家を派遣し具体的な改善手法を示すなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。さらに中小企業再生支援協議会と連携し、資金繰りに苦慮されている事業者の経営再建を後押ししてまいります。(梅田商工労働観光部長)

〈仁木県議・質問〉新型コロナワクチンの追加接種の実施において、どのように取り組んでいくのかお示しいただきたい。

〈答弁〉県では追加接種の円滑な実施に向け、市町村実務者会議や県医師会を対象とした説明会を開催するなど、接種体制の確保に向けて準備を進めてまいり、本日医療従事者の方々への追加接種が開始されたところです。今回の追加接種では、初回と異なるワクチンを接種する交互接種や、モデルナ社製ワクチンの小分け配送等、新たに認められた点があることから、市町村をはじめ県医師会など関係機関の皆様と綿密に協議を重ねるとともに、職域接種に取り組んでいただいた企業等の皆様に対しても、追加接種の実施に御協力いただけるよう、丁寧に説明してまいりたいと考えています。(伊藤保健福祉部長)

住民の健康確保に関わるニーズの把握、夜間・発災時における緊急搬送に係る事例検証など、離島における救急搬送体制の在り方について研究を行ってまいります。(谷本危機管理環境部長)

様々な弊害を生む育休退所への対応を

2人目を産んで育休を取ったら「退園してください」そんな「育休退園」では、根本的に待機児童問題は解決しない

〈仁木県議・質問〉子育て世代にとって様々な弊害を生む育休退所、育休退園及び待機児童の問題において、県内の基礎自治体と連携協力し、助言、指導、支援をより一層進めるべきであると考えるが、御意見をお聞かせいただきたい。

〈答弁〉子ども子育て支援新制度では、第二子以降の育児休業取得の場合でも、既に保育所等を利用している子どもについては市町村が児童福祉の観点から必要と認める場合は保育所等の継続利用が可能とされています。県内の状況では、多くの市町村において一年程度の継続利用が可能とされていますが、育児休業期間中は家庭での保育が可能と判断された場合、継続利用ができないという事例もあります。市町村により取扱いが異なる背景には、緊急に保育が必要となる他の保護者からの入所申し込みの対応、保育士の人材不足等の課題があり、特に保育人材確保が待機児童の解消に向けて重要と考えています。このため、保育士資格取得のための修学資金の貸付け、保育士・保育所支援センターにおける就職のあっせん、養成所の学生の保育現場での就労体験など、新規及び潜在保育士等の保育人材確保に積極的に努めてきたところです。今年度から、該当市町村と共に対策検討会を設置し、現状、課題、改善策を共有し、さらなる取り組みの強化に向けた検討を進めてまいります。(上田未来創生文化部長)

〈仁木県議・質問〉差別発言に関する一連の出来事について、知事は今、あのときを振り返りどのように考えておられるのか、また障がい者差別の解消に向け、リーダーとしてどのように取り組まれるのか、今後の考えをお聞かせいただきたい。

〈答弁〉定期記者会見における不適切な表現につきましては、謝罪を申し上げ、同時に撤回をさせていただくとともに、文書による撤回とおわびのコメントを出させていただき、翌週の記者会見で謝罪会見をさせていただきました。そして障がい者の皆様並びに関係者の皆様にこれまで以上に寄り添い、障がい者福祉向上を図るとの決意を新たにさせていただいたところであります。知事就任以降、様々な取組みに挑戦してまいりました。今後は、国府支援学校を全国のダイバーシティ先導モデルとすべく、子どもたちの才能開花と自立の促進、就労支援、地域一体型のキャリア教育の推進等に取り組んでまいります。さらに障がいについて理解を深め、差別や偏見を取り除くため、県、市町村、企業の職員を心のバリアフリーアンバサダーとして認定しているところであり、私自らがアンバサダーとして特別支援学校や障がい者施設をより訪問するなど、ダイバーシティとくしまに率先して取り組んでまいります。(飯泉知事)

〈仁木県議・質問〉とくしま記念オーケストラ事業の見積書や請求書の作成について、県や財団職員がどのように関わってきたのか、改めて県の見解をお伺いしたい。

〈答弁〉とくしま記念オーケストラ事業の実施につきましては、総合調整や音楽事業のノウハウを持つ徳島県文化振興財団に運営いただき、事務局的機能を担う同財団が主体となって、県と連携を図りながら取り組んできました。県は事業発注に係る知見やノウハウを提供してきたところであり、必要な書類の記載方法などの助言や技術的支援は、事業を円滑に進めるための一般業務として適切に行ったと考えております。刑事確定訴訟記録にある供述等につきましても、事務作業の段階における助言や技術的支援であり、それをもって県や財団が見積書や請求書を作成していたものではなく、最終的には音楽プロダクション側において確認し、額を決定していたものと認識しております。また、こちらの事業は既に終了しておりますが、平成二十九年度の事案発生を契機に、支出の透明性を高めるために県や財団から直接発注する仕組みへと変更いたしました。今後とも引き続き、必要な経費を十分精査した上で、効果的かつ適正な事業実施に努めてまいります。(上田未来創生文化部長)

令和3年度　防災・感染症対策特別委員会

ワクチン接種、職域接種等で加速を

新型コロナ感染症拡大防止には、ワクチン接種を加速させるべき

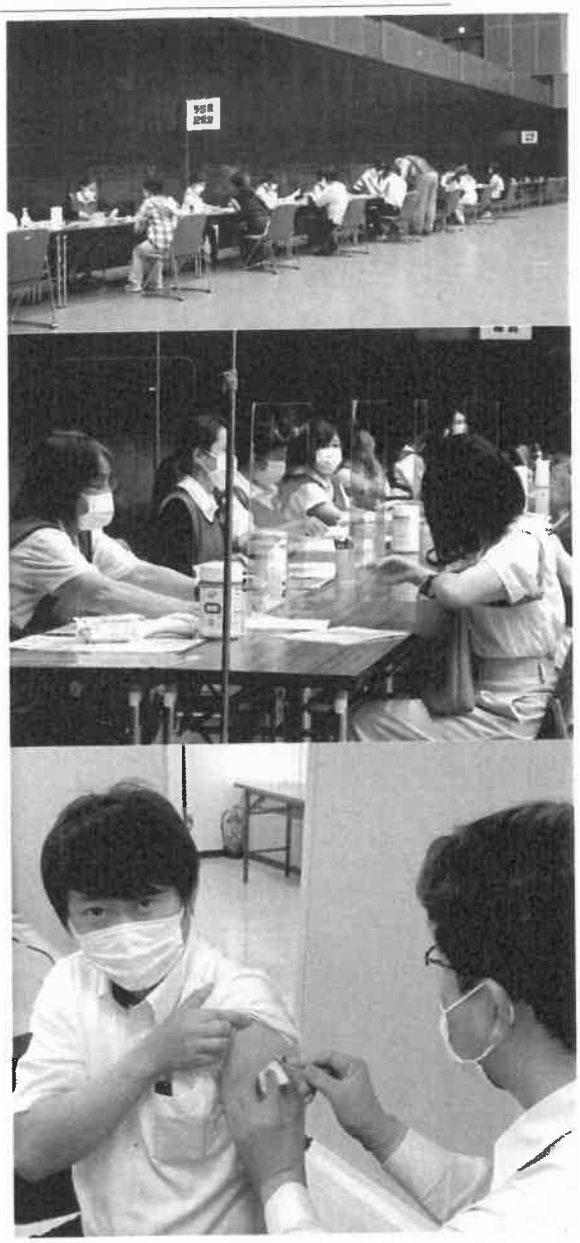

〈仁木県議・質問〉ワクチン接種の間違い防止のための対応がとられているのか。

〈答弁〉ワクチン接種後の針の取扱い等について、国からも示されており、接種した後は速やかに専用の容器に廃棄する手続が示されており、大規模接種会場においても、そのような形で実施されています。（令和3年6月18日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉職域接種におきましても、大規模接種等のノウハウ等を知らせてはどうか。

〈答弁〉県は、大規模接種会場での一連の流れの動画を作成し、徳島県チャンネルにアップしています。また、様々な問合せ、例えば会場の見学等の対応もしています。職域接種は、接種は当然医療従事者行うもので、専門的な観点から手引等を確認していただき実施をしていただきます。（令和3年6月18日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉団体が職域接種する際、申請から実施までどのようにするのか。また、職域接種の県内各団体の現状は、把握されているのか。

〈答弁〉保健福祉部の所管する団体、職員や医療従事者は市町村接種の優先順位が1位で、接種は進んでいる状況。それから、障がい者団体、高齢者の入所施設の職員も、一応市町村接種の優先順位が定められている状況で、おおむね一般接種よりは早く接種を受けられる状況です。

職域接種は医師を確保し、1千人以上で2回できる態勢を取り、各職域でするようになっていますが、大規模接種会場の動画提供や、実施の流れやアドバイス等の支援を、保健福祉部のワクチン・入院調整課が行っている状況です。それで、職域接種を広げる体制は取っております。今のところ、うちの所管する団体摂取の申し出はありません。（令和3年6月18日　防災・感染症対策特別委員会　蛯原保健福祉政策課長）

〈仁木県議・質問〉ほか、職域接種を進めている団体はあるのですか。

〈答弁〉職域接種については、6月1日に国から、地域の負担を軽減し、更に加速するため、6月21日から1会場当たり接種者が1千人以上の規模を前提としたワクチン接種の可能性が示されました。それを受け、商工労働観光部は、保健福祉部と連携し、去る6月11日金曜日、経済産業会館にて商工5団体に加え、1企業当たり300名以上程度の従業員を有する企業にもお声掛けし、当日、26企業、団体で30名ぐらい参加いただきました。この説明会では、国から示されました説明資料、ガイドライン等を基本に、大規模集団接種会場での流れの動画を見て、まずは基本となる情報共有説明をしました。参加企業又は職域をまたがる団体から、職域接種に向けた手続を進めています。当日は1時間半ぐらいの説明会でしたので、後々不明点などがあると思い、商工政策課の問合せ連絡先や、ワクチン担当課の連絡先を伝え、その後もフォローアップをしている状況です。（令和3年6月18日　防災・感染症対策特別委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉余ったモデルナワクチンは大規模接種会場のアステムとくしまに移送することはできるのでしょうか。

〈答弁〉現在、武田／モデルナワクチンの移送は認められておらず、その場で接種をする必要があります。（令和3年6月18日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉ファイザー社のワクチンも、移送はできないのでしょうか。移送できないなら、キャンセルリストの作成や余ったワクチンが無駄にならないよう工夫してほしい。

〈答弁〉ファイザー社のワクチンも、基本的にはその接種におけるロット管理、トレーサビリティーの関係があり、複数のロットが混ざることは好ましくないと考えております。ファイザー社のワクチンについては、巡回診療の先生が、接種で往診での移送は可能ですが、ファイザー社ワクチンのバイアルを別途それぞれが持ち込むことは考えておりません。（令和3年6月18日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉警察官、県警職員について、今後ワクチン接種をどのように進めていくのか聞かせてください。

〈答弁〉警察業務の特殊性を考えれば、第一線の現場で業務に従事する警察官などはできるだけ早くワクチンの接種を受けたほうがよいと考えており、現在検討を進めています。（令和3年6月18日防災・感染症対策特別委員会　田村警察本部警備課長）

〈仁木県議・質問〉新型コロナウイルス感染症対策として、学校での遠征や部活動の判断基準はどのようになっていますか。遠征から帰ってきた後にPCR検査を提供されているのか。

〈答弁〉部活動は、地域の感染状況、特にとくしまアラートの発令に基づきまして対応を示しています。

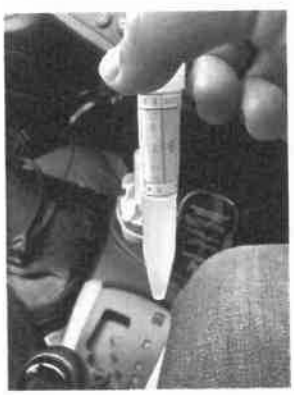

学校の部活動全てにＰＣＲ検査を

部活動で遠征から帰ってきた後にＰＣＲ検査を基本全員検査ということを促すべき

県内の大会におきましては、各学校の判断により、実施する大会の前と後、希望する学校にモニタリング検査を行っています。県外は、県外の大会を実施した後、県内に戻ってきたときにモニタリング検査を希望する学校に実施しています。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　三原体育学校安全課防災・健康教育幹）

〈仁木県議・質問〉遠征から帰ってきた後にＰＣＲ検査を基本全員検査ということを促すべきではないのか。また遠征参加者ＰＣＲ検査は生徒の家庭でしっかり相談できるよう徹底してもらいたい。

〈答弁〉県内と県外という形でＰＣＲ検査を実施していこうとしているところで、既に各学校に対し照会を行い取組を進めています。県外から帰ってきた学校の部活動全てを対象に、各家庭に対し希望を取り、ＰＣＲ検査を実施していく形にしております。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　臼木副教育長）

〈仁木県議・質問〉アスティとくしまのワクチンの接種状況について現状どうなっているか。また、必要な量は確保しているのか。

〈答弁〉徳島市は、60歳～64歳の予約を7月6日からを停止し、個別診療所で取っているものはキャンセルとなりますが、一方65歳以上の方は接種は進めています。

アスティとくしまでは接種会場を2か所設置。1階でファイザーワクチンを用い、65歳以上の徳島市、小松島市及び阿南市の方の接種を実施。また、3階は、保育士等の方にモデルナワクチンの接種を進めています。こちらの接種につきましては、7月15日までに約3万2千回の接種を終える予定です。7月15日を過ぎると、ファイザーワクチンの接種を一旦終わり、1階の大規模ホールで幼稚園教諭や教職員等の接種を開始し、夏休み中の接種を考えております。

必要量の確保ですが、毎週必要量をＶＳＹＳ（ブイシス）に入力をし、確保できるようになっております。武田／モデルナワクチンにつきましては、現状、精査をされており、現状詳細は申し上げられませんが、今現在、保育士及び教職員等の接種可能な量は確保しています。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉職域接種に係る国の交付金事業の内容について、もっと国に問合せをすべきではないか。実費の認められる補助金申請に必要な費目が何なのか。

〈答弁〉職域接種の支援は、国のほうから概略は届いていますが、支援の詳細については、まだです。支援の内容は、職域接種の場合は1千円掛ける接種者数を上限として必要な実費、その中身については大規模集団接種に対する支援と同じと書かれています。詳細は、現在、厚生労働省に照会をしていますが、まだ返答がありません。詳細が分かりましたら、その都度お知らせいたします。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉学校等の小規模建物耐震化の現状について教えてください。

〈答弁〉平成30年度末に県立学校校舎や体育館等は、耐震化を完了しています。一方、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた小規模建物についても耐震診断や耐震化の努力義務があることから、県教育委員会では耐震診断を行ってきました。

令和3年3月に小規模建物の整備方針を策定し、今年度から高校施設耐震診断改修事業により着手しています。この整備方針は、耐震化に重点を置き、構造上耐震改修が可能なものは耐震化を図ることを基本に、当面は授業や部活など生徒が利用する頻度が高い建物を優先して耐震化に取り組み、その他の建物につきましては、各学校と協議の上、集約化や用途廃止、また他の建物への機能移転等を含め検討を行うこととしております。また、優先して取り組む建物を、先ほどの方針に基づきまして39棟に絞り込みました。今年度は2棟の耐震化に取り組みます。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　矢田施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉今年度は39棟を抽出した中で2棟という計画なのでしょうか。

〈答弁〉耐震化については、既に教育委員会で取り掛かった耐震診断で4棟の建物に耐震性がないものから先に着手していこうと。

各年度の計画は、耐震診断を行い、耐震性がない場合、設計し工事となりますので、対象となる建物の規模により予算等また変わります。結果により状況が変わりますので、39棟については進めることとし、後は予算の状況によります。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　矢田施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉これまでの対応、整備方針によって十分補完できているのか。

〈答弁〉教育委員会はこれまでの当委員会の論議を踏まえ、方針を立て、小規模建物の耐震化に取り組むことにしております。使用している小規模な建物は約250棟あり、耐震化できないものは改築や集約し、かなり長い時間を掛けて進めますので、整備方針に従い予算確保に努め着実に進めることが補完につながるものと考えております。（令和3年7月6日　防災・感染症対策特別委員会　矢田施設整備課長）

〈仁木県議・質問〉宿泊療養施設の体制はどうなっているのか。酸素濃縮器は、早々に対応するべきでは。

〈答弁〉宿泊療養施設は、常時看護師2名体制です。医師はオンコールの体制です。入所者の健康観察は、看護師が毎日確認を取り、聞き取り等により、調子がすぐれない場合は、すぐに入院受入医療機関に転院できる体制が整っています。酸素濃縮器は、現時点では運用はしていませんが、県が既に40台を入手し、いつでも対応できるように準備を進めています。（令和3年9月9日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉中等症、軽症等であった方が、その後重症化されていないのか。

〈答弁〉現在、軽症・無症状の方はホテルに入所し、重症化するおそれ等がある場合は入院という流れで、入院調整本部の医師が調整しています。

重症化された患者の数は、5人以下で推移しており、9月2日に6人になって5人を超え、9月8日現在でも6人の重症者がございます。この方々の内訳は20代がお1人、30代1人、40代1人、50代2人、60代以上が1人。内60代以上の方がワクチンを2回接種済み、ただ極めてリスクが高い基礎疾患をお持ちのため、ICUで治療中であることを公表させていただいています。（令和3年9月9日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉12歳以上の接種率についてどうなっているのか。

〈答弁〉9月1日時点において12歳以上で2回接種済みの人は、67万43人のうち40万1千851人、接種率は60％です。12歳から39歳は15・3％が2回目の接種済みです。（令和3年9月9日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉打たれていない方への接種を工夫し、進めてほしい。

〈答弁〉現在、アスティとくしまの大規模集団接種では、妊婦及びそのパートナーの方400名を含め、12歳～59歳までの県民を対象に6千人の枠で募集をしています。本日から接種が開始しており、まだまだ枠はあります。コールセンター0120・567・571「コロナ来ない」という番号に連絡すればすぐに予約ができる状態になっています。（令和3年9月9日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉南海病院におけるクラスターの経験を踏まえ、今後どのような体制を構築していくのか

〈答弁〉ECMO（人工呼吸器）は、患者に直接管を挿管し、それ以降は意思の疎通もできず、患者の回復を待つという、患者に大きな負担を掛ける治療です。こういった治療の対応は、医療本体の話ですが、こちらも今後の課題の一つです。

精神科病院クラスターの今後の対応ですが、まず感染予防、感染者の発生に備えた事前準備が非常に重要です。感染者の発生に備え、発生時の院内体制の整備や、物資の確保・確認、個人防護服の着脱方法など、あらかじめ決めておくということが必要です。

6月の早い段階で、精神科病院の入院患者、基礎疾患である精神疾患や知的障がいを有する方へのワクチン接種について配慮するよう、各市町村に通知を発出しました。この結果、8月以降の第5波では、精神科病院におけるクラスターは発生せず、ワクチン接種の効果は非常に大きかったと考えています。

さらに、精神科病院を所管する健康づくり課は、県下全体の精神科医療機関を対象に研修会を開催し、現地対応に当たったDMAT医師による平時の備えと初動対応、クラスターが発生した二つの医療機関による現場での対応状況について説明がされました。

引き続き、ワクチン・入院調整課、健康づくり課、保健福祉部としまして、精神科病院でのクラスターが起きない対応を、できる限り努めてまいります。（令和3年9月29日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉クラスター経験をふまえ、初動体制の対応を総括しておくべきでは。

〈答弁〉人工呼吸器を付ける際には、慣れた医師、看護師の体制、24時間体制で診る必要があります。管を入れる際は、意識を取り除き、筋弛緩剤等で脱力状態にする等の対応を、短時間にて実施する必要があり、御本人や家族は、生命維持装置を付ける決断を急きょ迫られます。そのため日頃から、医療関係者、御家族と御本人も含め、皆さんと一緒に話し合いが必要と再確認されています。

初動体制については、繰り返し確認をし、特に精神科疾患や透析患者、周産期の妊婦に対し、関係者の皆様と意見交換を進めており、今後の医療提供体制に反映させます。今後は、ワクチン接種、新たな抗体療法、軽症者の飲み薬を活用できるよう県としてもしっかり取り組んでまいります。（令和3年9月29日　防災・感染症対策特別委員会　鎌村感染症・疾病予防統括監）

被災者生活再建支援制度の立て替えに配慮すべき

台風の影響において、生活再建支援制度利用の際高額な金額を立替えなくても済むように配慮すべき

〈仁木県議・質問〉今回の台風の影響において、生活再建支援制度の対応状況を教えてください。また、高額な金額を立替えなくても済むように配慮すべきでは。

〈答弁〉海陽町での浸水被害は、1時間に100ミリメートルを超す大雨という状況に鑑み、被災者生活再建支援制度を適用し支援をしたいと考えております。

現在、海陽町から床上浸水が18戸との御報告を頂いていますが、町において、罹災（りさい）証明書の発行に向け、支援対象を含む詳細調査を実施しており、今後具体的な申請が上がってくると考えております。

被災者が立替払をせずに補修に取り掛かると、早期の生活再建につながり大変意義があります。県の支援事業で、市町村が支払った支援金に対する市町村への補助制度がありますが、被災者の立替払を前提としたものではございません。その点については市町村で柔軟に対応していただきたい。

今回被災した海陽町をはじめ、各市町村の支援担当者に、今後の災害に備えて柔軟な県支援制度の運用を検討するよう引き続き、指導・助言してまいります。（令和3年9月29日　防災・感染症対策特別委員会　佐藤とくしまゼロ作戦課長）

〈仁木県議・質問〉ワクチン接種証を「忘れた」「今持っていない」という方は検査補助の対象にならないのか

〈答弁〉ワクチン接種履歴を証明できない場合には、薬局などで抗原検査を受け、その通知書を持参すればOK等、選択肢は複数あります。また、PCR検査でも結構ですし、ワクチン接種証現物を持っていなくても、携帯電話で撮影した写真を提示、また、紙のコピーを見せても大丈夫です。（令和3年12月13日　防災・感染症対策特別委員会　永戸危機管政策課長）

〈仁木県議・質問〉ワクチン・検査パッケージに基づいて無料化になりますか

〈答弁〉今回、ワクチン・検査パッケージ制度で国が考えいる無料化の範囲は、ワクチン接種をしていない方の中で、健康上の理由でワクチン未接種の方に限りますので、無料化にはなりません。ただし、自費で検査を受け、それを検査結果という形でイベント業者とか相手方に出せば、有効になると考えております。（令和3年12月13日　防災・感染症対策特別委員会　佐々木薬務課長）

〈仁木県議・質問〉実証実験で接種の証明書を忘れた方、接種していない方は、どのように対応したのですか。

〈答弁〉実証実験ですが、秋の阿波おどりでは、ワクチン接種証を持っていた方は、特別席100席分を用意し、そこに入れる権利を持ちます。しかし、証明できない場合は一般席で、観覧できるようにしました。

健康を考える県民のつどいは、ワクチン接種証がない人は、主催者が当日会場でその

場で抗原検査をやりました。
　ジャズライブは、ワクチン接種歴がない人はPCR検査の検査歴を持参してもらい、各飲食店でチェックをしました。その場で抗原検査はしていません。PCR検査は事前に無料でPCR検査を受けられるようにしていました。特に忘れてきた人はいなかったように記憶しております。（令和3年12月13日　防災・感染症対策特別委員会　永戸危機管政策課長）

ワクチン・検査パッケージを早急に進めてほしい

〈仁木県議・質問〉ワクチン・検査パッケージをいつから始めるのか。とにかく早急に進めてほしい。
〈答弁〉今準備を進めている状況でございまして、可及的速やかに開始したいと考えております。検査の無料化については、予算化も含めて準備をしています。（令和3年12月13日　防災・感染症対策特別委員会　永戸危機管政策課長）
〈仁木県議・質問〉県主導の大規模集団接種に係る費用の収支について教えてください。
〈答弁〉県主導の大規模集団接種は、予算6億円です。こちら、6月5日から11月2日まで5か月間、アスティとくしまにて実施し、3万4千人が接種しました。この事業は、8者で構成する事業体に運営を委託しており、事業内容としては、医療従事者の手当、スタッフの人件費、会場設営費、撤去費、広報費、コールセンター設置費用など、様々な費用が掛かっています。
　接種券に基づく費用の負担金は、平日なら2千70円、土日は加算あり、トータル4千200円です。事業体は、接種を行う負担金と実際に掛かった費用の差額を県でお支払をする事業費額となっております。特に、接種の負担金は精査が必要ということで、現在、精査を行っています。精査が完了後、報告させていただきます。（令和3年12月13日　防災・感染症対策特別委員会　美原ワクチン・入院調整課長）

オミクロン第6波を受けて苦しい事業者へ支援を

〈仁木県議・質問〉このオミクロン第6波を受けて苦しい事業者への支援について、県として考えているのか。
〈答弁〉一昨年からは国の補償制度による、いわゆるゼロゼロ資金で約1万4千件に2千、200億超の債務保証を承諾し、全国初借入金の10％100万円限度額の融資連動型の給付金で支援してまいりました。
　国でも持続化給付金が創設され、令和2年度、全国で400万件超、県内事業者におきましては、約2万件超の事業者が給付されました。
　今年度、今までの業態以外、例えば対人サービスなら、小規模事業者経営力強化事業で、小規模事業者の方の新商品、新サービスの開発、販路拡大への補助制度を創設するとともに、メインバンクからの改善指導を手伝ってもらえる伴走支援型経営改善資金の予算要求をしています。
　昨年の11月、国の令和3年度の補正予算にて、事業復活支援金が創設され、令和3年度末までの手元資金として、個人事業者は50万円、法人事業者は最大250万円の申請が1月末から始まりました。県としては、まず、国の事業復活支援金の制度の認知向上のため、現在センチュリーホテルにサポート機関が設定。この申請の手助けをする商工会、商工会議所、行政書士、税理士、金融機関、県下に260の支援機関としっかりと連携し、申請のサポートをしっかり行ってまいります。（令和4年2月9日　防災・感染症対策特別委員会　出口商工政策課長）
〈仁木県議・質問〉国の支援策でどうしても賄いきれないような場合、新たな支援策が必要なのでは。
〈答弁〉県の支援策として、資金繰りは、今現在国の公庫資金のゼロ資金が年度末までございます。伴走支援型資金でニューマネーを借入れる手法もありますし、多様なセーフティーネット資金も従来からあります。事業者毎の支援策は、今回の実態調査からも、それぞれ違いますので、今一度商工団体と連携し、個々の事業者毎の経営状況に応じた支援を、国、県、市町村の支援策を活用し、一つ一つ丁寧に経営改善の支援をしてまいります。（令和4年2月9日　防災・感染症対策特別委員会　出口商工政策課長）
〈仁木県議・質問〉コロナ感染拡大から2年、もう与信枠いっぱいの事業所はどうするのか。
〈答弁〉今、私どもでお答えできる範囲は、国の事業復活支援金を隅々まで行き渡るように商工会、商工会議所と連携して実施することです。
　あと、県予算のみならず国、市町村いろんな施策があるので、総動員して取り組んでまいります。また県内事業者の非常に厳しい状況であるということ踏まえ、県ができることを検討してまいりたいと思っております。（令和4年2月9日　防災・感染症対策特別委員会　勝川商工労働観光部副部長）
〈仁木県議・質問〉以前から何回も質問や提案をしておりました地域介護総合確保施設整備事業の算定根拠を教えてください。
〈答弁〉地域介護総合確保施設整備事業費予算は3千872万6千円になります。この事業は、新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、高齢者施設等における感染拡大を防止するために、介護施設等におきまして、感染拡大を防止する簡易陰圧装置やゾーニング環境を整備する際に必要な費用を支援するものです。補助額は、面会室の設置は1施設当たり上限350万円です。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年2月9日　杉生長寿いきがい課副課長）
〈仁木県議・質問〉高齢者施設等での面会の推進事業について教えてください。算定根拠もあわせてお願いします。
〈答弁〉地域介護総合確保施設整備事業費の3千872万6千円です。この事業は、新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、高齢者施設等における感染拡大防止のため、簡易陰圧装置やゾーニング環境を整備する費用を支援するものです。補助額は、面会室設置の上限額は1施設あたり350万円です。（令和4年2月9日　防災・感染症対策特別委員会　杉生長寿いきがい課副課長）
〈仁木県議・質問〉このオミクロン株による第6波を受けて苦しい事業者への支援について、国の支援金の上限250万円。しかしながら売上げが50％落ちた方で60万円。30％落ちた人が30万円。県独自で何かしら対応しようとしているのか。
〈答弁〉商工労働観光部としては、一昨年からは国の補償制度による、いわゆるゼロゼロ資金において、約1万4千件に1千200億円超の債務保証を承諾し、全国初の借入金の10％、限度額100万円の融資連動型の給付金で支援してまいりました。これを受け、国でも持続化給付金が創設され、令和2年度に全国で400万件超、また、県内事業者につきましては約2万件超の事業者が国から持続化給付金を頂いた形になっております。今年度、長引くコロナ禍の中で、今までの業態以外へ、小規模事業者の方の新商品・新サービスの開発や、販路拡大への補助制度を創設しました。また、伴走支援型経営改善資金を創設し、来年度も本定例会の先議としてこの伴走型資金については予算要求をさせていただいております。

３年間を写真で振り返る

▲四国大学と県議会議員の交流

▲新野バイパス開通式

▲党派を超えて赤ちゃん先生プロジェクト勉強会

▲地元阿南市をサップの町へ！

▶ゴミ焼却の熱で、年間 22.5GW を発電し、市内の小中学校に配電している米子市のクリーンセンターを視察

県内病床 最大40床に

感染拡大時、結核用を活用

徳島県は3日、新型コロナウイルスの感染が県内で拡大した場合、県立3病院など4医療機関にある専門病床23床を最大40床にまで拡充する考えを示した。3病院にある結核患者用の専門病床を活用する。県議会防災対策特別委員会で、仁木啓人氏（新しい県政持つ場合、結核病床20床を

―（板野町）に結核患者を集約させ、3病院の結核病床を新型コロナの専門病床として利用する。

委員会ではこのほか、県内でウイルス検査を実施した件数と検査結果を、県ホームページで公表し始めたことも報告した。

（藤川佳宏）

▲委員会での質問が徳島新聞に掲載されました（徳島新聞より）

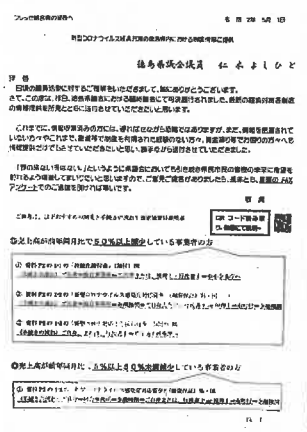

▶阿南市の皆様に、徳島県のコロナ対策をわかりやすくまとめた資料を配付させていただきました

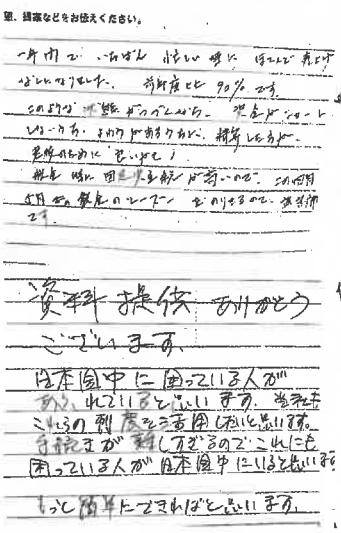

資料提供ありがとうございます。

日本国中に困っている人がおられることでしょう。当社でこれらの制度を活用したいと思いますが難しすぎるのでこれにも困っている人が日本国中にいると思います。

もっと簡単にできればと思います。

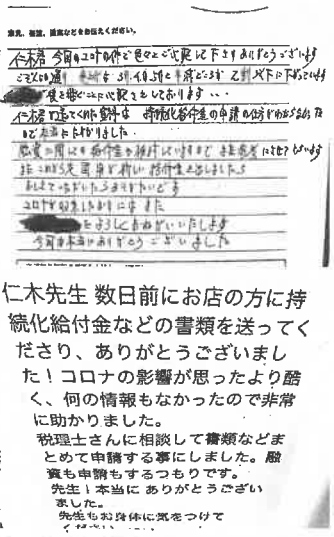

仁木先生 数日前にお店の方に持続化給付金などの書類を送ってくださり、ありがとうございました！コロナの影響が思ったより酷く、何の情報もなかったので非常に助かりました。

税理士さんに相談して書類などまとめて申請する事にしました。融資も申請もするつもりです。

先生！本当にありがとうございました。

先生もお身体に気をつけて

▲家族で封入作業しました

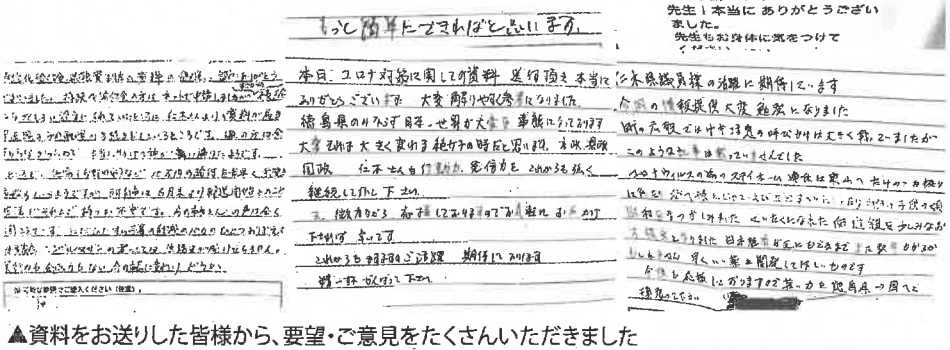

本日：コロナ対策に関して資料 送付頂き 本当にありがとうございます。大変 助かり 心強くなりました。

徳島県の 皆様が 日々 一生懸命 事態に 対応 大変 それは 大変 素晴らしい 精神力 素晴らしい 国政 仁木 先生 自 行動力、発信力を これから 広く 継続 していただく 事 期待しております。

微力ながら 私達 応援 協力 させて 頂きます。

これからも 引き続き ご活躍 期待 しております。

▲資料をお送りした皆様から、要望・ご意見をたくさんいただきました

国の新しい補助金だけでは苦しい事業者への支援が足りない

県としての独自の施策を考えるべき
国への要望や、市町村と連携し、速やかに対策を

今回、全国知事会を通じ、かつての持続化給付金の再支給をかねてより要求、要望し、それが昨年11月、国の令和3年度補正予算におきまして、事業復活支援金が創設され、令和3年度末までの手元資金として、個人事業者は10万円掛ける5か月ですから50万円、法人事業者については最大250万円の資金が、この1月末から申請が始まったところです。県としては、まず、国の事業復活支援金の受給申請の手助けをさせていただく県下260の支援機関としっかり連携し、申請のサポートをさせていただこうと考えております。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年2月9日　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉今の課長の答弁では、国の新しい補助金でしか検討していないということでよろしいですね。それで賄いきれているという御判断でよろしいのですね。

〈答弁〉このオミクロン株、確かに今35都府県にまん延防止等重点措置地域が広がっております。ただ本県はまだ発令されてないという状況の中で、厳しいというお声は私も直接伺っております。発令されていない地域でも同様に、全国で足が止まっている状況です。苦しい状況というのは発令地域も発令地域外も同様と思いますので、発令されていない地域の施策も研究、勉強させていただきながら何かできることについて検討してまいりたいと考えております。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年2月9日　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉私が聞いているのは250万円の新しい事業復活支援金、それで賄いきれているのかと。

〈答弁〉県の支援策は、今現在、国の公庫資金はまだゼロ資金が今年度末までございます。伴走支援型資金でニューマネーを借入れするという手法もございますし、多様なセーフティーネット資金も従来からございます。事業者ごとにいろいろな支援策というのは、今回の説明させていただいた実態調査からもそれぞれ違うと思いますので、今一度商工団体としっかり連携しながら、個々の事業者ごとの経営状況に応じた支援策が、国、県又は市町村からも支援策がございますので、一つ一つ丁寧に各事業者にあった経営改善の御支援をしていきたいと考えております。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年2月9日　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉一つの事業者が借入れできる与信枠は業況に応じて決まっているのです。借入れが今まで2年過ぎれば、与信枠が一杯の事業者がたくさんある。その人にはもう給付しかないでしょう。休業補償しないのなら、何か県としては考えないのですか。それが250万円とか60万円の国の新しい制度でいいという話なら、それを円滑に受けられる体制整備を県がするべきではないのですか。是非とも、業界団体も含めて飲食店の方々の御意見も踏まえて、何らかの対応していただきますようお願いしたい。

〈答弁〉私どもでお答えできる範囲では、国の資金繰り対策として事業復活支援金、これが隅々まで行き渡るように商工会、商工会議所と連携してやっていきたいと思います。あと、県予算のみならず国、市町村、いろいろな施策を打ち出してきますので、基本的には総動員して取り組んでいきたいと思います。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年2月9日　勝川商工労働観光部副部長）

〈仁木県議・質問〉小学校休業等対応助成金を教育委員会でも広報すべきでは。

〈答弁〉教育委員会としましては、関係部局と連携をいたしまして、協力して広報してまいりたいと考えております。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　三原体育学校安全課防災・健康教育幹）

〈仁木県議・質問〉これはスピードが大事と思うのです。各市町村の教育委員会とも連携し、進めていただきたいと思います。これは念を押しておきますので、これについてもう1回御答弁ください。

〈答弁〉今後、教育委員会としましても、この制度の周知に努めていきたいと思います。先ほど商工労働加工部からの労働局のお話でも連携というお話がございましたので、商工労働観光部とも今後、時間を掛けない形で協議等をしたいと思います。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　臼木副教育長）

〈仁木県議・質問〉抗原定性検査キットが不足している。地元企業さんが作られている物を確保することはできないのか。

〈答弁〉私どもで担当しております薬局等での無料検査は、国から使用できる検査キットの種類が示されており、その中にはハイブリッド型のインフルエンザと同時に検査できるものは、国の無料検査では使えません。このことは、先の全国知事会において飯泉知事から、インフルエンザウイルスと同時検査が可能な検査キットも、国に求めてきたところではありますが、今のところ使用できません。ただ二方で、病院や診療所などでは、ハイブリット型モジュールを使えますし、ほかの所では活用されています。

それと、県内のメーカーの中で抗原定性検査キットを販売しているメーカーはありますが、製造は別のメーカーがしており、製造自体は県内メーカーではないということを申し添えさせていただきます。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　佐々木薬務課長）

〈仁木県議・質問〉ワクチン・入院調整課の予防費の、3億4千150万円の減額の内容は。

〈答弁〉こちらは、ワクチンの大規模集団接種に関しまして、国の事業スキームがなかなか判明せず、このようになりました。3億4千万円のうち2億6千600万円が実施する集団接種会場にて、時間外に医師や看護師を派遣した医療機関に対する支援費としての戻りです。予算計上時点では、国から事業スキームが具体的に示されなかったことから、どのように設定されても対応できるよう5月県議会に申請し、予算を計上させていただきました。その後、示された国のスキームで事業を進めたところ、集団接種に参加する市町村数が少なかったことや、時間外、休日に市町村が整備した医療機関数が少なかったことから、令和3年度に繰越明許費に整備をしました。

また、大規模集団接種本体につきましても、医療機関で接種した後の接種者に対しまして国庫事業連合会からの支払があるということで、トータル3億4千550万円の減額補正をさせていただきました。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　美原ワクチン・入院調整課長）

〈仁木県議・質問〉大今回の補正は、契約した時点である程度決まっていたのでしょうか。

〈答弁〉この精算に時間が掛かっているのは集団接種会場の運営に掛かった経費から、ワクチン接種1回当たりの接種費用が、時間外に接種した場合に価格に還元される金額を契約されている収入として相殺される契約となっており、現在、その中身を精査しているところでございます。ただ、それを差し引いた上でも、この程度の額については不用で、今回の減額補正させていただいています。
(防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　美原ワクチン・入院調整課長)

地元の旅行業者に支援を

県が委託する際は、地場の業と雇用を守るためなるべく県内業者に委託するよう配慮するべき

〈仁木県議・質問〉地場の旅行業者に対する支援が行き届いていないのでは。やはり県が委託する際は、地場の業と雇用を守るため、配慮していただきたい。
〈答弁〉確かにこのコロナ禍により、現在、みんなで!とくしま応援割につきましても新規予約を停止しており、旅行業界は厳しい経営状況にあるということは承知をしております。みんなで!とくしま応援割の運営業務等につきましては、プロポーザルにより、業者公募を行い、結果、大手旅行業者が選定されました。
　一方、昨年6月に日帰り旅行が追加され、地元の旅行業者も県内の知識や経験が生かされるということで、県内の中小旅行業者で構成されます唯一の全県的な団体であります徳島県旅行業協会にとくしま応援割に関わる旅行商品の候補を委託したところでございます。コロナ禍によりますマイクロツーリズムのニーズの高まりにより、昨年の感染状況が落ち着いている10月から12月の間は、県内日帰り旅行は大幅に伸びを見せ、今後も、徳島県旅行業協会が地場というか地域に非常に詳しい特性を生かし、できることがあれば同協会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。
　観光政策課としましても、やはり県内の旅行営業者の方とできることがあれば是非、観光誘客等々、一緒に取り組ませていただいて、一緒に有効といいますか可能な取組を進めていきたいと考えております。(防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　利穂観光政策課長)
〈仁木県議・質問〉事業継続応援金について飲食店への配慮、又は配慮ができなかった場合のトータルのサポートを国の支援金と併せてできないのか。
〈仁木県議・質問〉委託先がどういった収支をされたかということは、議会にも報告していただきたいと思います。現状の委託料の概算を教えてください。
〈答弁〉現時点では、大まかな計算では、総額として7億円ございますので、そこに何億円かが収入として相殺されていると考えております。(防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　美原ワクチン・入院調整課長)
〈答弁〉確かに、この1月2月、飲食店は非常に厳しい経営状況かと思います。一方で、このオミクロン株の影響を受けた、ある大手信用調査会社のデータがございまして、そちらを紹介させていただきます。本年1月に実施した企業意識調査でございますけれども、ここでマイナスの影響があると答えた業種別のランキングなのですけれども、1番が78.4%、非常に厳しいというので卸売でありまして、2番が小売で77.8%と僅差でございます。3位にサービス業、ここに飲食業とかも入ります。飲食業も77.8%で、このあたり対人の業態が非常に厳しい状況になってございます。
　今回、県の事業継続応援金は、商工3団体からの緊急要望や、10の生活衛生同業組合からなる連絡協議会からの要望により、創設し、飲食のみならず広い業態が一律受給の制度です。
　この度、国のほうも事業継続支援金と県の応援金を併給可能にしております。現在オンライン申請と郵送の申請、二通りになっております。
　まず国の支援金につきましては、県下で大体300近くの商工団体をはじめ、一次産業である農林の関係、農協、漁協、銀行、信用金庫も入っています。中小企業診断士、税理士も280ぐらいの登録関係機関がサポート体制を敷いております。
　県のほうの事業継続応援金につきましても、商工会、商工会議所、また中央会の経済3団体をはじめ、先ほどの10の生活衛生同業組合、また運送事業者であるタクシー協会、個人タクシー協会、バス協会、また24の市町村、総合県民局、金融機関等々、関係機関に広くチラシと実施要領を配架させていただいております。
　是非、国と県の両給付金を同時に受けていただきまして、この新型コロナを何とか乗り越えていただいて、業と雇用を守っていただきたいと考えております。(防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　出口商工政策課長)

病床だけでなく経済のほうも見てほしい

病床だけでなく経済のほうも見て国と駆け引きしていただきたい

〈仁木県議・質問〉とくしまアラートの指標は、まん延防止等重点措置を要請し、時短要請し、協力金を給付するようになっているが、今回はどのように検討され、実施したのか。病床だけでなく経済のほうも見て、国と駆け引きしていただきたい。
〈答弁〉今回の第6波、オミクロン株による感染拡大は、新規感染者数が2月23日に402名と感染者数が非常に拡大しております。ただ一方で、国の方針がかなり変わり、デルタ株の経験を受け、去年の11月に新しいレベル分類の考え方になり、感染状況の深刻度合いを示す評価の仕方を変えてきました。ある程度感染者数が増えても経済を回していかなければいけないという観点から、医療が許容できる範囲内はできるだけ制限を掛けないという思想の下で制度設計をされ、それに基づいて今の我々のとくしまアラートにも使われています。もちろん、まん延防止等重点措置を適用いたしますと、自動的に飲食店への時短要請が付いてくる制度になっています。
　このまん延防止等重点措置がなくても時短要請はできることになっていて、国の内閣官房との調整は必要ですが、今回については、我々としては必要はないと今のところ考えており、営業時間の短縮要請については具体的な検討に入っておりません。なぜなら、これも全国的な傾向でございますが、今の第6波につきましては感染の形態がこれまでとは全然違うと。これまでは飲食店において感染が急激に広がる原因になっていたが、今回は子供さんが利用される施設などから家庭内に感染が広がり、それが広がる形態でございまして、飲食店の営業時間の短縮要請を掛けることは今の段階では適当でないと考えております。

はないと考え、時短要請については発効しておりません。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　永戸危機管理政策課長）

〈仁木県議・質問〉危機管理運営に係るメンバーで2キロメートル以内に住まわれている方が全体でどれぐらいか。

〈答弁〉大きな災害が起こると、知事をトップとする災害対策本部が立ち上がり、その構成メンバーであります各部の部長は目安として、徒歩で30分以内だと、13人中で5人となっています。ただ、部長が来られなかったとしても、その職務代理人者である副部長や主管課長が参加し、災害本部が開かれます。それから、危機管理に携わる職員数は、危機管理政策課、とくしまゼロ作戦課、消防保安課の3課と北島町の防災人材育成センター、その4か所の管理職は、全員で14人で、30分以内に来られるのは3人です。

ただ、県庁から1キロメートル以内に住んでいる職員135人が初動要員として発災後すぐに駆け付けるということになっております。（防災・感染症対策特別委員会　令和4年3月2日　永戸危機管理政策課長）

令和3年度　経済委員会

ワクチン接種、職域接種等で加速を

新型コロナ感染症拡大防止には、ワクチン接種を加速させるべき

〈仁木県議・質問〉もっと！とくしま応援割について、これは県内の観光に限る話であって、県外の方が県内に来ても使えないという認識で良いか。

〈答弁〉これは飽くまで県民の方が県内で旅行される場合に限るということです。（令和3年6月4日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉4月25日から一時停止をしているが、作業的に何を停止しているのか。

〈答弁〉それ以前に宿泊された方には証明書が出ておりますので、それをもって交付申請助成申請をしていただくことは可能です。（令和3年6月4日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉停止というのは、宿泊証明書を各宿泊施設が出していないということでよろしいか。

〈答弁〉出しておりません。（令和3年6月4日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉当初とくしま応援割は定額で5千円だった。その後もっと！とくしま応援割となり、国の観光庁の補助金を利用しているということで、2分の1又は5千円のいずれかの低い方と金額が下がった。もしこれをこれまでと同様にした場合、どれくらいの県費の負担がかかるのか御検討、分析はされたのか教えてほしい。

〈答弁〉もっと！とくしま応援割につきましては最大5千円と周遊クーポン2千円の合計7千円助成されます。とくしま応援割では1万円であったため、差額の3千円に2万2千人泊を掛けると6千600万円という額が出てきております。危機管理調整費はほかに使用の用途があると思いますし、まずは国への提言で実現しました地域観光事業支援を活用した取組を始めたいと考えております。（令和3年6月4日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉県独自でそのように組み立て直してもいい制度になっているということでよろしいか。

〈答弁〉国の地域観光事業支援でございますが、県での独自の上乗せは可能です。（令和3年6月4日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉もっと！とくしま応援割はステージⅢへの移行に伴って中止した。今回のみんなで！とくしま応援割は、どういった感染状況で一旦停止の判断をされるのか見通しを教えてほしい。

〈答弁〉観光庁の地域観光事業支援の要件がステージⅡ以下となっておりますので、基本的にはステージⅢになると停止について検討したいと考えております。（令和3年6月4日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉外国人研修制度の所管はどこになるのか。

〈答弁〉労働委員会ではなく労働局になるかと思います。（令和3年6月16日　経済委員会　倉橋調整課長）

〈仁木県議・質問〉徳島応援割事業について、緊急事態宣言中一旦これを中止したことによって、実績効果がどれくらいあったのかを教えてほしい。

〈答弁〉4月20日に応援割を一時停止させていただき、新規契約については4月21日からの予約を停止、既存の予約については4月25日の宿泊分から適用を停止しました。これに伴い4月24日までに発生したキャンセル料には、宿泊助成と同額の5千円を上限に支援を行うこととし、859人泊309万8千円分の申請がございました。応援割の停止により、県内での移動等、一定の人流の抑制がされたと考えております。（令和3年6月16日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉4月21日から25日の間でのキャンセル分が859人泊という認識でよろしいか。

〈答弁〉そのとおりです。（令和3年6月16日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉応援割の全体の申請数が分かれば、平均週何件の申請があり、それに対して859件分の効果があったことがわかると思う。前週においてどれほどの申請があったかは把握されているか。

〈答弁〉キャンセル料の予算としては1千万円ほどを予定していたが、各施設によってキャンセル料金のパターンがたくさんあり、その中で859人泊の300万円のキャンセル料の発生があったということです。（令和3年6月16日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉現在、商工労働観光部関係の所管の中で職域接種を実際的に手続も進められているという団体が、何団体くらいあるのか。

〈答弁〉職域接種については、企業が直接国に申請することになっており、商工労働観光部としては全て把握できていないところです。（令和3年6月16日　経済委員会　原商工政策課政策調査幹）

３年間を写真で振り返る

▲阿南商工会議所新年互礼会へ参加

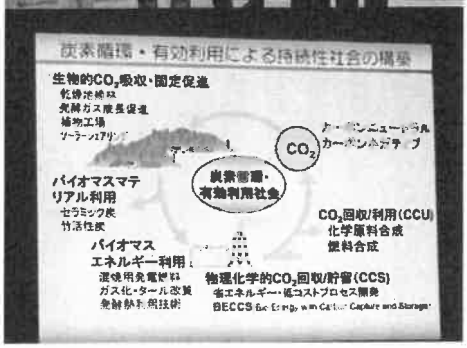

▲持続性社会構築の研究が進む、
信州大学を会派で視察

▲阿南市社会福祉大会にて挨拶

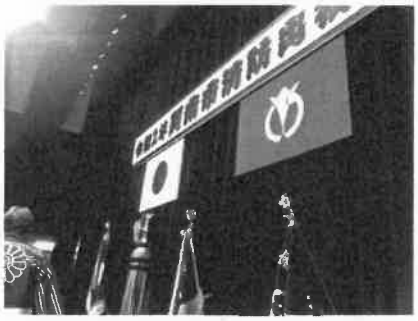

▲令和２年阿南市消防出初め式へ参加

▲第34回・戦争体験を語り継ぐ会へ参加

▲令和3年8月、リニューアルオープンした徳島県立博物館視察

需要減少で魚価下落 仁木氏
新規販路開拓へ支援 副知事

仁木啓人氏
（新しい県政）

―コロナ禍で、県は休業要請や休業補償をしていない。自主的に休業した事業者がおり、飲食店からは他県の動向を踏まえた対応を求める声があった。現時点での総括は。

志田敏郎危機管理環境部長　県民から「休業要請し、休業補償すべきだ」との声があった一方、「休業よりも業を継続するための支援を図るべきだ」との意見もあった。県としては休業要請を行うのではなく、他県からウイルスを持ち込ませないことを重視した。現在も感染拡大を食い止めており、特定業種に休業要請する段階にはない。

―高価格帯の県産水産物は、需要の落ち込みで魚価の下落が顕著だ。県産水産物の需要喚起をリードし、産地の販売力強化に取り組んでもらいたい。

福井廣祐副知事　新規販路の開拓のため、通販サイトの開設や送料無料のお試し価格の販売に対して支援する。10月から順次、日和佐町漁協や北灘漁協などで取り組む。阿南市や海部郡で価格形成力の強化などにつながる産地市場の統合も進める。

▲委員会での質問が、徳島新聞へ取り上げられました（徳島新聞より）

▲阿南市消費者協会新年親睦会へ
参加

▲地元である梅の郷、
明谷梅林令和園開きにて

〈仁木県議・質問〉県の施策で借入金の1割を企業応援給付金として給付しているが、給付金を受け取るために需要がないのに借入を行なっている企業等もある。後でこういった負債部分が重荷になってくるのではないか。返済が始まる2年後を見据えて、何らかの施策を検討すべきではないか。

〈答弁〉信用保証協会につきましては、金融機関とパートナーシップを結びまして、返済計画を実装していると伺っております。県としてもサポートが必要と認識し、無料で事業形態に応じた専門家を派遣するなどの取組みを行い、事業をできるだけ継続していきつつ適正な償還をしていただくために、施策を動かしてまいります。（令和3年6月16日　経済委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉木の美術館の選定結果について、選定の差異がどうだったのか教えていただきたい。基準額は県が提示されていると思うが、他の団体も含めてどういう状況だったのかお示しいただきたい。

〈答弁〉基準額だけではなく様々な観点から選定しましたが、基準額につきましてもあわわさんがほかと比べて低い額であったことが理由でございます。（令和3年6月16日　経済委員会　小杉スマート林業課長）

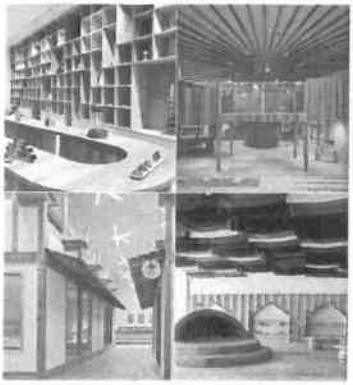

〈仁木県議・質問〉県内経済を立て直すためには集団免疫を確立していくことが大事だと思うが、農林水産部関係に所管される各種団体において、職域接種等の手続きを進められている団体を把握されているのかどうか教えていただきたい。

〈答弁〉農林水産部としては、保健福祉部と連携して農林水産団体における職域接種の可能性を探ってまいりました。南部や西部など圏域ごとの接種、あるいは農業、水産業など各業種を集約しての接種、打ち手や会場の確保、様々な可能性を模索しているところです。また、保健福祉部、商工労働観光部と連携して中小企業向けの職域接種の説明会も開催いたしました。実施に当たっての相談にも随時対応しており、現在二つの案件が職域接種に向け準備していると伺っております。（令和3年6月16日　経済委員会　宮崎農林水産政策課政策調整幹）

〈仁木県議・質問〉ターンテーブルの販管費の中に減価償却費が含まれていると思うが、その点についてお聞かせ願いたい。

〈答弁〉販管費の中に200万円強の減価償却費を計上させていただいております。主な内容としては、厨房の機器ですとか什器、ホステル部分のマットレス、各階に配置しております冷蔵庫や電子レンジ等の機器類、これらを運営事業者が調達しておりますので、減価償却資産の対象となっていると認識しております。（令和3年6月29日　経済委員会　七條もうかるブランド推進課長）

〈仁木県議・質問〉宿泊部分の販管費が棒線になっているのが気になります。宿泊を止めても掛かる費用はあるのではないか。

〈答弁〉宿泊部分の販管費については、通常、リネン費や消耗品等の変動費と、光熱費等の固定費がございます。変動費は宿泊のご利用がなかったためゼロになり、固定費については宿泊部門と飲食部門で案分しており、これも宿泊側に利用がなかったので飲食部門の方で全て計上したため、ゼロになっております。（令和3年6月29日　経済委員会　七條もうかるブランド推進課長）

〈仁木県議・質問〉効果が出ているところで紹介仕入額や関与売上額があるが、ここを県が主体となって行わなければならないのではないか。ターンテーブルの運営者は自らのネットワークに対して売り先を持っている。そこに徳島県産品を持っていける仕組み作りや、生産者に対する周知などを現状行っているのか。

〈答弁〉現在、ターンテーブルあるいはターンテーブルのあっせんによって卸をしているものについては、大部分は県内の産直市から直送することになっており、我々や運営事業者も産地を回って良いものがあれば産直市の便に載せていただいています。一方で徳島県を代表する大きな品目に関しては通常のトラック便で首都圏の市場に行っておりますので、各店舗の方が使いたいと御判断いただきましたら通常の仕入れルートでお運びする形になっております。（令和3年6月29日　経済委員会　七條もうかるブランド推進課長）

〈仁木県議・質問〉昨年、東南地域において処理加工施設をということで予算化されていたが、これが執行されず、まだ交渉中と報告を受けている。その流れがどんなものであったか、また今回実際に予算執行できるのかについて確認させていただきたい。

〈答弁〉処理加工施設は阿南・海部地域の沿岸平野部が空白地域になっていたため、平成31年度から整備を検討してきました。令和元年度から予算の枠取りを積ませていただいたのですが、2市にまたがるため設置場所、運営体制、費用負担等の調整に不測の日数がかかり、今年度に入ってしまいました。現在最終の協議でございまして、今年度実施完了する予定でございます。（令和3年6月29日　経済委員会　田中鳥獣対策・ふるさと創造課長）

〈仁木県議・質問〉処理加工施設ができると次は消費をどのように促すかが大事になってくるが、この肉は海外に輸出できるのか、ペットフードとしての需要も含めて調査していただきたいのですが見解を伺いたい。

〈答弁〉イスラム圏ではシカの肉が貴重で好まれる地域もございます。現在那賀町の民間施設でハラール認証を取得しているところがあり、海外へ向けて供給も可能かと思っております。自治体における連携も強化して、国への政策提言を通じてジビエによる地方創生として強力に推進していきたいと思っております。（令和3年6月29日　経済委員会　田中鳥獣対策・ふるさと創造課長）

未来創造基金採択だが柔軟な対応ができないのか

2年前の経済委員会で申し上げたが採択ゼロという結果。これでは、目的がはたせない半額補助などの運用方法はとれないものか

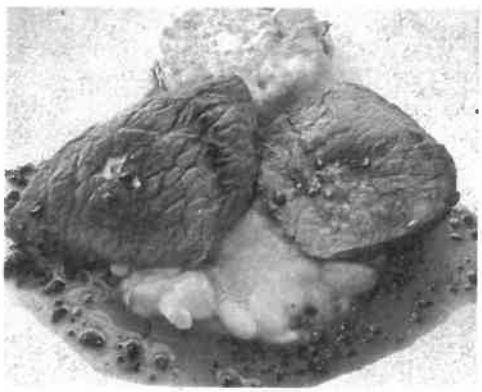

〈仁木県議・質問〉未来創造基金だが、申請した額全てもしくはゼロという採択だが、もうちょっと柔軟な対応ができないのか、例えば全額は駄目でも半額は大丈夫だとかいう運用方法はとれないものか。これは2年前の経済委員会で申し上げた内容だが、現在の運用状況はどのような感じなのかお教えいただきたい。

〈答弁〉農山漁村未来創造事業については、委員からのお話があった後、事業採択の評価委員会の委員からもお話をいただきまして、今年度から10分の4の運用もあると位置付けをしました。評価委員会で外部の評価委員さんから点を付けていただいて、得点の高い申請については2分の1、それ以外については一定の基準点を満たしておれば10分の4で採択するという形で運用させていただいたところでございます。（令和3年6月29日　経済委員会　松本農林水産政策課長）

〈仁木県議・質問〉事前委員会で職域接種申請の受付がフリーズ状態にあるという報道があるが、職域接種を予定している、または申請している県内の農林水産団体への影響があるのかどうかをお聞かせいただきたい。

〈答弁〉農林水産部におきましては現在2団体が申請、接種に向けて動いているところです。そのうち県漁連のほうは既に職域の接種が国で認可され、来週にも接種が開始されるものと考えております。もう1団体につきましては、幸いにも申請は受け付けていただいて、その後決定まで少しお時間を頂きたいと国のほうから情報が届いている状況でございます。（令和3年6月29日　経済委員会　宮崎農林水産政策課政策調査幹）

そごうが閉店して1年
雇用面のサポートはどうするのか

〈仁木県議・質問〉そごうが閉店して1年たったわけだが、従業員の皆さん方がどのように再就職していったか、また今後、雇用面についてどのようにサポートしていくのかをお聞かせいただきたい。

〈答弁〉徳島労働局によりますと、離職したそごうの社員及びテナント従業員のうちハローワークに求職を申し出ている方が、閉店直後の令和2年9月23日の時点では272名、昨日6月29日の時点では106名いらっしゃるということでした。この方々への就職支援策としましては、県と労働局、それから公益財団法人産業雇用安定センターという団体と連携しながら行ってまいりました。具体的には徳島労働局が主体となり、就職面接会の直前セミナー及び就職面接会を行いました。また産業雇用安定センターにおいては、離職から1年間、新規就職に向けたマッチング支援を行っております。また就職に必要なパソコン技術等のスキル取得を図るためのセミナー等を実施し、その修了後に企業と連携し、就職説明会なども実施しております。今年度の取組としては、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用情勢にある中で、県内企業と求職者とのマッチングを図る就職面接会、また職場体験などを実施する予定で、これらの情報がそごう関係の離職者の方にも届くよう周知に努め、しっかり支援していきたいと考えております。（令和3年6月30日　経済委員会　脇田労働雇用戦略課長）

失業給付の満了時期を迎えるタイミングを捉えて、こうした求職者の方々が希望する就職先に就けるよう、就職面接会、職場体験、インターンシップ事業等、県が実施している事業について、労働局、産業雇用安定センターと連携して、情報が届くようしっかりと取組を進めたいと考えております。（令和3年6月30日　経済委員会　勝川商工労働観光部副部長）

〈仁木県議・質問〉もっとーくしま応援割の一時停止をしたところだが、通常の1日の宿泊者数と、そのうち1日当たり何人がキャンセルしたかという数字が知りたい。

〈答弁〉新規予約の受付については4月21日から、既存の予約分については4月25日からの宿泊分を停止させていただきました。4月12日から24日までの12日間を平均しますと、1日約600人泊、一番多かったキャンセル数は4月25日の102泊でありました。そのことから県内での人流が約20％抑制された効果があったと推測しています。（令和3年6月30日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉報告事項にあった株式会社コート・ベール徳島について、5・4％プラスとあるが、コロナ禍において増加しているという点をどのように分析されているのかお聞かせいただきたい。

〈答弁〉令和2年度については来場者数が4万7千602人で前年度から5・4％、2千452名増加しましたが、第一四半期においては新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンセルが相次ぐなど非常に厳しい状況であったと聞いております。その後三密回避などの対策が示される中、感染防止対策を推進したこと、屋外スポーツ・レジャー等のリスクが比較的低いのではないかという認識が高まったこと、また旅行に行けないからゴルフをしようという方も増えたことなどから増加したのではないかと聞いているところです。（令和3年6月30日　経済委員会　岩野にぎわいづくり課長）

〈仁木県議・質問〉とくしまマラソンの収支決算について、収入の部の補助金は、県の補助金を見込んで予算化されていて、この差引きになっているのか。

〈答弁〉補助金、負担金の項目については、9月定例会において予算をお認めいただき、また実行委員会のほうでも予算として諮っており、徳島県、徳島市、徳島新聞社の負担金を合算した額が1億1千600万円となっております。（令和3年9月6日　経済委員会　岩野にぎわいづくり課長）

〈仁木県議・質問〉そうするとこちらは減額され、また後の議会において補正予算で計上されるという格好か。

〈答弁〉こちらの予算につきましては、前年度の2月補正予算で全て落とさせていただいております。（令和3年9月6日　経済委員会　岩野にぎわいづくり課長）

〈仁木県議・質問〉新しい融資枠である伴走支援型経営改善推進費補助金について、与信判断をする際は与信枠を超えての融資は保証協会も認めないと思うが、この補助金は新たな与信枠という扱いになるのか確認させてほしい。

〈答弁〉経営安定対策資金というような、これまでのゼロゼロ資金等で対象とさせていただいておりましたものでございます。（令和3年9月6日　経済委員会　宮内企業支援課長）

〈仁木県議・質問〉資金不足で悩んでいらっしゃる方に対して、このアンケート結果に基づいて今後どのような施策または方針を打ち出していくか、現状で何かあれば教えてほしい。

〈答弁〉伴走型経営改善資金につきましては、各企業において経営行動計画書を作成したうえで、金融機関が継続的な伴走支援を実施するという点が特徴となっています。また先ほど別枠ではないという御説明をいたしましたが、ゼロゼロ資金のように通常の信用保証とは別枠ですが、与信枠は同じということでございます。（令和3年9月6日　経済委員会　宮内企業支援課長）

県産杉を乾燥することで構造材に
県内製材業の乾燥機の導入は遅れている
整備補助事業を推進させるべき

〈仁木県議・質問〉ウッドショック対策の予算について、スギは通常構造材にはならないが、乾燥することによって構造材に変えていくということで予算が計上されていると理解している。この乾燥機は今までにも補助等で設置してきたという認識だが、現状までにどのような対策をされてきたのか。

〈答弁〉これまで徳島の製材は板引きが中心であり人工乾燥の必要はなかったため、人工乾燥機の導入は遅れている状況でございます。直近の調査では県内の製材工場89社のうち、人工乾燥機を入れている業者は23社となっております。ウッドショックを契機に、構造材、柱の部分にもスギを活用していただこうと、今回この事業を準備しています。（令和3年9月6日　経済委員会　小杉スマート林業課長）

〈仁木県議・質問〉その23社においては、現状でどの程度スギの構造材に置き換わっている出荷できているのか、その伸びについて教えていただきたい。

〈答弁〉全体的なボリュームは把握していないのですが、本年4月、5月以降、構造材を引いております県下最大の製材工場では、ずっと1割増産の状態でフル稼働しており、人工乾燥機を入れているその他の製材工場でもほぼフル稼働の状態です。（令和3年9月6日　経済委員会　小杉スマート林業課長）

〈仁木県議・質問〉今回の整備事業においては予算が1億9千800万円だが、どれくらいの件数を予定しているのか教えてほしい。

〈答弁〉補助率2分の1で用意しており、事業費としては3億8千万円ですので、平均的なところで10機の人工乾燥機を県内に導入するよう考えております。（令和3年9月6日　経済委員会　小杉スマート林業課長）

〈仁木県議・質問〉今までの補助はどのような感じだったのか。

〈答弁〉製材施設として補助率2分の1ないし3分の1という事業でやってまいりました。（令和3年9月6日　経済委員会　小杉スマート林業課長）

〈仁木県議・質問〉水産関係について、需要喚起の推進事業はどのような事業であって、今までのものとはどう違うのか教えてほしい。

〈答弁〉県漁連、市場関係者の皆様が立ち上げた徳島県水産物需要回復対策協議会においては、県が創設した公募型の補助事業を活用して、県内の飲食店や量販店に県産水産物を試供品として提供し、落ち込んだ水産物需要を喚起すると同時に、苦境に立つ飲食店の皆様を支援する、食べて応援！徳島の水産物キャンペーンを昨年10月から先月末まで実施してきました。9月補正予算として計上した当事業については、このキャンペーン内容を強化拡充して、引き続き実施しようとするものです。（令和3年9月6日　経済委員会　里水産振興課長）

どんな状況かわからないものに対し予算の審議を行うことはできない。

〈仁木県議・質問〉これまで県は、阿波尾鶏の学生への提供、和牛の飲食店への提供などを実施してきたが、こうした事業は効果の検証を記録しておくべきだと思う。

〈答弁〉事業効果を数値化して示すことは非常に難しいと考えているが、飲食店の皆様にアンケート調査を実施するなど、今後の施策展開に生かせるよう、しっかり事業効果の検証に努めてまいりたいと考えております。（令和3年9月6日　経済委員会　里水産振興課長）

〈仁木県議・質問〉水産の需要喚起の推進事業を例に挙げて、効果がどう出ているのか分析すべきではないかということを事前委員会で申し上げた。水産振興課には取り組んでみるとお返事をいただいているが、部内も含めて御意見を伺いたい。また水産のほうでもその後進展があるようであれば併せて教えてほしい。

〈答弁〉事業実施にあたり、県産農林水産物を生産者さんや関係団体から購入した場合の金額や、イベントに参加いただいた場合の売上など、一時的な実績の数値の把握は可能ですが、最終的な目的である需要喚起、消費拡大につながったのかという部分に関しては定量的に効果を検証することは難しいと考えております。また、公金を活用して事業に取り組むということですので、事業の内容によって違いはありますが、関係者の皆様から御意見をお聞きするなどして、取組の改善点等も含めまして検証を行い、今後の施策、立案に生かしてまいりたいと考えております。（令和3年9月21日　経済委員会　松本農林水産政策課長）

〈仁木県議・質問〉新型コロナウイルス感染症対策事業効果の検証について指標として出すのが難しいとのことだが、どんな状況かわからないものに対して予算の審議を行うことはできない。何らかの評価指標を出すべきではないのか。

〈答弁〉先ほども申し上げましたが、この事業が生産額の増加につながったという直接的な関係性の検証は難しいと考えております。効果をどこに設定するかというところで、その事業の効果の指標を図っていくことも可能かなと考えているところでございます。（令和3年9月21日　経済委員会　松本農林水産政策課長）

〈仁木県議・質問〉地産地消について、コロナ禍を乗り切った後も含めて、コロナ禍を踏まえてどのようにしていかなければいけないとお考えになっているか。

〈答弁〉地産地消については、生産者と消費者の距離が近くなる、食の安全・安心を高めることへの期待、エシカル消費への実践、ひいては農林水産業の振興にもつながる取組で、コロナ禍においても非常に有意義な取組と考えております。これまで関係機関と連携しながら、収穫体験、調理教室、県産野菜を活用した料理コンクール等の実施を進めてきたところで、コロナ禍においても地産地消の推進の取組を更に充実させていきたいと考えております。（令和3年9月21日　経済委員会　林次世代農業室長）

〈仁木県議・質問〉集団免疫の獲得がすすむ現状で、香港便・クルーズ船等インバウンドの関係はどういう方向性を見越しているのかお聞かせ願いたい。

〈答弁〉国内の感染状況に落ち着きは見られるものの、国による渡航制限等があり、インバウンド誘客については依然見通しがついていない状況だと思います。新型コロナウイルス感染症の収束を見据えまして、再開に向けてオンライン等で継続したポートセールスに取り組んでいるところだと聞いております。商工労働観光部としても県土整備部と連携しながら、国際線の誘致に向けた取組を進めていきたいと考えております。（令和3年9月22日　経済委員会　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉飲食関連事業者一時支援金について、実態に合った支給の仕方等について事前委員会で議論になったが、その後何らかの進展等があればお聞かせ願いたい。

〈答弁〉本県の一時支援金につきましては、国の一時又は月次支援金の考え方を基本とし、全国で実施されている関連事業者への県支援金についても参考とさせていただき、検討いたしました。その結果、4月、5月と同額となる金額を決定させていただきましたが、この度コロナ禍の長期化により幅広い事業者を支援するため、売上減少要件を1回目の50%から30%に緩和させていただきま

した。これによって理論上第1期の2倍強となる1千件の事業者を見込んでおり、限りある予算の中で様々な状況を総合的に検討して今回の額を決定いたしました。また、多くの事業者が事業を継続するにあたり、新たな事業への転換が必要と分析されており、その取組への支援が望まれていることから今議会でも小規模事業者経営力強化事業を諮らせていただいたところです。また、今回のデルタ株のように非常に感染力の強い感染爆発が広域的に波及していることから、従来の持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給等、より手厚く大胆な経済対策が講じられるよう、全国知事会を通じて国に要望を重ねているところです。（令和3年9月22日　経済委員会　出口商工政策課長）

飲食関連事業者一時支援金は実態に合った支給が必要だ

実態に合った支給額等の議論の結果売上減少幅の部分を狭めただけだ

〈仁木県議・質問〉実態に合った支給額等の議論は、売上減少幅の部分を狭めたという点のみで終わっているのか、実態の把握をした上で別の方策はないかという内部での議論があった上での結論なのか、そのあたりの状況を教えてほしい。

〈答弁〉支援といっても、前向き投資への支援もあれば、こうした売上減少を下支えするような支援もございます。両方同様に行っていきたいのですが、現在の状況を見てできるだけ前向き投資のほうに予算を割かせていただきました。限りある予算の中でどこまで支給額を上げられるかということも部内で検討させていただいた結果、今回の額を決定させていただきました。（令和3年9月22日　経済委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉とくしまマラソンの参加要件の中に、ワクチン接種証明書又は陰性証明書という部分が入っているが、これは必ず提出、確認しなくてはならないのか。

〈答弁〉今回のマラソン参加については、基本的にワクチン接種証明又は陰性証明を御提出いただくことを義務付けさせていただければと考えております。（令和3年10月28日　経済委員会　岩野にぎわいづくり課長）

〈仁木県議・質問〉各証明書の期限の範囲はどれくらいで想定されているか。

〈答弁〉ただいま国の方でワクチン・検査パッケージの技術検証が行われているところです。ワクチン接種証明に関しては接種後2週間程度が過ぎた方、検査に関しては、PCR検査は72時間以内、抗原定性検査は24時間以内という形で技術検証が行われているとお聞きしています。（令和3年10月28日　経済委員会　岩野にぎわいづくり課長）

鳥インフルのアラート周知徹底を

事業をされている方にいかに周知徹底し対応していただくかが大事

〈仁木県議・質問〉鳥インフルエンザとくしまアラートについて、発動の状況、現在の状況について伺いたい。

〈答弁〉本年度新たに本県独自のアラートを設定しまして、野鳥の糞便からの鳥インフルエンザの検出状況等を踏まえてステージを4段階に分類し、養鶏関係者に対して注意喚起と緊急点検を指示するとともに、防疫対策の強化をしているところです。11月2日、韓国の野鳥でウイルスを確認した時点でステージⅠに、11月10日、国内1例目、秋田県の発生に伴ってステージⅡに、11月11日、鹿児島県の水鳥のねぐら水からウイルスを検出したことによってステージⅢに引き上げております。（令和3年11月22日　経済委員会　福見畜産新興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉いつ策定されたのか。

〈答弁〉策定は4月でございます。（令和3年11月22日　経済委員会　福見畜産新興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉新型コロナ関係のアラートであれば、国の基準等という指標的なアラートがあるかと思うが、これはそういったものがあるのか、それとも徳島県独自のものか。

〈答弁〉県独自で作成しております。昨年の発生状況を踏まえまして、緊急提言などで設定してほしいという要望を上げている状況です。（令和3年11月22日　経済委員会　福見畜産新興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉アラートが設定され、対策を設定されても、事業をされている方にいかに周知徹底し、対応していただくかが大事になってくる。この点についてどのように対応されているのか教えてほしい。

〈答弁〉発生を確認して情報等を関係機関に周知したり、養鶏団体にもレベルを上げる際に周知したりしています。それで注意喚起を図っている状況です。（令和3年11月22日　経済委員会　福見畜産新興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉養鶏にはお肉としての養鶏と採卵鶏があるが、これらの団体を通して養鶏農家に周知をしているのか、それとも県が直接周知徹底しているのか、どちらになるか。

〈答弁〉団体等も含めて、生産者には家畜保健衛生所のほうから情報伝達をしております。団体のほうは、県から連絡等をして周知徹底している状況でございます。（令和3年11月22日　経済委員会　福見畜産新興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉ワクチン・検査パッケージの所管は危機管理部と保健福祉部であることは理解しているが、今後実装を含めて取り組んでいく場合、商工観光労働部も非常に左右されるところかと思う。イベント等に関連するワクチン・検査パッケージの仕組みの周知について、今後どのように取り組んでいくのか、もしくは関係ないという認識なのか、お聞かせ願いたい。

〈答弁〉ワクチン・検査パッケージ制度により、イベントや人の移動等の各分野における行動緩和が可能になり、感染対策と日常生活の回復の両立、経済社会活動の継続が図られる重要なものと認識しております。そこで今後の感染拡大時に備えまして、危機管理環境部など関係部局と連携しまして、県のホームページ、また団体に対する周知などにおきまして、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　原商工政策課政策調査幹）

〈仁木県議・質問〉コロナ関連融資について、代弁率が過去最低の状況で、倒産件数も少なかったのを含めて良い状況であろう。しかしながら返済の猶予期間の3年が過ぎた後のことを考え、返済のフォローの前段階として、代弁率がどのように推移していくかの予測をお聞きしたい。

〈答弁〉政府系金融機関、日本政策金融公庫、民間金融機関のコロナ関連融資では比較的短い据置期間を設定されている事業者が多いものの、本県におけるゼロゼロ資金については、県による上乗せ負担により全ての事業者が3年間実質無利子化されていることもあり長期の据置期間が設定されているところです。返済が始まるまでにできるだけ県内事業者の資金繰りも支援してまいりたいと考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　宮内企業支援課長）

男性の育児休暇の推進を

はぐくみ支援企業として認証・表彰された企業にメリットを受けられるような仕組みがあればなお良いと思う

〈仁木県議・質問〉報告事項の基本方針について、資料1の労働力の確保・育成のところで、男性の育児休業の推進など、働きやすい職場環境の整備と書いてあるが、この基本方針というのは県が県内事業者と連携して進めていくという認識でよろしいか。

〈答弁〉現状、県としては県内業者の事業の継続と雇用の安定、継続を図るため、官民一体として御支援させていただいたところです。次年度に向けましても、コロナ禍の長期化という厳しい環境の中、新たにセーフティーネットを張り巡らしつつ、県内経済の持続的な成長発展に向けて取り組みたいということで、県庁のみならず、民間事業者もこの方針に基づいて県としてはしっかり御支援サポートしてまいります。（令和3年12月6日　経済委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉男性の育児休業の推進、働きやすい職場環境の整備について、現状どうであって、今後どうなっていきたいかを具体的に教えていただきたい。

〈答弁〉いわゆる育児・介護休業法が令和3年6月3日の参議院本会議で可決し成立いたしました。これにより男性育休が支援されることとなり、育児休業を取得しやすい雇用環境整備について義務付けられることとなりました。県においてはホームページや機関紙、労働徳島への掲載、また関係機関と連携しながら、県内企業への制度の周知に努めているところです。また、国においても改正育児・介護休業法等のセミナーの開催や相談窓口の設置がなされておりまして、県としても国とも連携しながら更に周知を図ってまいりたいと考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　脇田労働雇用戦略課長）

〈仁木県議・質問〉今の御答弁だと、周知することが県の基本方針の中での具体的な部分という認識になるが、それで良いか。

〈答弁〉県の方では、子育てに優しい職場環境を進めるということで、優良な企業をはぐくみ支援企業として認証・表彰しております。男性の育児休業等の取得状況も評価の対象に含んでおり、取組が進んでいる企業については認証、表彰してまいりたいと考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　脇田労働雇用戦略課長）

〈仁木県議・質問〉そういった評価をされている企業が、何かしらのメリットを受けられるような仕組みがあればなお良いと思う。そういった目線と視点、それと仕組みを作っていただきたい。

〈答弁〉はぐくみ支援企業の認証、表彰のメリットとしては、徳島県のホームページ等でPRしておりますので企業のイメージアップが図られる、金融機関における低利融資への支援制度の対象になる、お試し発注事業への応募が可能になる、地域連携企業支援資金の貸付け、中小企業向けの融資制度などの優遇支援資金の貸付けが受けられる、などの内容があります。また事業の効果として、女性の就業継続、能力活用に寄与するとともに、表彰企業がモデルケースとして他の企業に波及効果を及ぼし、次世代育成を支援する職場環境整備に対する自主的な取組の機運が高まると考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　脇田労働雇用戦略課長）

〈仁木県議・質問〉この認証制度に更新はあるのか、それとも1回認証したらそれで終わりでしょうか

〈答弁〉更新制度になっております。（令和3年12月6日　経済委員会　脇田労働雇用戦略課長）

〈仁木県議・質問〉男性の育児休業の推進など働きやすい職場環境の整備も認証制度の中に入っているとのことだが、チェックの項目を細分化していく等の形で見直しを順々にしていっていただきたいと思う。

〈答弁〉現在、認証を受けた企業につきましては、取組の内容をホームページ上等で公表しているのでそれをご覧になっていただけたらと思います。審査に当たりましても、男性育休の取得状況等についてもしっかりと審査するようにしていきたいと考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　脇田労働雇用戦略課長）

飲食関連業者に対し一時支援金の速やかな給付を

〈仁木県議・質問〉飲食関連業者の一時支援金の利用状況について、申請件数は652件、支給件数は637件となっており、15件が支給に至っていないがこれはどのような状況だったのか。

〈答弁〉現在申請書を受理し、審査等を実行中で、大体平均10日以内にお支払いできている状況ですので、速やかにお支払いできるものと考えております。（令和3年12月6日　経済委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉残りの15件も支給の見込みはあるということでよろしいか。

〈答弁〉12月3日現在での支給実績で、現在審査中で問題なければ速やかに支給させていただきます。（令和3年12月6日　経済委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉第1期の実績が490件、今回は652件で150件ほど増えております。この増加をどのように分析されているか教えてほしい。

〈答弁〉第2期分に関しては、委託業者のほうからまだ詳細なデータを頂いていないのですが、コロナ禍が長期化したことから売上げの減少要件を第1期の50％から30％に低減させていただき、支給対象の拡大を図ったためではないかと認識しております。（令和3年12月6日　経済委員会　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉動物由来感染症の検査体制の維持、強化と基本方針に載っているが、どういった形で進めていくのか詳しくお聞かせいただきたい。

〈答弁〉人の感染症の半数が動物由来とされておりまして、新型コロナウイルス感染症も動物に由来しております。現在家畜保健衛生所は保健製薬環境センターの検査体制を補完するバックアップ機関として、新型コロナウイルスのPCR検査を実施しております。また近年、世界中から多くの動物や畜産物が輸入されるようになり、また自然の

状況下でも海外から侵入する動物の実態が明らかになってきており、従来国内になかった新しい動物由来感染症が侵入している可能性が高くなっております。このような背景から、感染動物の病原体の監視体制を充実させて、予防対策・発生対策を強化する必要があるということで、実施することとしております。（令和3年12月7日　経済委員会　福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長）

〈仁木県議・質問〉家畜と伝染病の関係の検査は、事象が起こった際に検査するという形だと思う。定期的に検査を行うという方針で立てられているのか、それとも今までどおりの中で検査体制を強化していくという話なのか。

〈答弁〉従来、家畜伝染病予防法に基づきまして、監視伝染病に関してはスクリーニング検査と立入り等を行いまして、検査を実施しているところです。動物由来感染症においては、現在、県外の大学等に検査を依頼しておりまして、検査結果が出るまでに数か月掛かるという状況がございますので、家畜保健衛生所が即時に対応できるような形で取り組み、検査依頼の方の不安の解消にもつなげていきたいと計画しております。（令和3年12月7日　経済委員会　岸本畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉家畜と伝染病の関係の検査は、県外に依頼していたものを、本県独自でするという認識でよろしいか。

〈答弁〉家畜伝染病につきましては、畜産農家に対しまして巡回指導、立入検査を行いまして異常があった場合、また依頼があった場合に検査するという体制を今後強化していくという形でございます。動物由来感染症につきましては、動物病院からの依頼の一部については、もう既に対応している部分はあるのですけれども、更にその部分を広げて対応していくという形です。（令和3年12月7日　経済委員会　岸本畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉そうなった際に、今検査されているところはコロナの検査もしており、業務が重なっていくことになるが対応しきれるのかどうかについて所見をお聞かせいただきたい。

〈答弁〉本年度より、徳島版CDCの検査班として、家畜保健衛生所が保健製薬環境センターとともに検査班として位置付けられました。飽くまで家畜伝染病が発生していない場合等における補完的な検査機関という位置付けです。現在、国内では鳥インフルエンザが発生しておりまして、家畜保健衛生所の業務は家畜防疫に傾注しており、新型コロナウイルスの検査につきましては対応していない状況です。その時々に対応させていただいております。（令和3年12月7日　経済委員会　岸本畜産振興課長）

3年間を写真で振り返る

▲スポーツ議連にて、徳島ヴォルティスのホーム戦を観戦しました

▲新しい県政を創る会と建設労働団体との意見交換会

▲地元本庄教育集会所人権フェスティバル

▲西室苑での避難訓練

▲伊島連絡船、新船記念式典に参加

▲新しい県政、政策予算調査会

▲地元から県議会へ見学に

▲アグリあなん陸上競技場落成式へ参加

とくしま三ツ星ビーフの表記をもっとわかりやすく

とくしま三ツ星ビーフの和牛部門のゴールドスター交雑種部門のシルバースターという表記がわかりづらいのではないか

〈仁木県議・質問〉とくしま三ツ星ビーフを含む畜産ブランドの増産体制の構築、販路拡大を目指すという答弁をいただいているが、どういった形で展開をもくろんでいるのか詳しくお聞かせいただきたい。

〈答弁〉海外輸出につきましては、国際的に通用する認証制度を取得した地域ブランドの牛肉を探しておりました海外バイヤーからの引き合いがございまして、本年3月に初めてアメリカへの輸出が実現いたしました。それ以降も継続的に、ロースなどの高級部位を輸出しておりまして、好評を頂いているところでございます。さらに、ヨーロッパ圏への輸出につきましては、畜産GAPの主な取組の一つでございます生産管理における動物福祉への配慮がヨーロッパのほうでは高く評価されておりますので、そちらを視野に海外展開、これからの取組を進めてまいりたいと考えております。（令和3年12月7日　経済委員会　岸本畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉とくしま三ツ星ビーフを、海外展開、国内展開していく中で、和牛部門のゴールドスター、交雑種部門のシルバースターという表記はわかりづらいのではないか。消費者にとって優しい地域ブランドを確立するためにわかりやすく表記することが必要ではないか。

〈答弁〉取引などが増加するにつれまして、委員のお話にもありましたように、シルバーとゴールドの違いはどういうものかというお問合せを頂きます。認知度がまだ少し不足していますので、販路拡大、生産拡大に取り組むため設立された三ツ星ビーフブランド協議会としっかり連携し更に認知度を向上させていきたいと考えております。（令和3年9月12月7日　経済委員会　岸本畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉とくしま三ツ星ビーフを、海外展開する前に協議していただきますようにお願いしておきたい。

〈答弁〉どのような形にすれば購買者、また消費者の方が分かりやすいものになるか、三ツ星ビーフのブランド確立協議会と御相談させていただきたいと考えております。まずは早急に対応してまいろうと思います。（令和3年12月7日　経済委員会　岸本畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉和歌山と徳島との慣行線の問題について、経緯、経過をお聞かせいただきたい。そして、これまでの和歌山、徳島双方のこの件に関する主張が一体どのようなものなのかということをお聞かせいただきたい。

〈答弁〉本県は明治時代に制定された旧漁業法により、徳島県内の漁協に免許されておりました専用漁業権がございます。この沖合側の境界線ですが、淡路島の諭鶴羽山の最高頂と、淡路島の南にあります沼島の東端を結んだ線の延長、これがちょうど紀伊水道の中央を東西に分けるような形の線で、私どもはこれを通称A線と呼んでいますが、このA線を両県の漁業上の境界として行政を進めてまいりました。両県の漁業者はこの境界線の存在を明確に認識していました。ところが、平成5年の和歌山県議会におきまして、当時の和歌山県知事が和歌山県の中型まき網漁業に関する答弁の中で、この漁業上の境界は存在しないと主張したことに端を発し、主にタチウオを狙って釣る本県の漁業者と和歌山県のまき網漁業者との間でこの漁場利用に関する紛争が発生しました。このような状況を解決するために、両県の行政、業界それぞれの間で協議を行った結果、平成10年に両県の関係漁業団体の間で、伊島の南側の海部沖に両県のまき網漁船が相互に操業できる入合海域を設定する内容の民間協定が締結され、両県の行政及び国はこの協定を尊重することしました。しかし、その後も和歌山県のまき網漁船による、民間協定の違反が繰り返されたため、県では県漁連及び民間協定の本県側の当事者であります阿南市と海部郡の両水産振興会と対応を協議した上、平成25年度以降中断しておりました、徳島と和歌山の間の行政間協議を、水産庁の出先機関であります神戸の瀬戸内海漁業調整事務所の仲介により、平成29年8月から再開しています。本県の主張が認められるよう、協議を継続しています。（令和3年12月7日　経済委員会　杉本漁業調整課長）

〈仁木県議・質問〉昨年8月にこれらの主張のうちに起こった出来事をお教え願いたい。

〈答弁〉本県の小型底引き網漁船が和歌山県の取締船に指導を受けたという事案がありました。和歌山県と漁業者との間で直接やり取りされるものであり、県は詳細を知る立場に無いが、業者に免許してる小型底引き網漁業の許可における操業区域は徳島県海域に限られているため、先ほど説明した徳島県が主張しているA線を越えた場合には、和歌山県側から許可区域外での操業として取締りを受けたものと考えております。（令和3年12月7日　経済委員会　杉本漁業調整課長）

〈仁木県議・質問〉和歌山と徳島とのA線の問題においては、こういった境界線はないと言いながらそれをもって取り締まったということは、境界線があるということを認めたのではないかという主張もできる。また、事実や協議の内容は、逐一委員会に報告していただきたいと思う。

〈答弁〉必要に応じまして、対応、協議させていただきたいと考えております。（令和3年12月7日　経済委員会　杉本漁業調整課長）

〈仁木県議・質問〉この件について何かございましたら、御所見も含めてお聞かせいただきたい。

〈答弁〉この漁業上の境界線につきましては長年にわたり決着が付いていない問題です。今後とも、行政間協議の場において、我が県の漁業者の代表である徳島県漁業協同組合連合会の意向等も十分に踏まえ、本県として毅然とした態度で主張を続けてまいります。（令和3年12月7日　経済委員会　宮本農林水産部次長）

〈仁木県議・質問〉事業再生サポート資金について、事業の軌道修正する際の運転資金の借り方については非常に重要だが、事業計画にのっとって行われるものなのか、その対応について教えていただきたい。また、与信の総量についても教えていただきたい。

〈答弁〉この資金につきましては、中小企業

再生支援協議会などの支援機関の指導・助言の下、経営改善再生計画を策定し、その計画の実施に必要な資金を融資するものとなってございます。この計画につきましては、最低3年間の事業計画を策定いたしまして、そこに必要な資金は貸付けの対象となっているところでございます。また、この資金の与信枠につきましては、企業ごとに金融機関等で判断されるものでございまして、この資金を活用するに当たって広がるといったものではないと考えておりますが、経営改善や再生計画に基づく事業活動を進める中で、その経営の改善、安定化が図られることによりまして、新たな融資の枠が広がることも考えられるものと認識しております。

(令和3年12月14日　経済委員会　宮内企業支援課長)

〈仁木県議・質問〉事業の軌道修正に必要な運転資金においては、与信枠はある程度柔軟に対応できるかどうか教えていただきたい。

〈答弁〉この資金につきましては、保証付き債務の借換えについて対象となっており、プロパー融資については借換えの対象とはされていないところでございますが、この資金の利用に当たり経営改善再生計画を策定する中で、各金融機関や保証協会等、関係者の合意を進めていく中で、プロパー融資の部分につきましても貸付けを実行した金融機関と対応を検討していくものと考えております。(令和3年12月14日　経済委員会　宮内企業支援課長)

〈仁木県議・質問〉私が言っているのは、一本化する際に、軌道修正するための運転資金の上乗せがある程度できるように面倒を見るべきではないのか。そういうところを金融機関が独自でできているかどうかのチェックはしていただきたいということだ。

〈答弁〉この保証制度の特徴としましては、信用保証協会などの支援機関が事業者とともに金融支援を含めた経営改善計画の策定を行い、関係者が深く関与することにより既存債務の借換え、事業を軌道修正するための新たな与信枠の創出等の合意形成を円滑に進めて支援を実行し、そしてその後のフォローアップまで行っていくという仕組みになっております。今後保証協会や再生支援協議会、金融機関を対象に制度の説明等を行っていく際には、債務の一本化による償還の平準化だけでなく、その後軌道修正するために必要な資金についても少しでも打ち込むことができるように、しっかり制度の主旨をお伝えさせていただいて、県そして保証協会、再生支援協議会、金融機関がワンチームとなって事業者をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。(令和3年12月14日　経済委員会　勝川副部長)

〈仁木県議・質問〉令和3年度2月補正予算の県産和牛ブランド飛躍事業はどういった内容ですか。

〈答弁〉和牛肉の評価は、霜降り中心から、現在は健康志向等を背景に、脂肪の質、口溶けに関心が高まっており、和牛のオリンピックと言われる全国和牛能力共進会においても、近年、脂肪の質の遺伝的能力の評価の判明を条件とする出品群が新設されるなど、これまでの増体や霜降りと並び、新たな価値観として、脂肪の質に優れた和牛づくりが期待されている状況になっております。

そこで、県産和牛の食味向上を図るために、脂肪成分を迅速に評価できるデジタル技術、近赤外分光分析を活用して牛肉の脂肪中の不飽和脂肪酸であるオレイン酸を見える化し、データの利活用体制を構築し、次世代の本県の和牛改良の柱となります県有種雄牛の造成にも取り入れながら、おいしい県産和牛の改良へと促進するのが目的でございます。(経済委員会　令和4年2月7日　岸本畜産振興課長)

〈仁木県議・質問〉葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業の内容を教えてください。

〈答弁〉たばこの消費が減少しているという状況から、日本たばこ産業株式会社では、令和3年7月に需給バランスの適性を保つため、令和4年度の廃作募集を行い面積調整を実施しています。

こうした状況の中、国の補正事業において、葉たばこ廃作農地を有効活用し、葉たばこから需要の高い農作物への円滑な転換を図るため、新規作物の導入に向けた実証ほの設置や、農業用機械あるいは農業用ハウスの導入などの取組を総合的に支援するものです。(経済委員会　令和4年2月7日　林次世代農業室長)

栽培漁業促進費が、なぜ減額

栽培漁業というのは県内域の水産にとって非常に大切特に伊島、離島においてもそうだ

〈仁木県議・質問〉当初予算の栽培漁業促進費が前年予算と比べ5割減少しているが、どういった形で調整されているのか。

〈答弁〉栽培漁業促進費につきましては、本県における栽培漁業の定着を図るために、種苗の放流等を行うのに必要な経費を計上するとともに、国と協調し、資源管理型漁業を推進するための情報収集、資源動向を把握するための調査等に要する経費を計上しています。前年度から金額が減少した理由は、手元に現在資料がございませんので、後ほど御説明いたします。申し訳ございません。(経済委員会　令和4年2月7日　里水産振興課長)

〈仁木県議・質問〉和牛の関係とか葉たばこの関係は、新規で是非とも進めていただきたいと思います。水産の関係の栽培漁業促進費が、ほかの事業の中で、減額割合が半分ぐらいというのが目立ちます。栽培漁業というのは県内域の水産にとって非常に大切。特に伊島、離島においても、この数字がどういう意味を示しているのかというのが、私は気になります。

〈仁木県議・質問〉とくとくターミナルの運営の方式を教えてください。

〈答弁〉とくとくターミナルは、指定管理ではなくて行政財産の使用許可ということで、民間のテナントによる運営協議会を作って運営をしています。(経済委員会　令和4年2月7日　利穂観光政策課長)

〈仁木県議・質問〉そうしたら、この当初予算なのですけれども、とくとくターミナルの運営費が前年度比倍になっています。この算定根拠を教えてください。

栽培漁業とは

栽培漁業は、水産動物の減耗が最も激しい卵から稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとするものです。

対象種の水産資源への加入量を積極的に増大させるだけでなく、放流水域における水産管理を通じ、対象以外の水産動物をも包括した資源管理の展開を促進し、水産資源の安定化と増大に資することを目的としています。

〈答弁〉とくとくターミナルにつきましては、平成15年オープン時以来、空調設備が一度も更新されていないということで、その修繕費として今回、約2千752万2千円を経費を計上させていただいております。そのため、昨年の倍ぐらいの増加となっております。（経済委員会　令和4年2月7日　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉増加分については全額空調のやり替えということでいいのでしょうか。

〈答弁〉増えた分はほぼ全額空調設備工事と言っても過言ではありません。（経済委員会　令和4年2月7日　利穂観光政策課長）

〈仁木県議・質問〉オミクロン第6波が到来した飲食店の業況についての認識と、あとワクチン・検査パッケージの状況について本県はどのような状況だと認識しているのか。

〈答弁〉全体的な景況感についてはアンケートで報告させていただきましたとおり、主に観光関連、この中には飲食であるとか小売り、対人サービスをする業種、業態が入っているのですけれども、ものづくり、製造業者よりも比較的人との交流、接触を要するというところで、非常に厳しい数値になっております。徳島県社交飲食生活衛生同業組合連絡協議会の理事長さんに聞きましたところ、夜は足が止まって非常に厳しいという状況を伺っています。

あと、ワクチン・検査パッケージにつきましては、前向きな実証実験を実施し、国にその旨の報告をしました。しかし、第6波が急速にまん延し、35都府県にまん延防止等重点措置がとられている状況で、まずはピークアウトに専念しており、今のところワクチン・検査パッケージ認証店は危機管理当局が徐々に裾野を広げていますが、今のところは止まっている感じでございます。（経済委員会　令和4年2月7日　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉接種済証を持って行って、夜の街を回る雰囲気でもない状況ですが、本県においては飲食店の休業の補償もない。今の状況で言えば、国のこの250万円の給付金以外に何ら支援策はない。どのように施策を考えているのか。

〈答弁〉オミクロン株のまん延、年末からの原油・原材料価格の高騰、サプライチェーンが止まり生産できない。3月までの当面の資金需要というところで、国が事業復活支援金を1月末に開始したところでございます。これが県下全体に張り巡らされた商工団体ネットワーク、中小企業診断士、身近な税理士さんなど、いろんな方がその支援を頂くための登録機関として動かれ、事業者のほうの資金需要をできるだけ早く供給できるように頑張っていただいています。

県におきましても、非常に厳しい資金需要があるというのは重々承知しており、昨年から伴走支援型の分を動かしたり、経済変動対策資金の要件の緩和していますが、いずれも債務でございまして、いずれ返済が必要なのと、与信が足りないところも中にはあろうかと思います。

一番影響を受けているのは飲食店
事業継続応援金について店舗ごとに支給する制度改良の余地がないのか

そういった中で、国の政府系金融公庫で年度末まではまだコロナの特別利子補給制度があり、県単で言うところのゼロゼロ資金、向こうはゼロ資金ですけれども、そういった情報提供しつつ、アンテナを高く張り、他府県の状況も見据えながら、また県の中で検討させていただきます。（経済委員会　令和4年2月7日　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉私は一番影響を受けているのは飲食店でないかと考えます。そこで事業継続応援金については事業者ごとの支援で店舗ごとではありません。飲食店は、店舗ごとに人を配置し、仕入れを行い、固定費も掛かっていますから、店舗ごとに支給する制度改良の余地がないのか。

〈答弁〉これまでも徳島県内で5～9月と飲食店への時短要請が発令され、丁寧に店ごとへの協力金という全国統一基準のスキームで、若干徳島のオリジナルで最低補償を5千円アップし、協力金を支給してまいりました。

この度、幅広い業種にという要請があり、我がほうでもどういう支援策が一番いいのか検討させていただきました。昨年11月の国の令和3年度補正で地域限定なし、全業種対象の事業復活支援金がございました。限られた県の予算、財源の許す中で、できるだけ支援のウイングを広げ、できたのがこの制度でございます。急を要する制度ですので、あさって24日からまずは幅広く御支援させていただきまして、第6波を克服してまいりたいと考えております。

仁木県議が言っていた飲食店への可能性に、今すぐ明確ないい答弁はなかなか難しいのですけれども、今後の支援策の検討材料としてその部分も含めて、検討とさせていただいたらと考えております。（経済委員会　令和4年2月22日　出口商工政策課長）

〈請願説明〉請願第17号につきまして、御説明させていただきます。最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度でございます。本県の地域別最低賃金については、毎年、中央最低賃金審議会から提示される目安を参考に、徳島労働局内に設置されております公益代表、労働者代表及び使用者代表からなる徳島地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた調査、審議を行い、当審議会からの答申を踏まえ徳島労働局長が決定することとなります。また、地域別最低賃金の決定に際しては、最低賃金法第9条により、地域における労働者の生計費及び賃金に加えまして、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとされております。国においては、生産性の向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業等に対して助成する業務改善助成金や企業の賃上げを促進する税制措置など、賃上げが可能となる環境整備に向けた支援が行われております。請願第17号に関する説明は以上でございます。（経済委員会　令和4年2月22日　梅田商工労働観光部長）

〈仁木県議・意見〉ただいまの請願について、意見と採決について表明したいと思います。この請願においては、総論については賛同できるものと思っておりますけれども、意見書の内容部分に、最低賃金1千500円以上を目指すという金額が記入されている現状において、本県における最低賃金は832円だったと思うんですけれども、その現状と余りにもかけ離れている状況があります。これは全国平均における930円という部分も同じことでございます。段階的に引上げをしていくことが現

実主義でありまして、1千500円というところが今ここで提示されるという部分についてはなじまないと思っております。ですから、そういった考えにいたりましたので、私といたしましては継続でお願いしたいと思います。（その後、請願は不採択）

〈仁木県議・質問〉方針等々もあると思うが、2年間、予算が執行されないというのはちょっとおかしい。この販売計画や投資効果率が変更はあるのですか。

〈答弁〉例えば投資効果でしたら再度計算し直しておりますので、投資効果の変更はございます。販売計画につきましては、変更計画では当初計画と変わっておりません。（経済委員会　令和4年2月22日　田中鳥獣対策・ふるさと創造課長）

〈仁木県議・質問〉販売計画、売上計画は変わっていないけれども、投資効果率が変わるというところをもう少し詳しく教えていただけますか。

〈答弁〉投資効果が変わった主な理由といたしましては、変更するときに例えば施設の内容を再検討いたしまして、もう少しスリム化して、施設自体をもう一度見直した結果、投資効果を変更しております。（経済委員会　令和4年2月22日　田中鳥獣対策・ふるさと創造課長）

〈仁木県議・質問〉今回のこのジビエの処理施設は、阿南だけのためなのか。この処理場の管理規約があり、阿南市猟友会しかその処理施設に獲物を持ち込めないような一文が存在すると聞いておりますが、これは県のほうで確認されているのですか。

〈答弁〉処理施設は捕獲鳥獣の有効な利用、そして広く使っていただくということで、空白地も含めて今、整備しているところでございます。そういうことから、一定地域だけで運営するというのではなくて、広くより多く処理・販売していただき、県民の皆様にジビエの肉のおいしさを広く知っていただくために運営していただければと思っております。

管理運営規約の案で、その第8条第1項の中に、施設に有害獣を持ち込むことができるものは、現に徳島県狩猟者登録証又は阿南市有害捕獲従事者証を所持している、阿南市猟友会会員とするというのを確認しております。（経済委員会　令和4年2月22日　田中鳥獣対策・ふるさと創造課長）

ターンテーブル設置目的はPR効果による間接売上アップ

〈仁木県議・質問〉ターンテーブルの、間接売上げはどこに記載されていますか。

〈答弁〉間接売り上げにつきましては、現時点では、ターンテーブル社の5か年の計画の中で、そこまでの算定は終えておりませんので、施設本体の利用見込み、そしてそれに伴います収支の計画という内容になっております。（経済委員会　令和4年2月24日　七條もうかるブランド推進長）

〈仁木県議・質問〉間接売上げが見込めるから、私は委員としても議員としてもターンテーブルの存在意義を肯定をしてきました。間接売上げの額が表示されないのであれば、私は肯定しがたい。現状ではどんな感じなのですか。

〈答弁〉これまでの間接売上げですが、直近の正式な数字としましては令和2年度1年間の数字が算定されております。飲食物販部門の売上げにつきましては、直接売上げで6千932万7千円で、これに対し、関与売上げ商談会ですとかあっせん等の手法を用い、成立しました扱いが2億444万4千円、合わせて2億7千377万1千円です。（経済委員会　令和4年2月24日　七條もうかるブランド推進長）

http://turntable.jp/

〈仁木県議・質問〉間接売上げで、2億円ですから、県が転貸に対し5千万円を出しても、広告PR効果があると判断ができます。県がこのターンテーブルを設置している目的というのは、そこだと考えます。

4月1日から契約をまき替えにあたり、実際の事業の売上げだけで判断しないでほしい、今後は関与売上を委員会にも出してほしいと思います。そうでなければ、ターンテーブルは不要と思われても仕方がないと思います。それとターンテーブルの不動産契約における事前の継続告知はいつでしょうか。

〈答弁〉現契約におきましては、契約満了の1年前までに継続の意思を告知することとなっております。したがいまして県が施設を借りているジャパンアセットマネジメント社に対し、昨年3月末に継続の意思を伝え、運営事業者であるターンテーブル社からも、昨年3月末に県に対し、引き続き事業を継続したいという申し出を頂いております。

なお、ターンテーブル社との不動産の賃貸契約では、その中に一定の運用条件を付して施設をお貸しすることになっておりますので、こういった条件の内容について、現在も協議を進めています。しかし、現時点で全てを御報告するまでには至っていない状況でして、関与売上げ等についても調整を進めておりますので御理解を賜りたいと思います。（経済委員会　令和4年2月24日　七條もうかるブランド推進長）

〈仁木県議・質問〉昨年の2月の委員会に報告した上で、決定されたのですか。何もなく、そのまま来て今こういう状態なんでしょうか。

〈答弁〉1年前に、令和4年度以降引き続き施設を運営していくという手続がされました。また、昨年度、ターンテーブルを県が運営するべきなのかを問う外部有識者会による評価委員会を開催し、施設の機能や運営事業者の運営方法等について評価を頂き、一定の評価を頂くとともに、引き続きの運営は、更なる効果が期待できるという御報告を頂きました。

こういったことを基にし、県は引き続き施設を運営するという方針の下、ジャパンアセットマネジメント社に継続の意思を伝え、ターンテーブル社の意思を受理したところでございます。（経済委員会　令和4年2月24日　七條もうかるブランド推進長）

ＪＧＡＰ取得体制を強化し取得サポートするべき

〈仁木県議・質問〉ＪＧＡＰの取得の体制は今、畜産振興課の人員二人ほどでやっている現状と認識しています。その体制で十分なのか。今後の方針をお聞かせ願えればと思います。

〈答弁〉畜産ＧＡＰにつきましては、家畜保健衛生所の職員、また農業支援センターの職員、畜産振興課の職員、このあたりの県職員が畜産ＧＡＰの指導員の資格を取り、現在では24名の指導員が、個々の農家さんに対し、家畜保健衛生所・農業支援センターが、また農場に対しては畜産振興課の職員が指導、サポートを行う二つのチームとしてこれまで取り組んでまいりました。ただ二万で、先ほど仁木県議から御指摘いただきましたとおり、一度認証取得を行っても2年ごとに更新の審査を受けると、絶えず1年に1回程度は認証機関の審査を受けることになり、農家さんにとって大変な部分がございます。この部分につきましては、畜産振興課、家畜保健衛生所、農業支援センター、畜産研究課、それぞれの職員が二つのチームとなり、維持の部分も新たなＧＡＰ取得の推進も、そういう体制づくりを行い、県内のＧＡＰの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

（経済委員会　令和4年2月24日　岸本畜産振興課長）

〈仁木県議・質問〉体制づくりは引き続きしっかりしてください。何度も言う理由は、ＪＧＡＰを維持・継続するに当たり、事務作業が膨大にあります。飼養衛生管理の関係の作業は1割。9割以上が文書管理。そういった実情から、徳島県で畜産の体制整備を徳島県で体制は整えていただきたいとお願いし、質問を終わります。

〈仁木県議・質問〉とくしまマラソン中止の判断は賢明な判断であったと私は評価しております。そこで、コロナ禍によるイベント中止に補助金を出すとか、スポンサー企業の税制優遇とか、受益者の皆さんやスポンサーの皆さんの理解を得られたら、参加者の皆さんに少しでも多く払い戻しするなど、前向きな今後の調査をしていっていただきたい。

〈答弁〉我々はまだそこまで十分検討に至っていないところでございますので、仁木県議からお話しいただいた部分も勉強させていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。（経済委員会　令和4年3月8日　岩野にぎわいづくり課長）

〈仁木県議・質問〉事業継続応援金について業種別の申請数のランキングを教えてください。

〈答弁〉日本標準産業分類の大分類でのカテゴリーで収集しており飲食店は1位の宿泊業、飲食サービス業の448件の中に入っております。（経済委員会　令和4年3月8日　出口商工政策課長）

〈仁木県議・質問〉県内の飲食店は6千～7千件ありますから、まったく全然足りない。飲食店に対し、この制度を利用していただくためにどうやって推進していくのか御答弁いただきたい。以前、食品衛生協会さんに投げたところから、危機管理関係の補助金関係は伸びました。その点を重々理解していただいた上で進めていただきたいと思います。

〈答弁〉2月24日から募集を開始しました。全体、見積上は対象は1万事業者ですけれども、その客体となるのは2万8千事業者ございます。周知については、今のところホームページや新聞の折り込みですが、やはり、商工関係団体や市町村役場、飲食店も入っている生活衛生同業組合の10の組合、タクシー関係団体、金融機関、ＪＡ、ＪＦ、組合さんを所管している中小企業団体中央会に、紙の申請要領を送らせていただくという手はずを現在進めているところでございまして、常に5月31日までの申請の締切まで、ずっと情報の発信に努めてまいりたいと考えております。（経済委員会　令和4年3月8日　出口商工政策課長）

国民民主党の徳島県連が四国で2番目に発足

仁木啓人、黒崎章徳島県議が呼びかけ人として地方議員を含む賛同者を募り2022年3月26日午後、徳島グランヴィリオホテルにて県連結成大会が開かれました。当日の午前中は、国民民主党代表、玉木氏と共に、徳島県内視察や徳島駅前でお街頭演説を行いました。

▲玉木代表と共に、賀川豊彦記念館を見学。

▲玉木代表と共に、元内閣官房長官仙谷由人先生のお墓参り。

◀（右）第49回衆議院総選挙出陣式、博文候補とダブル仁木で、いざ出陣。

３年間を写真で振り返る

▲国民民主党、玉木代表と共にTIB（一般社団法人徳島イノベーションベース）を訪問し、地方活性化の展望について協議。

▲国民民主党、玉木代表と共に徳島駅前にて、街頭演説。

▲国民民主党徳島県総支部連合会結成大会において幹事長就任。

▲徳島駅前にて、政治家を目指す若者と話す玉木代表。

▲国民民主党徳島県総支部連合会結成大会後、記者会見に幹事長として応対。

◀親族の仁木博文氏、苦節18年目にて、ようやく衆議院徳島県第二選挙区にて勝利！妻と博文夫妻と勝利のワンショット。

地域のお住まいの皆様へ

料金別納
郵便

タウンプラス

▲全国水平社創立100周年記念集会へ参加

2020年(令和2年)10月28日 水曜日

阿南長生地区住民

こども園 早期開設を

市に陳情書と署名提出

阿南市土地開発基金条例

廃止案まとまらず

市議会議長 採決先送り

大里松原海岸の松林再生を議論

▲長生認定こども園（仮称）の早期実現へむけて、陳情書を提出。（徳島新聞より）

2020年 月 日

若者の願い 実現へ代弁

阿南 仁木 啓人県議(33)

必要とされる政治家に

▲徳島新聞に「奮闘議員」として紹介される

国旗カラーのマスクで反戦の意

県議会

ロ軍撤退求め 決議案を可決

ウクライナ国旗カラーのマスクを掲げ、開会を待つ県議＝県議会議場

県議会は9日の2月定例会本会議で、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議案を全会一致で可決した。

公明の2人を除く全議員34人の連名で決議案を提出した。岡本富治氏（県議会自民党）が「力による一方的な現状変更は断じて容認できない。ロシアの軍事侵略に対し、最も強い言葉で抗議と非難の意を表明し、即時の攻撃停止と無条件の完全撤退を強く求める」などと提案理由を説明した。

この日は全議員がウクライナ国旗カラーのマスクを着けて本会議に出席し、戦争に反対する意思を示した。（秋月悠）

阿南市議会も可決

阿南市議会は9日の3月定例会本会議で、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議案を全会一致で可決した。

議長を除く全議員25人の連名で決議案を提出した。橋本幸子氏（市民クラブ）は「ロシアによるウクライナ侵攻は明白な国連憲章違反。平和擁護非核都市を宣言する本市として決して容認できない」などと提案理由を説明した。（田尾聡）

▲ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議案に賛成（徳島新聞より）

▲海陽町にて、聖火リレー出発式

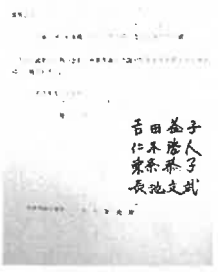

▶新しい県政を創る会が、知事職にとどまるよう動議を提出し知事が不出馬を決定（徳島新聞より）

2020年 月 日

飯泉氏、衆院選不出馬

県議会で表明「知事職に全力」

慰留受け直前に翻意

県議会議員（阿南選出）　仁木よしひと　プロフィール

昭和61年11月17日　阿南市長生町生まれ　（寅年/A型）

学歴／
阿南聖母幼稚園　卒園
長生小学校　卒業（長生ファイターズ）
阿南第一中学校　卒業（生徒会長・野球部）
富岡東高校　卒業（生徒会長・陸上部）
東京農業大学　卒業（国会議員会館にて、インターン活動）

職歴／
（株）徳島銀行にて3年6ヵ月勤務（入行時、総代）
元内閣官房長官　仙谷由人　秘書

平成25年11月10日　阿南市議会議員一般選挙　初当選
平成29年11月12日　阿南市議会議員一般選挙　2期目当選
平成31年4月7日　徳島県議会議員選挙（阿南選挙区）　初当選

役職歴／
徳島県議会防災感染症対策特別委員会　副委員長
阿南市議会産業経済委員長
阿南市水産振興議員連盟　幹事長
富岡東高校体育文化後援会　副会長
その他、地域の役職など多数

その他／
第25回土光杯全日本学生弁論大会　出場
阿南市男女共同参画審議会　審議委員を経験
法政大学大学院公共政策研究科科目等履修生
「行政法事例研究」単位取得
JGAP・農場HACCP推進指導員

趣味／旅行（歴史探訪）　釣り・アウトドア

徳島県議会議員　仁木よしひと　阿南市長生町恋田 2-1　Tel.0884-23-4410　http://yoshihito-niki.com/

参考様式３

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	2

①	年月日	令和4年3月31日
②	内容	FAXアンケート用紙印刷　17,000枚 県政報告に同封し、県政に関するアンケートを実施する ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	紙面に占める政務活動分の紙面割合により按分率を67/100とする。

④ 経費

費目	領収書金額（円）	按分率（／）	充当金額（円）	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
印刷費	49,800	67/100	33,366	アンケート用紙印刷　17,000枚	✓	
合計	49,800		33,366			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☑ 後援会主催の報告会等ではない	
☑ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☑ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☑ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

（裏面）

【按分による支出の場合】

按分率	67/100
政務活動費の支出額	33,366円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円

領　収　証

仁不啓人　　様　No.

¥ 49,800-

但　県政報告郵送 Fax アンケート用紙

24 年 3 月 31 日　上記正に領収いたしました

収入印紙		
内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒770-0855
徳島県徳島市新蔵町2丁目31番地
株式会社ワーズブレー[redacted]
代表取締役 杉本英治

D211R18

FAXご意見・ご提言　用紙

ご記入日　　年　　月　　日

徳島県議会　新しい県政を創る会　控室（仁木）あて

FAX：088-621-2817

ご自由に
ご記入ください

意見、要望、提案などをお伝え下さい。

あなたの力を仁木よしひとにお貸し下さい。（ご協力いただける項目に○印をお願いいたします）

1　近所や知人にチラシを配ることができる。
2　ボランティアとして事務所の手伝いができる。
3　集まりの場に仁木よしひとを呼ぶことができる。
4　その他（　　）

（ふりがな） お名前	男・女	年　月　日生まれ （　　歳）
ご住所　〒		
お電話	FAX	E-mail
お知り合いの政治関係者（市議・元議員など）		

ご利用のSNS	Facebook	Twitter	Instagram	その他（　　）
	ID	ID	ID	ID

参考様式７

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額（円）	按分率（ / ）	充当金額（円）	備考
帝国ニュース四国版(2021年10月～2022年9月)	59,400	10/10	59,400	
合計	59,400		59,400	

（注）一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

（注）定期購読をしている刊行物について、１２ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☑ 充当に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	東条

（裏面）

【按分による支出の場合】

按分率	10/10
政務活動費の支出額	59,400円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円

領　収　証

No. 2021-4326
（預り証No. 2021072001分）

徳島県議会議員　仁木　啓人　様

¥59,400-

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

但し　帝国ニュース四国版 代金 として

内　訳　※印は軽減税率対象商品		金 額	消費税等
※ 帝国ニュース四国版	自2021年10月 至 2022年9月	55,000	4,400
合　計		55,000	4,400

（軽減税率8%対象：59,400円）

上記金額正に領収いたしました。

2021年9月29日

〒107-8680
東京都港区南青山2丁目5番20号
株式会社帝国データバンク

参考様式７

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2

書籍名	領収書金額（円）	按分率（／）	充当金額（円）	備考
流域治水がひらく川と人との関係	2,178	10/10	2,178	
合計	2,178		2,178	

（注）一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

（注）定期購読をしている刊行物について、１２ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☑ 充当に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	東条

（裏面）

【按分による支出の場合】

按分率	10/10
政務活動費の支出額	2,178円

領　収　証

№152198

フリガナ

都道府県　市町村

フリガナ

徳島県議会新しい県政を創る会　石木哲人　様

（お客様コード）

[redacted]

金　額	千	百	拾	万	千	百	拾	円		
				1	2	1	7	8		

印紙税法第５条別表第１の課税物件第１７号により非課税

ただし

流域治水がひらくいりと人との関係　1冊の代金として

上記金額正に領収致しました

2022年1月4日

東京都港区赤坂７丁目６番１号

一般社団法人　農山漁村文化協会

専務理事　[illegible]島　主

（本証に担当者印のなきものは無効です）

担当者

注　意

◎次の場合、お客様コードを明示の上連絡下さい。
御住所の変更や未着、落丁の時、「現代農業」等を中止される時（一カ月前）。
◎この領収証は保存しておいて下さい。

参考様式９

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	1

① 商品名・数量・単価・発送内容

※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること

※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること

商品名	個数	単価（円）	合計（円）
ぺんてるノック式エナージェル1.0	1本	198円	198円
ブロックロディア　No.18	1冊	1,100円	1,100円

② 経費

費目	領収書金額（円）	按分率（／）	充当金額（円）	支払の内容	発送物写し
事務費	2,398		1,298	文具代（ノック式エナージェル1.0，ブロックロディアNo.18）	
合計	2,398		1,298		

（注）備品（取得価格１０万円以上のもの。但しパソコンは除く）については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。
どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。（充当の計算はガイドラインP25を参照）

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☑ 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
☑ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

（裏面）

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	1,298円

文具館
Charley

文具館チャーリー
TEL:088-625-2411
営業時間10:00～22:00

【スタッフ募集中】
文具・雑貨・書籍が好きな方
接客や陳列に興味のある方
未経験の方も大歓迎です!!
お気軽にお問い合わせください。

店No:501　レジNo:0002
2021年06月10日(木)　13時45分

領収書

○025ﾍﾟﾝﾃﾙﾉｯｸｼｷｴﾅ　ﾙ1.0　¥198
4902506　060
×025ｷｮｳﾉｶﾀﾁ　ｲﾁﾏｲﾅﾝﾐﾚﾀｰｾ　¥1,100
4941321605092
@550×2個
○025ﾌﾞﾛｯｸﾛﾃﾞｨｱ no18　¥1,100
3037920182001

小計　4点　¥2,398
合計　¥2,398
(10%内税額　¥218)
(10%内税対象額　¥2,398)
クレジット　¥2,398

上記正に領収いたしました
返品・交換の際は
商品及びレシートをお持ちの上
1週間以内にご来店下さいませ。

＜保管上のお願い＞
財布等に入れ保管戴く場合、
印刷面を内側に折り返し保管
して下さい。

レシートNo:003321
責:0000000042758[redacted]